

(案)

鎌ヶ谷市総合基本計画

基本構想

前期基本計画

目次

総合基本計画について	1
1 総合基本計画とは	1
2 総合基本計画の構成	1
第1編 序論	3
第1章 総合基本計画等の策定経緯	3
第2章 鎌ヶ谷市の概要	5
第1節 地理的状況.....	5
第2節 地形	6
第3節 地域資源.....	6
第4節 人口の推移.....	7
第5節 産業	9
第6節 まちづくりにおける市民の意識.....	10
第2編 基本構想	15
第1章 まちづくりの基本理念	15
第2章 鎌ヶ谷市が目指す将来の姿（都市像）	16
第3章 基本目標	17
基本目標1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち（保健・福祉）	17
基本目標2 子どもの生きる力をはぐくむまち（子育て・教育）	18
基本目標3 自然と調和した 災害に強いまち（安全・環境）	19
基本目標4 にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち（都市基盤・産業）	20
基本目標5 豊かな心と生きがいを実感できるまち（生涯学習・文化・スポーツ）	21
第4章 基本構想の実現に向けて	22
第1節 市民協働・男女共同参画・多文化共生.....	22
第2節 持続可能な行財政運営.....	23
第3編 前期基本計画	26
第1章 計画の概要	26
第1節 計画の趣旨.....	26
第2節 計画の名称.....	26
第3節 計画期間.....	26
第4節 計画の策定にあたっての基本的な考え方.....	26
第2章 人口推計	27
第3章 財政見通し	28
第4章 土地利用	29
第1節 土地利用の基本的考え方.....	29
第2節 土地利用の方向性.....	29

第4編 重点プロジェクト	33
第1章 重点プロジェクトとは	33
第2章 重点プロジェクトの選定方法	34
第5編 各分野の施策展開	39
第1章 施策の体系	39
第2章 施策の見方	41
第3章 各分野の施策展開	43
政策1 保健・福祉	43
政策2 子育て	53
政策3 教育	57
政策4 安全	63
政策5 環境	69
政策6 都市基盤	75
政策7 産業	87
政策8 生涯学習・文化・スポーツ	93
政策9 市民協働・男女共同参画・多文化共生	99
政策10 持続可能な行財政運営	103
資料編	111
用語解説	111
施策の状態指標（目指す方向性）の一覧	112
成果指標の一覧	115
計画の策定体制	125
鎌ヶ谷市総合基本計画審議会	126
(1) 審議経過	126
(2) 委員名簿	127
(3) 諮問書及び答申書	128
中学生アンケート調査結果	131
計画の策定過程	137
関連例規（条例、規程）	140

総合基本計画について

1 総合基本計画とは

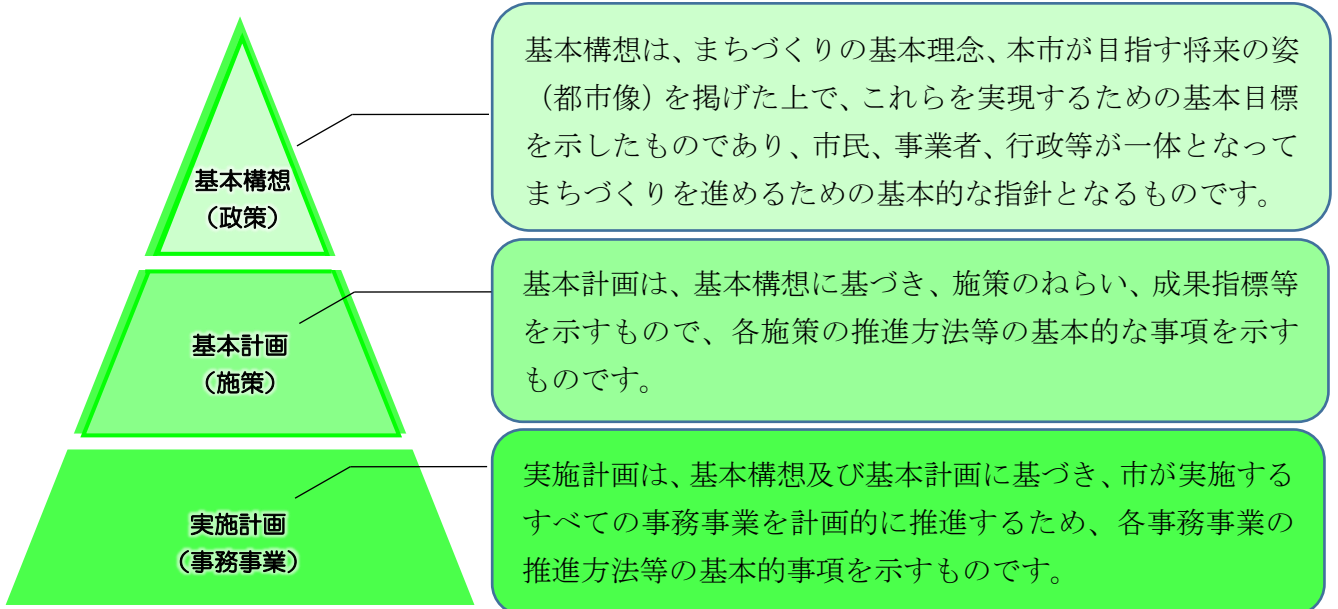
鎌ケ谷市総合基本計画は、まちづくりの基本理念「みんなでつくるふるさと 鎌ケ谷」に基づき、市民、事業者、市が一体となって目指す将来の姿（都市像）「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ケ谷」を実現するための指針となる計画であり、本市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための計画です。

2 総合基本計画の構成

総合基本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のそれぞれの内容は次のとおりです。

図表 1 総合基本計画の構成



図表 2 総合基本計画の計画期間

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
基本構想	基本構想 (12年間)											
基本計画	前期基本計画 (6年間)						後期基本計画 (6年間)					
実施計画	第1次実施計画 (6年間)						第2次実施計画 (6年間)					
				第1次実施計画《補正版》(3年間)						第2次実施計画《補正版》(3年間)		

※実施計画は、計画期間を6年間とし、3年ごとに補正版として見直しを行います。

図表 3 総合基本計画全体イメージ



第1編 序論

第1章 総合基本計画等の策定経緯

本市は、市制施行の前年となる昭和45年3月に、「市制施行の実現」と「農村都市から住宅都市への転換」を目指すとともに、都市計画事業等を推進するため、「鎌ケ谷町総合開発計画」を策定し、翌年9月に、市制施行を迎えました。

その後、急激な人口増加や都市環境、社会情勢の変化に対応するとともに、本市の目指す姿の実現のため、昭和52年には「自然と調和した住みよい街づくり」を目標とする「鎌ケ谷市総合基本計画」、昭和61年には「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ケ谷」を都市像とする「鎌ケ谷市新総合基本計画」、平成13年には「鎌ケ谷市総合基本計画 ーかまがや レインボープラン 21ー」を策定し、今日まで、市民、事業者、行政との協働により、まちづくりに取り組んできました。

この間、東武野田線（東武アーバンパークライン）（以下「東武野田線」という。）及び新京成線の高架化、全公共施設の耐震化、きらり鎌ケ谷市民会館の整備、学校給食センター、消防本部庁舎及びくぬぎ山消防署の建替え、陸上競技場のリニューアルをはじめとした事業を実施し、暮らしやすい生活環境の整備に努めて来たほか、市内全小中学校のエアコン整備、待機児童ゼロのための保育所整備、子ども医療費の助成拡大、教育環境の整備など、子育て支援及び教育施策の充実を図っています。

特に、新鎌ケ谷駅周辺地区は、平成16年のまちびらきを契機に、大型商業施設、総合病院をはじめとした医療施設、保育園などが整備され、さらに平成22年に成田スカイアクセス線が開通し、本市の新たな顔となる広域交流拠点として整備されています。

これらの取り組みにより、本市の人口は、平成30年に11万人に到達するなど、市制施行から約半世紀の間に大きな発展を遂げてきました。

しかし、今後は、急速な少子高齢化の進展という厳しい課題に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威による経済状況の悪化や市民生活の不安などにも対応していかなければなりません。

また、本市の財政状況は、国の三位一体の改革などを要因に、平成19年度決算では危機的状況に陥るなど悪化したため、徹底した行財政改革を推進してきましたが、今後も少子高齢化のさらなる進展や国の経済動向などによる財政状況の悪化は想定しなければなりません。

このことから、令和3年度から始まる「鎌ケ谷市総合基本計画」では、「みんなでつくるふるさと 鎌ケ谷」を基本理念として、本市が目指す将来の姿「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ケ谷」を実現するため、まちづくりの主体となる市民、事業者、行政が目標を共有し、お互いに連携、協力しながら、市が目指す将来の姿とそれぞれの施策を掲げています。

昭和 45 年 3 月 鎌ヶ谷町総合開発計画（昭和 45 年度～昭和 54 年度の 10 年間）



昭和 46 年 9 月 市制施行（人口 44,760 人、県内 24 番目）



昭和 52 年 6 月 鎌ヶ谷市総合基本計画 基本構想（昭和 52 年度～昭和 60 年度の 9 年間）
昭和 53 年 9 月 鎌ヶ谷市総合基本計画 基本計画（昭和 53 年度～昭和 60 年度の 8 年間）



昭和 60 年 3 月 鎌ヶ谷市新総合基本計画 基本構想（昭和 61 年度～平成 12 年度の 15 年間）
鎌ヶ谷市新総合基本計画 第 1 次基本計画（昭和 61 年度～平成 2 年度の 5 年間）
昭和 61 年 3 月 鎌ヶ谷市新総合基本計画 第 2 次基本計画（平成 3 年度～平成 7 年度の 5 年間）
鎌ヶ谷市新総合基本計画 第 3 次基本計画（昭和 8 年度～平成 12 年度の 5 年間）



平成 12 年 9 月 鎌ヶ谷市総合基本計画 基本構想（平成 13 年度～令和 2 年度の 20 年間）
平成 13 年 3 月 鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画（平成 13 年度～平成 22 年度の 10 年間）
平成 22 年 2 月 鎌ヶ谷市総合基本計画 後期基本計画（平成 23 年度～令和 2 年度の 10 年間）



令和元年 12 月 鎌ヶ谷市総合基本計画 基本構想（令和 3 年度～令和 14 年度の 12 年間）
令和 2 年 12 月 鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画（令和 3 年度～令和 8 年度の 6 年間）
令和 3 年 4 月 鎌ヶ谷市総合基本計画（基本構想・基本計画・実施計画）に基づく、市民、事業者、行政が一体となったまちづくりのスタート

第2章 鎌ヶ谷市の概要

第1節 地理的状況

本市は、千葉県の北西部、東京都心から25km圏内に位置し、市の面積は21.08 km²となります。市内には東武野田線、新京成線、北総線、成田スカイアクセス線の鉄道4線が乗り入れ、都心（日本橋、浅草等）へ直通で約30分、船橋、松戸、柏等の沿線都市へも20分以内という恵まれた立地条件にあります。

図表 4 鎌ヶ谷市の位置



一般国道464号北千葉道路は、市川市と成田市を東西に結ぶ約43キロメートルの幹線道路で、全線が開通することにより、首都圏北部、東京外かく環状道路（外環道）、成田国際空港を最短で直結し、地域の活性化、広域道路ネットワークの強化、物流の効率化、救急医療、防災機能の強化に寄与することが期待されています。

なお、未整備区間である本市から市川市までの約9kmは、有料の自動車専用道路（専用部）と一般国道（一般部）が併設され、市内には東京方面と成田方面への一般国道から自動車専用道路へのインターチェンジがそれぞれ1か所設置される予定です。

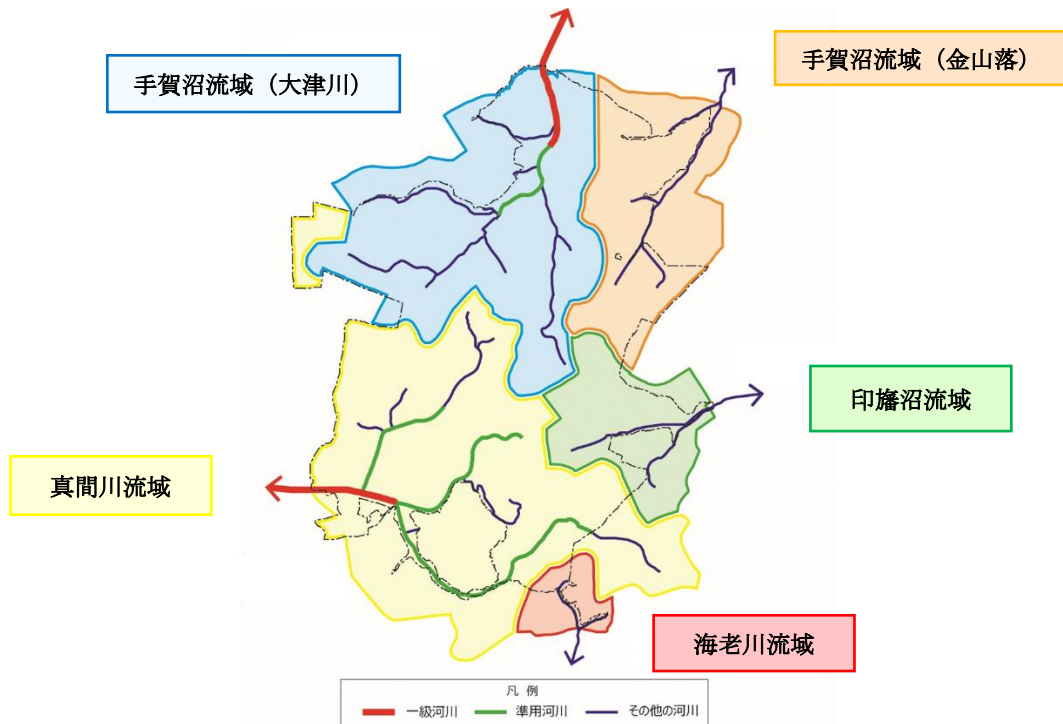
図表 5 北千葉道路の概要



第2節 地形

本市は、北総台地の最高地に位置し、海拔 20～30m の平坦な台地が多くを占めていることから、地盤が強いという特徴をもっています。また、北は手賀沼を経て利根川へ、東は印旛沼を経て東京湾等へ、南と西は船橋市や市川市を経て東京湾へ注ぐ河川の水源地でもあり、これらと支流による谷津田等の台地を刻む地形となっています。

図表 6 鎌ヶ谷市の地形



第3節 地域資源

(1) 農業

市内の土地利用は、おおよそ半分は畑、山林等で占められ、野菜、果樹等の都市農業が盛んで、特に、梨の栽培は、栽培技術の向上、経営の近代化等により県内屈指の生産地となっており、観光農園で梨狩りを楽しむ家族連れの姿がよく見られます。

(2) ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム

プロ野球球団である北海道日本ハムファイターズのファーム球場として、毎年臨場感あふれる試合と楽しいイベントが多数開催されるとともに、選手と触れ合える機会も多く、市外からも多くの方が訪れています。

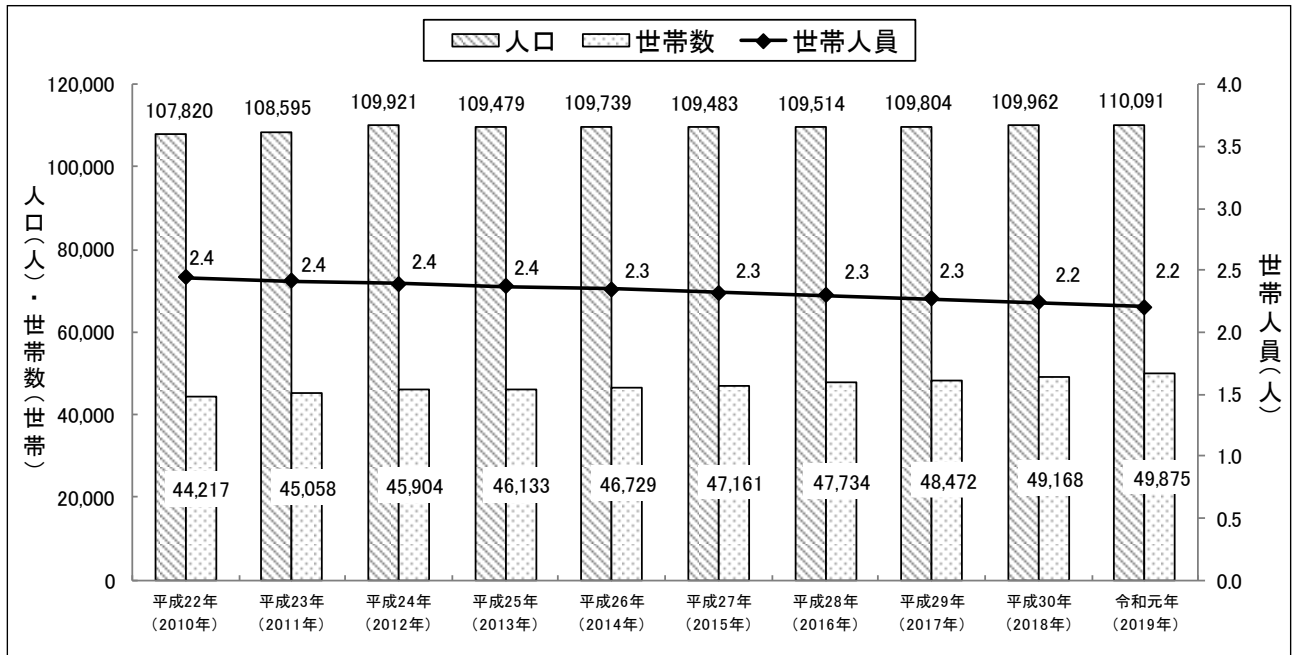


第4節 人口の推移

住民基本台帳によると本市の人口は平成22(2010)年の107,820人から、概ね増加傾向にあり、令和元(2019)年には110,091人となっています。

世帯数も平成22(2010)年の44,217世帯から、一貫して増加傾向にあり、令和元(2019)年時点では49,875世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は平成22(2010)年の2.4人から減少傾向にあり、令和元(2019)年時点では2.2人となっています。

図表 7 総人口、世帯数、1世帯あたりの人員



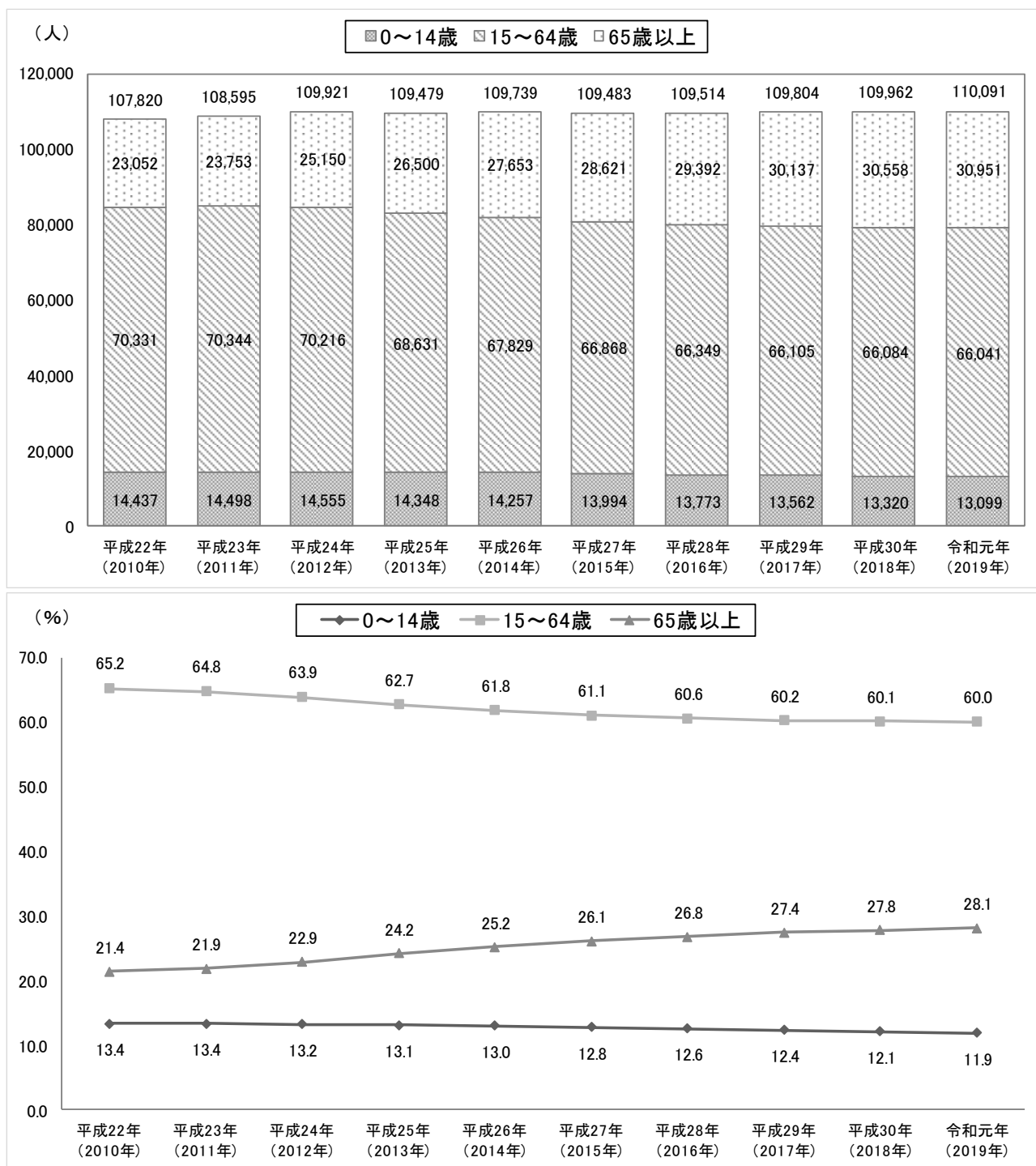
出典：「住民基本台帳」(各年10月1日現在)

本市の年齢3区分人口をみると、15歳未満の年少人口は平成24（2012）年の14,555人をピークに減少に転じています。構成比は平成22（2010）年の13.4%以降減少しています。令和元（2019）年時点では13,099人（11.9%）と実数、構成比ともに最も低くなっています。

また、15～64歳の生産年齢人口は、実数、構成比ともに平成22（2010）年の70,331人（65.2%）から概ね減少傾向であり、令和元（2019）年時点では66,041人（60.0%）となっています。

65歳以上の老年人口は実数、構成比ともに大幅に増加しており、平成22（2010）年の23,052人（21.4%）に対して、令和元（2019）年は30,951人（28.1%）となっています。

図表 8 年齢3区分人口（実数、構成比）



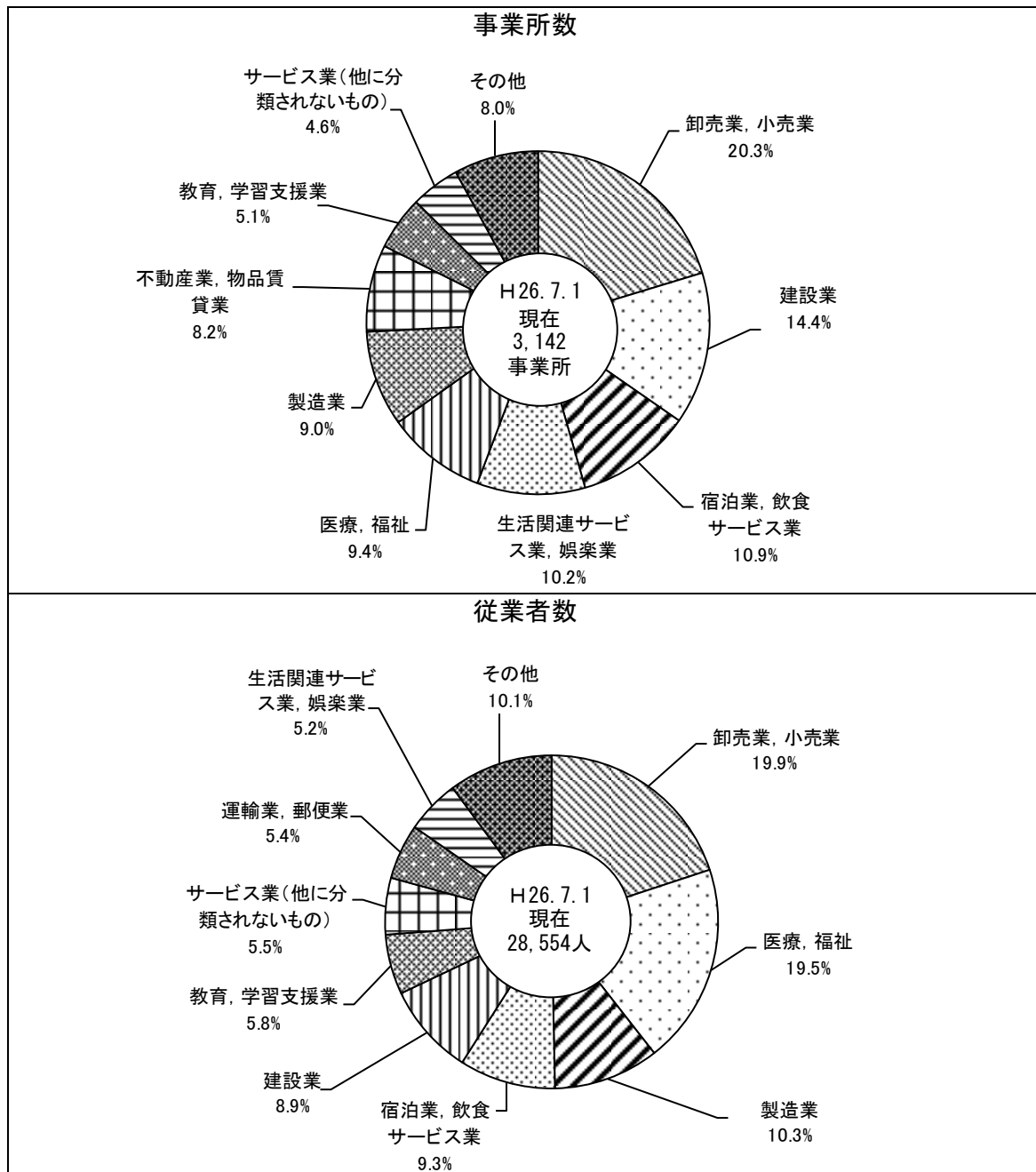
出典：「住民基本台帳」（各年10月1日現在）

第5節 産業

本市の事業所数の構成比を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が20.3%で最も高く、次いで「建設業」が14.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が10.9%となっています。

また、従業者数の構成比では、「卸売業、小売業」が19.9%で事業所数と同様に最も高くなっているほか、2番目以降は「医療、福祉」が19.5%、「製造業」が10.3%となっています。

図表 9 産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成（上位10業種）



出典：総務省「経済センサス基礎調査」（平成26（2014）年7月1日現在）

注）割合（%）は小数点第二位を四捨五入しているため、割合（%）の合計値が100.0%にならない場合がある。「その他」を含め上位10業種に分類。

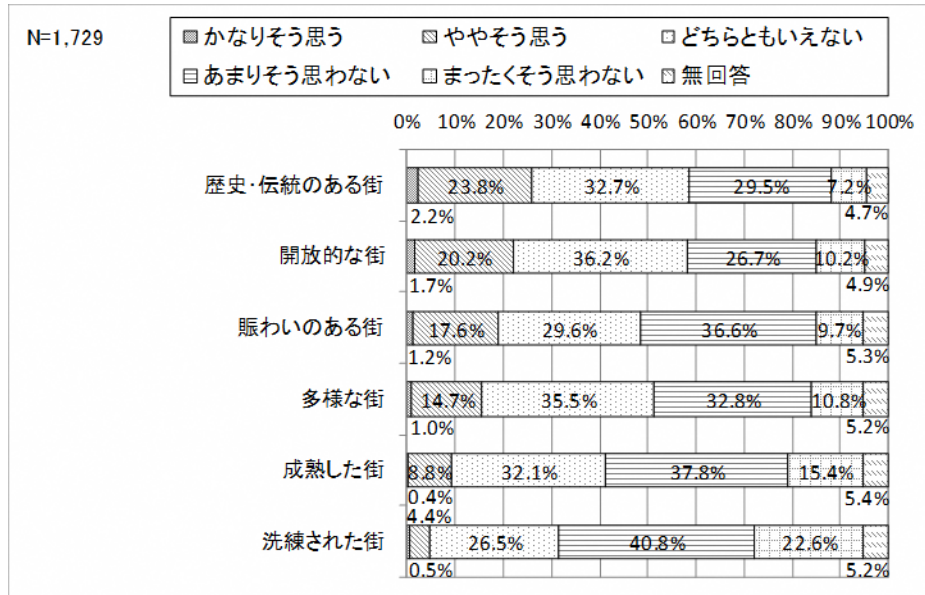
第6節 まちづくりにおける市民の意識

平成30年度に実施した市民意識調査結果から読み取れる市民の意識は、次のとおりです。

(1) 鎌ヶ谷市のイメージについて

本市のイメージを表すとしたら、どのような表現がふさわしいかという設問に対しては、「歴史・伝統のある街」が26.0%、「開放的な街」が21.9%、「賑わいのある街」18.8%と続いています。

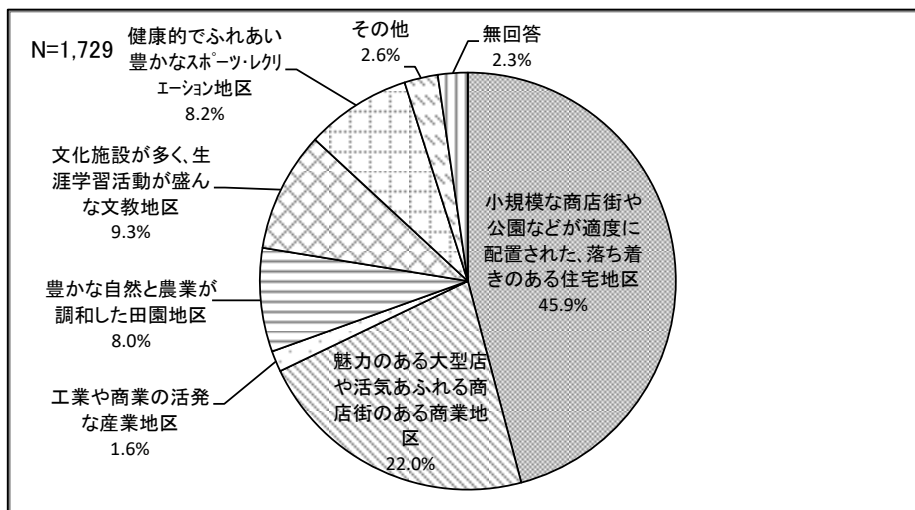
図表 10 鎌ヶ谷市のイメージ



(2) 将来の地域の姿について

現在、住んでいる地域を、将来に向けてどのような地域にしていくべきかという設問に対しては、「小規模な商店街や公園などが適度に配置された、落ち着いた住宅地区」が45.9%と最も高く、次いで「魅力のある大型店や活気あふれる商店街のある商業地区」の22.0%、「文化施設が多く、生涯学習活動が盛んな文教地区」の9.3%と続いています。

図表 11 将来の地域の姿

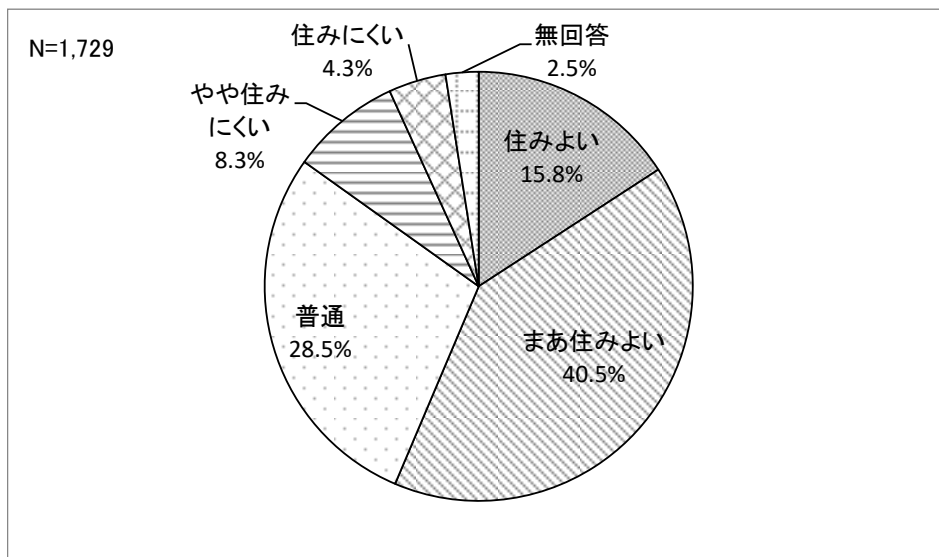


(3) 住みやすさについて

本市を住みよいと感じるかという設問に対しては、「まあ住みよい」が40.5%で最も高く、次いで「普通」の28.5%、「住みよい」の15.8%と続いています。

「住みよい（住みよい+まあ住みよい）」は56.3%と半数を超えている一方、「住みにくい（やや住みにくい+住みにくい）」は12.6%となっています。

図表 12 住みやすさ

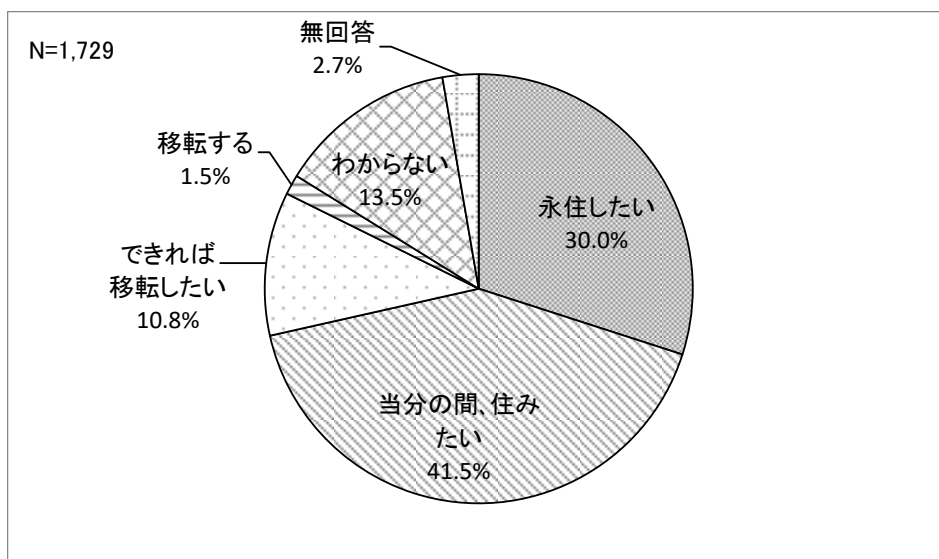


(4) 定住意識について

これからも本市に住み続けたいかという設問に対しては、「当分の間、住みたい」が41.5%で最も高く、次いで「永住したい」の30.0%、「わからない」の13.5%と続いています。

「住み続けたい（永住したい+当分の間、住みたい）」は71.5%と7割強が住み続けたいと考えています。一方、「できれば移転したい」、「移転する」の合計は12.3%となっています。

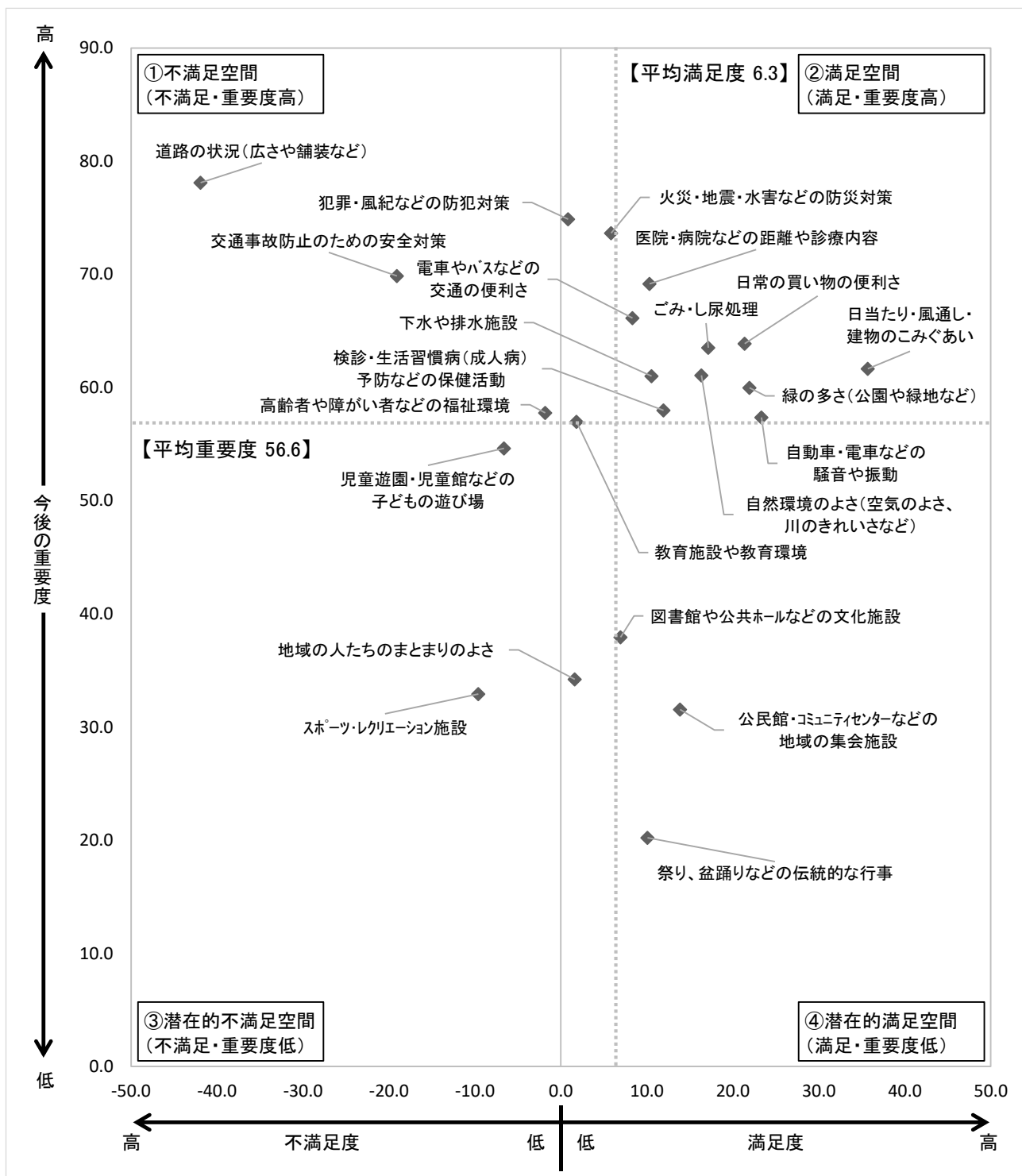
図表 13 定住意識



(5) 生活環境の満足度、重要度について

生活環境について「現在の満足度」と「今後の重要度」をどのように考えるかという設問に対しては、「①不満足空間（不満足・重要度高）」には、「道路の状況（広さや舗装など）」、「交通事故防止のための安全対策」、「犯罪・風紀などの防犯対策」、「火災・地震・水害などの防災対策」、「高齢者や障がい者などの福祉環境」、「教育施設や教育環境」の6項目が分類されています。

図表 14 生活環境の満足度、重要度



基本構想

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

みんなで作るふるさと 鎌ヶ谷

本市は、昭和52年に策定した基本構想において、「人間尊重・市民生活優先」をまちづくりの基本理念に設定し、これまで引き継いできました。

このまちづくりの基本理念には、急激な人口増加に伴って都市化が進んだ中においても、市民一人ひとりの持つ権利と役割を尊重しながら、すべての市民が、健康で生きがいを持ち、便利で快適に、安心して生涯を過ごすことができるといった市民生活を優先したまちづくりを実現していくという考えが込められています。

この人間尊重・市民生活優先の考え方は、行政運営にあたって変わることのない普遍的なものとなりますが、人口が急激に増加した当時のまちづくりの時代を反映した行政主導型の側面があります。

一方で、平成23年度にスタートした前総合基本計画の後期基本計画では、高齢化に伴う社会保障費の増加などを要因に、厳しい財政状況を迎える中、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、市民との協働で達成する計画にしたところです。

今後のまちづくりにおいても、人口減少、少子高齢化は避けられない状況にあり、人材の確保、財政運営など課題が生じることが予想されます。

そのような中、まちづくりの主体となる市民、事業者、行政が、地域の中でともに支え合いながら、「自分たちのまちは、自分たちでつくる！」という姿勢のもと、協働・連携を深めながら、地域の課題を解決していく必要があります。

そのため、鎌ヶ谷に生まれ育った人や移り住んだ人、またこれから住んでみたいと思う人の誰もが、地域にかかわりあい、鎌ヶ谷に誇りと愛着を持ち、心のよりどころとなる「ふるさと」を目指します。

その上で、私たちのふるさと鎌ヶ谷が誰もが幸せと希望を感じることでできるまちであり続けることが、皆の願いであり、その想いをまちづくりの基本理念とします。

第2章 鎌ヶ谷市が目指す将来の姿（都市像）

人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷

本市は、昭和61年以来、めざすべき都市像を「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」として、これまでまちづくりを進めてきました。

このおよそ30年の間に、都市基盤整備として、新鎌ヶ谷駅の開業、東武野田線及び新京成線の高架化、新鎌ヶ谷周辺地区の整備、成田スカイアクセスの開通、都市計画道路の整備などに取り組むことで、鎌ヶ谷市の街並みは大きく変化してきています。

こうした取組みにより、東京都心や周辺都市への交通の利便性は大きく向上し、さらに北千葉道路の事業化と相まって、広域交流拠点としてのさらなる発展が期待されています。

この機会を捉えて企業誘致を促進するなど、産業の活性化を図ることが重要な課題となっています。

また、社会経済情勢の変化に対応するため、待機児童対策及び子育て支援策の推進、教育環境の充実、市内公共施設の耐震化、学校給食センター及び市民会館の設置など、様々な事業に積極的に取り組んできました。

一方、市内には、自然環境や農地などの緑が大切に保全・育成され、特に果樹や野菜などを中心とした都市農業は鎌ヶ谷市の大きな魅力のひとつとなっています。

また、本市は、常に人と人との繋がりやまとまりを大切にすることで、次世代を担う子ども達や、地域における市民公益活動、スポーツ、文化活動、市民同士の交流等を通じて、多くの人や団体が育っています。

このような、全市一体となったまちづくりへの取組みを踏まえて、今後の目指す都市像は、「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」とします。

この都市像には、まちが一段とにぎわいを増していく中でも、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の人々が、住み慣れた地域の中で、安心して暮らし、学び、活躍するとともに、これまで受け継いできた緑を大切にしたいという思いを込めています。

この都市像を目指すまちづくりによって、市内外の人々にとって、住みたい、住み続けたい、訪れてみたいと思えるまちの実現を目指します。

第3章 基本目標

鎌ヶ谷市が目指す将来の姿を実現するため、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち (保健・福祉)

基本目標1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち (保健・福祉)

少子高齢化の進展、核家族化の進行などによる地域コミュニティの希薄化、地域における支え合いの基盤が低下するなど地域社会が変化する中、住民相互の支え合い機能と公的支援の連携を強化することで、『誰もが健康でいきいきと暮らせるまち』を目指します。

そのため、生活に身近な地域において、市民同士が世代を超えてつながり、相互に役割を持ち、支え合う環境を構築することにより、安心してその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の形成を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域の中で生きがいを持ち、元気でいきいきと暮らせる地域づくりを推進するとともに、障がいのある人もない人も、互いに認め合い、ともに暮らせる社会を実現することで、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが健康意識の向上を図り、健康の維持増進に取り組むとともに、健康寿命の延伸を図り、生涯にわたり健康で幸せに暮らせるよう、それぞれの生活や年代に応じた健康づくりを推進します。



基本目標2 子どもの生きる力をはぐくむまち (子育て・教育)

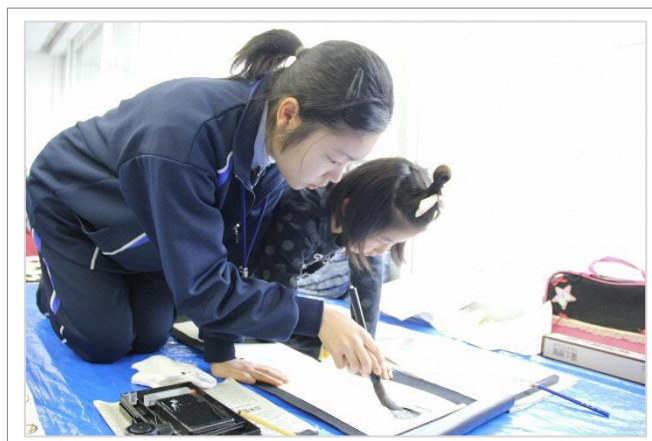
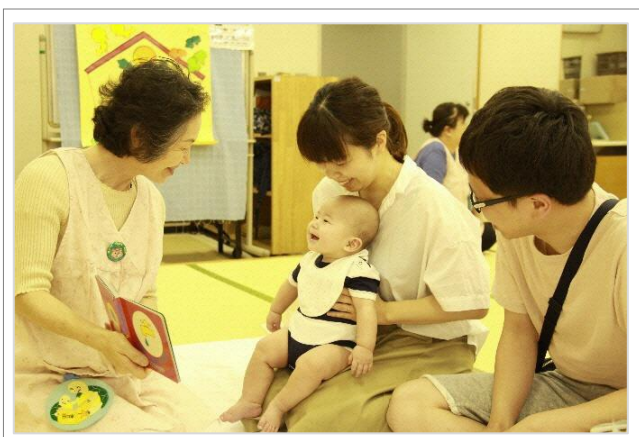
基本目標2 子どもの生きる力をはぐくむまち (子育て・教育)

子どもやその家庭を取り巻く環境が変化する中、家庭、学校、地域、行政などが一体となって、子どもと子育て家庭に対する切れ目のない支援と学校教育の充実を図ることで、『子どもの生きる力をはぐくむまち』を目指します。

そのため、妊娠、出産、子育てまでの支援体制の充実や子どもが健やかに成長できる支援に取り組むなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

また、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな学習環境づくりに取り組むとともに、安全かつ快適な学習環境のもと、主体的に考え判断し行動できるよう生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)が育まれる学校教育の充実を推進します。

さらに、家庭、学校、地域、行政と連携を図りながら、青少年が地域社会との交流や様々な経験を通して、豊かな人間性と創造性を育み、地域で健やかに育つことができる環境づくりを推進します。



基本目標3 自然と調和した 災害に強いまち (安全・環境)

基本目標3 自然と調和した 災害に強いまち (安全・環境)

地球温暖化による気候変動、地震などの自然災害の脅威が増す中、災害から市民の生命、身体、財産を守るとともに、自然にやさしい良好な環境を保全及び創造することで、『自然と調和した災害に強いまち』を目指します。

そのため、自然災害の被害を最小限に抑えるよう、自助、共助、公助が一体となった取組みによる市内全域の防災力の向上を図るとともに、迅速かつ的確な消防活動を遂行するため、消防・救急体制の充実を推進します。

また、市民、地域、関係機関による防犯活動を促進することで、犯罪を未然に防止し、市民が安心して暮らせるための安全で安心なまちの実現を推進します。

さらに、将来の世代のために、地球温暖化対策を推進するとともに、限りある資源の有効活用と廃棄物の発生を抑制し、環境へ配慮した持続可能な循環型社会の構築を図ります。



基本目標4 にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち (都市基盤・産業)

基本目標4 にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち（都市基盤・産業）

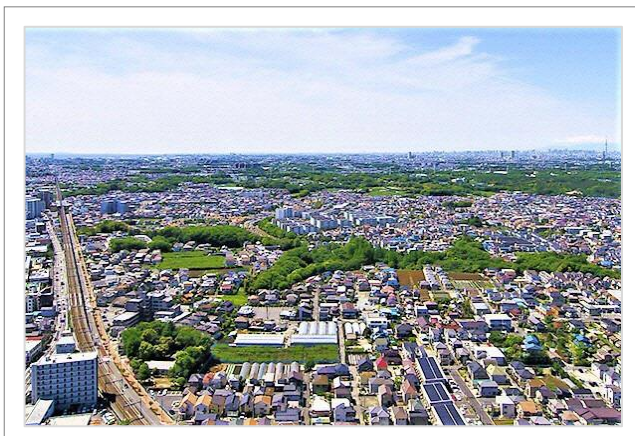
将来にわたって、緑豊かな住みよい住宅都市として発展し続けるためには、鉄道4路線による8つの駅を有する利便性の高さを活かし、緑と調和した景観形成や緑地の保全を図りながら、魅力あるコンパクトなまちづくりを目指すとともに、商工業の活性化や持続可能な都市農業を構築することで、『にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち』を目指します。

そのため、安全で快適な生活を営み、良好な都市環境を推進するため、歩行者や車等、沿道地域や周辺の土地利用に配慮した都市計画道路等の整備を行うとともに、道路の適正な維持管理を推進します。

また、公共交通機関の利便性向上や都市交通によるネットワークの充実を図るとともに、安定したライフラインの供給や治水対策を図り、安全で快適な居住環境の構築を推進します。

さらに、農地は、農産物の供給のほか、良好な環境の保全や景観形成、緑の確保など多様な機能を有していることから、この機能を最大限発揮するとともに、農産物のブランド化、地産地消の仕組みづくりなど、農業経営の安定と振興を推進します。

また、商工業については、企業の生産性向上を支援するほか、創業支援や企業誘致等に取り組むことで、市民の雇用拡大を推進するとともに、商工会など関係団体と連携し、駅前空間等のにぎわいと交流を創出し、商業拠点の活性化を推進します。



基本目標5 豊かな心と生きがいを実感できるまち (生涯学習・文化・スポーツ)

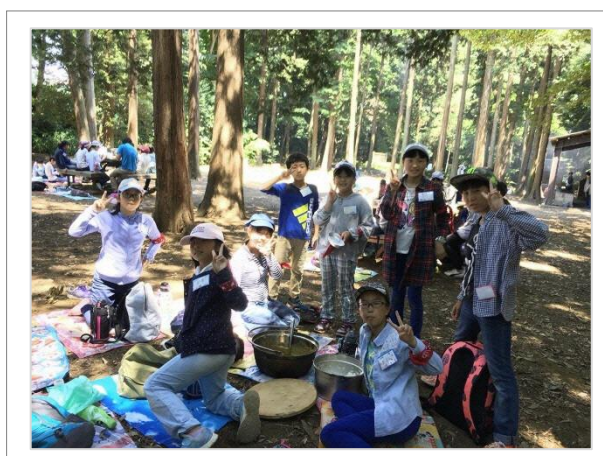
基本目標5 豊かな心と生きがいを実感できるまち (生涯学習・文化・スポーツ)

少子高齢化の進展、健康寿命の延伸、ライフスタイルが変化する中、誰もが生涯にわたって学習やスポーツに取り組むとともに、歴史、芸術文化に触れることで、『豊かな心と生きがいを実感できるまち』を目指します。

そのため、良質な芸術文化に触れる機会を創出するとともに、市民自ら参画・発信することで、市民の創造性を育み、その表現力を高め、心豊かな社会の形成を推進します。

また、学習、スポーツ、レクリエーションを通じて、地域づくりの担い手を育成することにより、地域活動による交流の機会やにぎわいの創出を推進します。

さらに、地域資源となるプロスポーツ団体と連携した事業を推進し、市の魅力向上とにぎわいの創出を推進します。



第4章 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向けて、第3章に定める5つの基本目標を着実に達成する必要があります。そのため、まちづくりの基本理念となる「みんなでつくるふるさと 鎌ヶ谷」に基づき、市政運営の基盤となる基本的な考え方を次のとおり掲げます。

第1節 市民協働・男女共同参画・多文化共生

市民、自治会、市民公益活動団体、事業者、行政など多様な主体が、それぞれの役割と責任のもと、地域社会に共通する課題の解決や目指す目標の実現に向けて協力し、主体性と独自性を発揮しながら協働によるまちづくりを推進します。

特に、福祉、環境、防犯、防災、まちづくりなど、大きな役割を担っている自治会等による地域コミュニティの活性化を推進し、市民のまちづくり活動への参加促進に努めます。

また、年齢、性別、国籍、文化などの違いにかかわらず、すべての人々の人権が尊重され、地域の一員として、いきいきと活躍できる地域社会の構築を推進するとともに、社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な分野の活動に参画する機会が確保され、ともに社会の利益を享受できる社会づくりを推進します。



第2節 持続可能な行財政運営

急激な少子高齢化に伴い、我が国が人口減少時代に突入した今、本市においても、人口減少に対する効果的な対策を講じなければ、近い将来人口が減少することが予想されます。

これにより、生産年齢人口の減少、社会保障費の増加に伴う厳しい財政状況が見込まれるとともに、公共施設の老朽化対策など、今後乗り越えなければならない多くの課題があります。

そのため、行政評価制度に基づく事務事業の見直し、情報通信技術（ICT）を活用した業務の改善など、引き続き不断の行財政改革に取り組み、計画的かつ効率的な将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進します。



前期基本計画

第3編 前期基本計画

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

この計画は、平成13年度にスタートした「鎌ヶ谷市総合基本計画―かがや rainbowプラン21―」の計画期間が令和2年度で終了することから、新たに策定した「鎌ヶ谷市基本構想」に基づき、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「前期基本計画」として策定するものです。

なお、本計画は、人口減少対策及び地方創生を目的とする「第2期鎌ヶ谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含する計画とします。

第2節 計画の名称

この計画の名称は、「鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画」とします。

第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

第4節 計画の策定にあたっての基本的な考え方

(1) 市民、事業者、行政が一体となってまちづくりを推進する計画の策定

今後のまちづくりでは、人口減少、少子高齢化は避けられない状況にあり、人材の確保、財政運営など課題が生じることが予想されることから、まちづくりの基本理念に基づき、行政の役割についても再検証したうえで、市民、事業者、行政が地域の中でともに支えあいながら、主体的にまちづくりを推進する計画とします。

(2) 数値目標に基づく実行性の高い計画の策定

基本計画に定める各施策には、これを達成するための数値目標を設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、現行計画における数値目標の達成状況、全国、県、近隣市の水準などを踏まえ、現実的な数値を設定することにより、実行性の高い計画とします。

(3) 事業の重点化を図った計画の策定

計画の策定にあたっては、中長期的な財政見通しを明確にしたうえで、重点的かつ優先的に実施するとともに、各分野における横断的な取組みを重点プロジェクトとして明示することで、事業の重点化（人材、財源）を図ります。

なお、事業の重点化にあたっては、歳出削減及び歳入確保といった行財政改革の視点を踏まえるものとします。

(4) 行政評価制度に基づき、評価、進行管理を行う計画の策定

本市の施策のねらい（めざす姿）や数値目標などを広くまちづくりの主体に周知するとともに、行政評価制度に基づき、効果的かつ効率的な計画の推進に資するものとします。

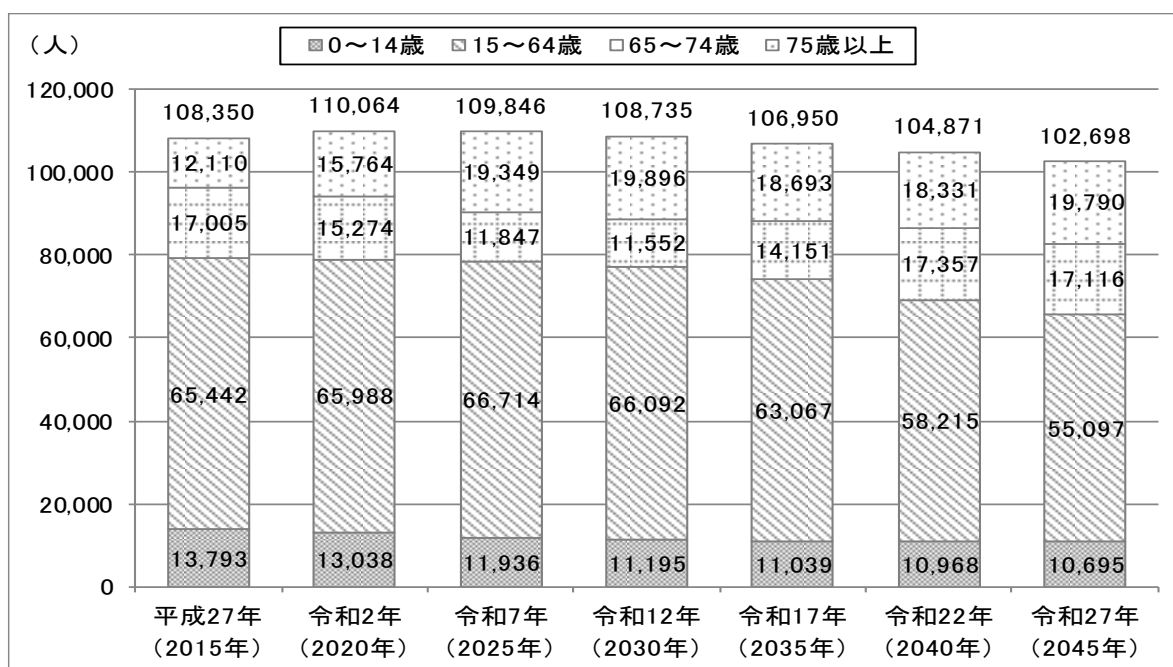
第2章 人口推計

市独自における将来人口推計の結果によると、本市の将来人口は令和2（2020）年の110,064人をピークに減少に転じ、令和27（2045）年時点では102,698人になると見込まれます。

年齢3区分人口をみると、15歳未満の年少人口は平成27（2015）年以降減少傾向にあり、令和27（2045）年時点では10,695人となっています。また、15～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあり、令和27（2045）年時点では55,097人と見込まれます。

一方、65歳以上の老年人口は一貫して増加傾向にあり、平成27（2015）年の29,115人に対して、令和27（2045）年は36,906人と約1.3倍になっています。その内訳をみると、65～74歳人口が平成27（2015）年は17,005人、令和27（2045）年は17,116人と横ばいであるのに対して、75歳以上人口は平成27（2015）年が12,110人、令和27（2045）年が19,790人と1.6倍になることが見込まれます。

図表 15 人口推計結果（平成30（2018）年10月1日基準）



出典：平成27（2015）年は「国勢調査」、その他は推計結果（各年10月1日時点）

※平成27（2015）年については年齢不詳を除く。

※ この人口推計は、平成30年10月1日の住民基本台帳人口を基準日とし、男女別・年齢別の将来生残率、国立社会保障・人口問題研究所が推計し、本市の実績により増減率を補正した合計特殊出生率（1.27～1.29）、新生児の出生における男女比を表す出生性比などにに基づき、算定しています。

第3章 財政見通し

検討中

(前期基本計画第1次実施計画策定に併せて、設定します)

図表 16 中期財政見通し

歳入		単位：千円					
区分		令和3年度 推計値	令和4年度 推計値	令和5年度 推計値	令和6年度 推計値	令和7年度 推計値	令和8年度 推計値
市税							
地方消費税交付金							
地方交付税							
国庫支出金							
県支出金							
市債							
その他経費							
合計							

歳出		単位：千円					
区分		令和3年度 推計値	令和4年度 推計値	令和5年度 推計値	令和6年度 推計値	令和7年度 推計値	令和8年度 推計値
義務的経費	人件費						
	扶助費						
	公債費						
補助費等							
繰出金							
普通建設事業費							
その他経費							
合計							

差額		単位：千円					
区分		R3推計値	R4推計値	R5推計値	R6推計値	R7推計値	R8推計値
歳出－歳入		0	0	0	0	0	0

第4章 土地利用

第1節 土地利用の基本的考え方

本市は、東京都心や周辺都市を結ぶ鉄道、幹線道路が市のほぼ中央部で東西、南北方向に交差しており、特に鉄道は私鉄4路線（東武野田線、新京成線、北総線、成田スカイアクセス線）による8つの駅を有し利便性が高く、県北西部地域の広域交流拠点としての機能を有しています。この駅周辺の地域には商業、業務施設、住宅地が広がり、各駅周辺を核とする都市構造を構築しています。

また、本市は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、区域区分を定めることが都市計画法により義務付けられ、市街化区域と市街化調整区域に区分することで、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地整備の推進を図るとともに、良好な都市環境の形成に大きな効果をもたらしています。

市街化調整区域については、農業の振興及び良好な環境の保全を行うとともに、適切な土地利用の規制、誘導を行うことで、緑豊かな鎌ヶ谷を特徴づけるものとなっています。

今後の土地利用にあたっては、こうした都市構造や区域区分の効果を踏まえるとともに、人口減少、少子高齢化の進展等、社会情勢の変化を的確に捉えつつ、都市像「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」の実現を目指します。

第2節 土地利用の方向性

都心と成田空港方面を接続する交通の軸として、「広域軸」の形成を図るとともに、市域を以下に掲げる「都市軸」と「ゾーン」に区分し、市全体で調和のとれた都市構造を構築します。

また「都市軸」を中心として各ゾーンを、都市計画道路や公共交通機関等によって接続することで利便性を高めるとともに、各地域の特性を活かした魅力あふれる土地利用を計画的かつ効率的に誘導します。

(1) 広域軸及び都市軸の形成

都心と千葉ニュータウンや成田空港方面を結ぶ北総線や成田スカイアクセス線と、本市と東京外かく環状道路を結ぶ北千葉道路及びその沿道等の一連の空間を「広域軸」として形成し、利便性の向上を図るとともに、さらなるまちの発展を目指します。

また、市の中央部に位置する「新鎌ヶ谷駅」「初富駅」「鎌ヶ谷駅」の3駅周辺と、その間を結ぶ街路や高架下を利用した一連の空間を「都市軸」として形成し、その立地の特性を活かした魅力ある都市機能の充実を図ります。

(2) 交流・商業拠点ゾーン

【広域交流拠点】

新鎌ヶ谷駅周辺地区は、鉄道4路線の結節機能を活かしながら、商業、情報、娯楽等、多様な機能が複合的に集積する躍動感と魅力あふれる広域交流拠点として、市民生活の充実とにぎわいの創出を図ります。

また、新鎌ヶ谷駅南側に位置する東京10号線延伸新線跡地の活用について、関係機関と連携するとともに、民間活力を活用し、土地のポテンシャルを最大限活かした魅力的な都市

空間を形成します。

さらに、本市と東京外かく環状道路を結ぶ北千葉道路の整備に伴い、渋滞の緩和や防災力の強化等が期待されるとともに、都心や成田空港へのアクセスが強化され、地域の活性化等、本市のまちづくりに大きく寄与することが想定されます。

このことから、北千葉道路の早期供用開始を目指すとともに、事業の具体化に合わせて沿道などの土地利用のあり方を検討します。

【地域商業拠点】

鎌ヶ谷駅周辺地区と初富駅周辺地区は、日常的な買い物や市民サービス等のふれあいやにぎわいを提供する地域商業拠点として機能充実を図ります。

なお、初富駅周辺地区は、きらり鎌ヶ谷市民会館、図書館、郷土資料館により、活気ある地域の文化にふれる拠点として充実を図るとともに、初富駅前広場を整備します。

【近隣商業拠点】

鎌ヶ谷大仏駅、北初富駅、くぬぎ山駅周辺地区は、地域コミュニティの場として、日常生活に身近な商業等のサービス機能の充実を目指す近隣商業拠点として利便性の向上を図ります。

なお、北初富駅周辺地区は、東京 10 号線延伸新線跡地を緑道などとして有効活用を図るとともに、北初富駅前広場を整備し、市民生活の利便性の向上やサービス機能の充実を図ります。

(3) 住宅ゾーン

鉄道 4 路線の各駅を中心に広がる市街地は、今後も建築物の用途を適切に規制、誘導し、良好な居住環境を維持します。

なお、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、増加傾向にある空き家、空き地等について、適正な管理の推進や有効活用等を図るとともに、生活環境の保全及び流通の活性化を推進します。

(4) 農地・樹林地・緑地ゾーン

農地は、農産物の供給や観光農園等の機能のほか、良好な環境の保全や景観の形成、緑の確保等、多様な機能を有しており、この機能を最大限発揮するとともに、都市農業の振興を図るため、農地の有効な活用及び適正な保全を推進します。

緑は、本市を特徴づける重要な要素の一つであるとともに、良好な都市環境の形成や災害時の防災機能を有することから、農地、樹林地、緑地等については、重要な資源として保全を推進します。

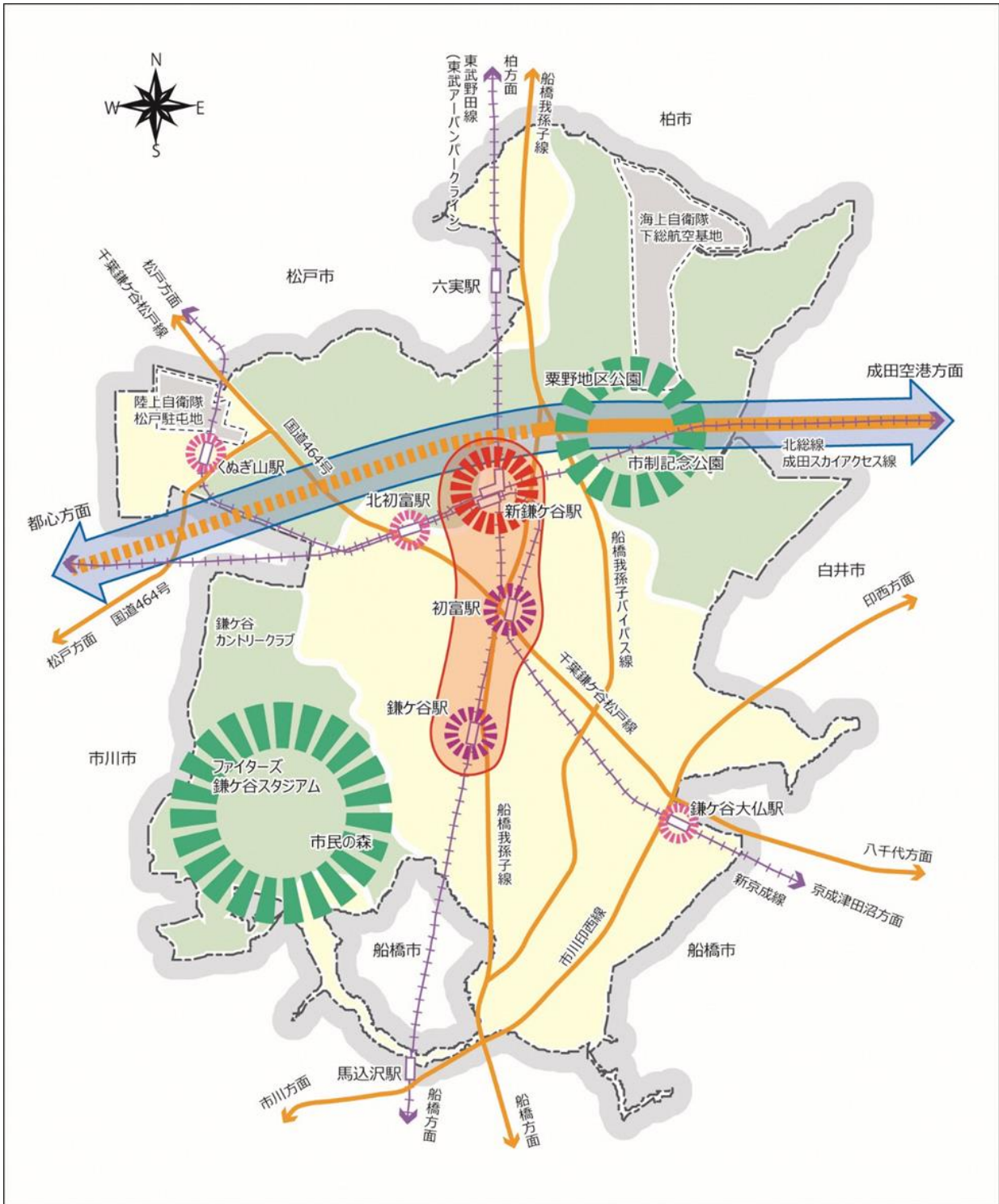
(5) 森とスポーツ・レクリエーションゾーン

市内の南北それぞれに、森と公園やスポーツ施設等を中心とした一連の区域を計画的に整備し、緑とふれあいのある空間を形成します。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心に、多目的なスポーツ・レクリエーション機能を有する総合的な公園を計画的に整備するとともに、栗野地区公園と連なる区域を、「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」として形成します。

南部地区は、農地、樹林地、緑地等について保全に努めつつ、地域資源となるファイターズ鎌ヶ谷スタジアムとの連携強化を図り、弓道場・アーチェリー場、市民の森等の施設を有する「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」として形成します。

図表 17 土地利用イメージ



凡例

- | | | | | | | | |
|---|--------------------|---|--------------|---|------|---|---------------|
|  | 広域交流拠点 |  | 住宅ゾーン |  | 広域軸 |  | 北千葉道路(計画・整備済) |
|  | 地域商業拠点 |  | 農地・樹林地・緑地ゾーン |  | 都市軸 |  | 幹線道路 |
|  | 近隣商業拠点 |  | |  | 鉄道・駅 | | |
|  | 森とスポーツ・レクリエーションゾーン | | | | | | |

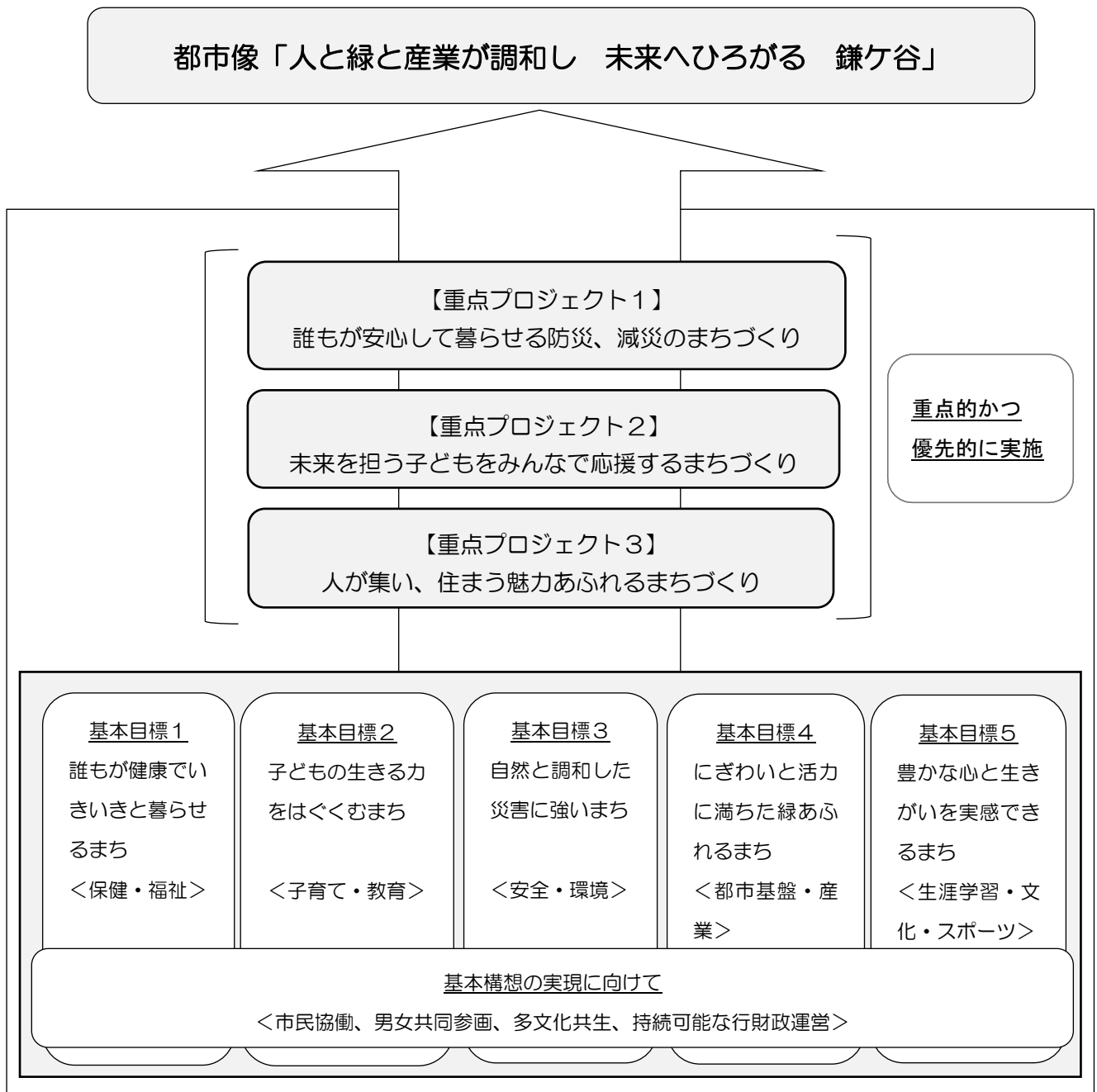
第4編 重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクトとは

本市の目指す将来の姿(都市像)を実現するため、基本構想で定める5つの基本目標を踏まえ、各分野において重点的かつ優先的に、また横断的に取り組むものとして、次のイメージのとおり3つのプロジェクトを設定します。

なお、具体的な取組みは、実施計画に明記します。

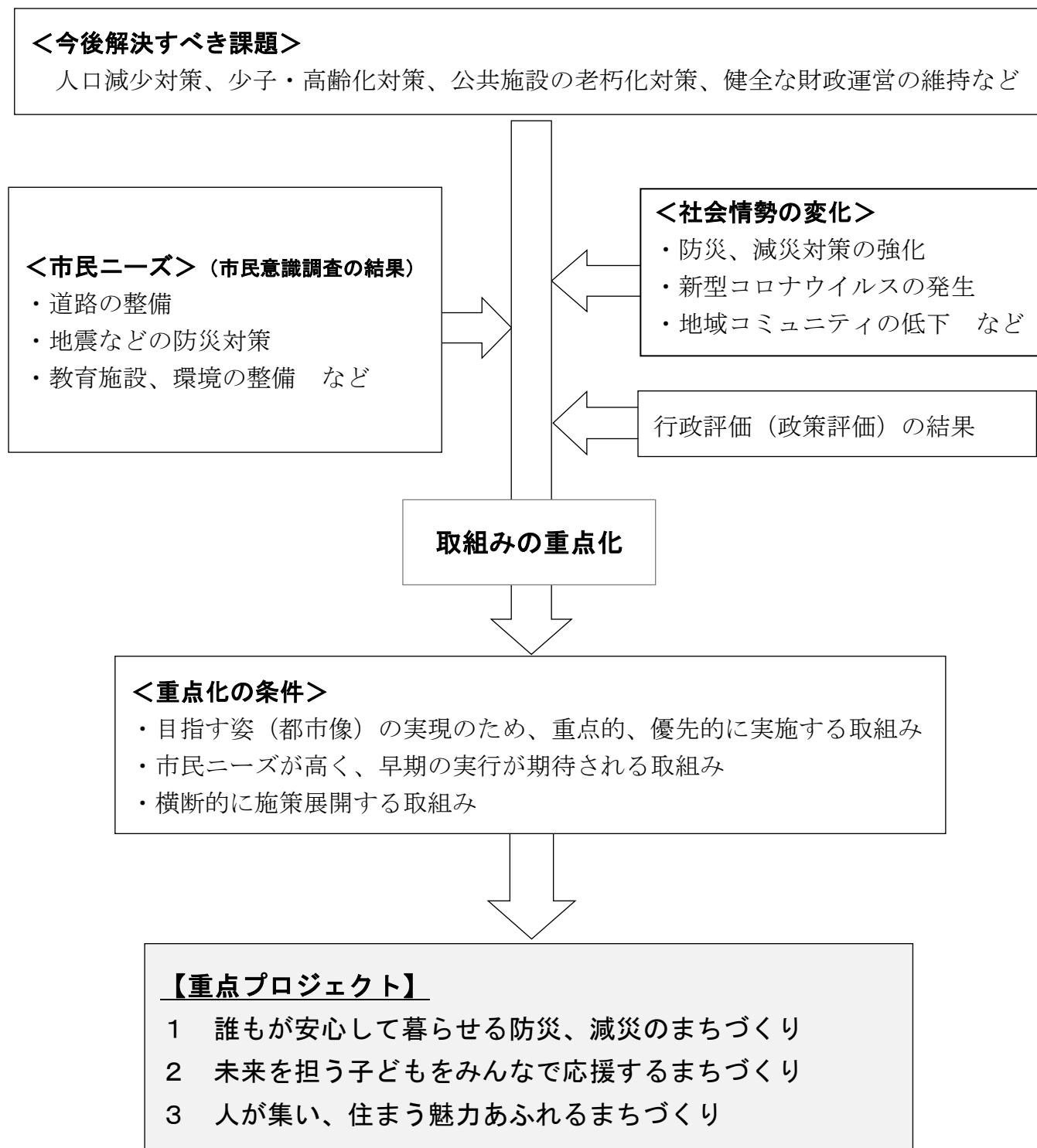
図表 18 重点プロジェクトのイメージ



第2章 重点プロジェクトの選定方法

重点プロジェクトは、今後解決すべき課題、市民意識調査の結果、社会情勢の変化、行政評価結果（政策評価）を踏まえて決定しています。

図表 19 重点プロジェクトの選定フローチャート



プロジェクト1	誰もが安心して暮らせる防災、減災のまちづくり
---------	------------------------

市民の生命、身体及び財産を守ることは、市の重大な責務であり、すべての市民の願いです。近年、台風や集中豪雨による浸水被害が、激甚化、頻発化するとともに、東日本大震災など、大きな地震も発生しており、今後首都直下地震などの大規模災害の発生が懸念されます。

また、令和2年1月に、国内で最初に確認された新型コロナウイルス感染症は、市民の生命、生活、雇用や経済活動に甚大な影響を及ぼしており、今後は、感染防止策を講じながら、「新たな日常」を実現しつつ、感染症蔓延などの緊急事態に備える新たな危機管理体制を構築する必要があります。

さらに、自然災害への対応として、自助、共助、公助による地域防災力の向上が必要となります。

そのため、危機管理体制と防災対策の強化、消防、救急、救助体制の充実を図るとともに、住宅耐震改修等の補助、準用河川及び雨水貯留池の整備を推進します。

<p>重点施策① 危機管理体制・防災対策の強化 (63 頁)</p> <p>重点施策② 消防・救急・救助体制の充実 (67 頁)</p> <p>重点施策③ 良好な居住環境の確保 (75 頁)</p> <p>重点施策④ 治水対策の推進 (79 頁)</p>	
<p>主要事業 主な取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事前防災、減災対策による地域防災体制の充実 (避難行動要支援者避難支援制度 等) ◆ 災害応急活動、復旧対策の強化 (防災行政無線デジタル化 等) ◆ 消防体制の充実 (消防車両の更新、消防職員の育成 等) ◆ 安全で安心な住宅の整備 (住宅耐震改修促進事業 等) ◆ 安心して暮らせる治水対策 (準用河川及び雨水貯留池整備 等)

実施計画策定の中で変更します。

イメージ写真 2枚

プロジェクト2	未来を担う子どもをみんなで応援するまちづくり
---------	------------------------

急激な少子化の進展は、国全体の課題となりますが、本市の出生数も、平成25年の889人に対し、平成30年は746人と減少傾向にあります。また、少子化による生産年齢人口の減少と高齢化の進展により、人口構造や財政構造にも多大な影響を及ぼすことが見込まれます。

少子化の背景には、経済的な理由、晩婚化、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感など、様々な要因が複雑に絡み合っています。

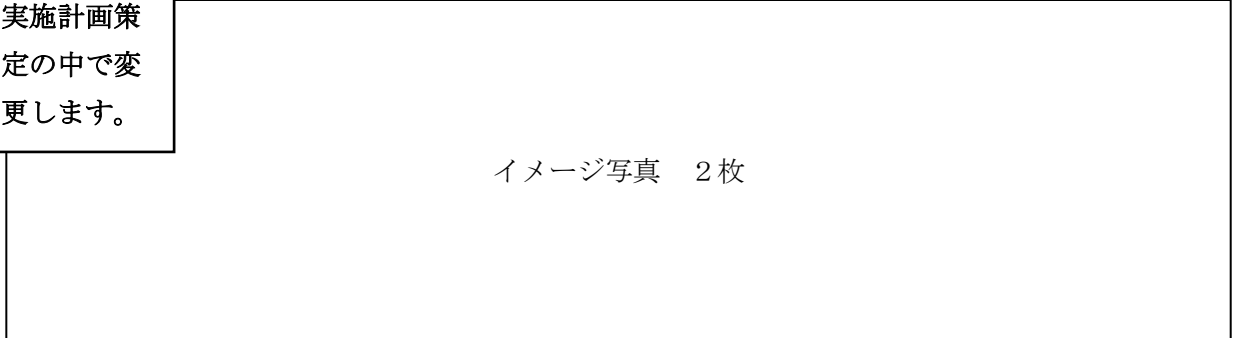
今後は、行政、学校、地域、事業者など社会全体で、未来を担う子どもとその家庭を支援することで、子どもを産み育てやすい環境を構築するとともに、鎌ヶ谷で育った子どもが、市に愛着を持ちながら成長し続けることで、大人になっても住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

そのため、妊娠、出産、子育て期の家庭に対する施策の重点化を図るとともに、安全で安心な教育環境の確保、生きる力をはぐくむ特色ある学校づくりを推進することで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを推進します。

- 重点施策① 子育て環境の充実 (53 頁)
- 重点施策② 保育サービス等の充実 (55 頁)
- 重点施策③ 学校教育の充実 (57 頁)
- 重点施策④ 安全に利用できる道路環境の充実 (83 頁)

主要事業 主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援 (妊婦面接、乳児家庭全戸訪問等) ◆ 地域全体で子育てを支えるための環境整備 (児童センター整備事業 等) ◆ 幼稚園、保育園の充実 (民間保育園の誘致 等) ◆ 安全で安心な教育環境の確保 (小中学校トイレ改修 等) ◆ 生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり (ICT教育の推進 等) ◆ 既存の道路空間の安全性、快適性の確保 (通学路の整備 等)
---------------	---

実施計画策定の中で変更します。



プロジェクト3	人が集い、住まう魅力あふれるまちづくり
---------	---------------------

本市は、都心から 25 km圏内にあり、東京都心や沿線都市へ繋がる鉄道 4 路線を有する利便性の高いまちで、市域の約半分が市街化調整区域という緑豊かな自然に恵まれた住みよい住宅都市として発展をして来ました。

平成 14 年に着手した新京成線連続立体交差事業は、令和元年 12 月に全線高架化が完了したため、関連側道、駅前広場などの整備を計画的に進める必要があります。また、北千葉道路の事業化に向けた手続きが進捗していることから、これを見据えたまちづくりを検討する必要があります。

今後は、都市像となる「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」を目指して、緑と調和した景観形成や緑地の保全を図りながら、魅力あるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、地域の魅力を最大限に活かす取組みを推進し、にぎわいの創出を図っていきます。

こうしたまちづくりを進めながら、企業誘致等に積極的に取り組むことで、市民の雇用拡大を推進するとともに、税収の増加や商工業の振興を図ります。

重点施策① 快適な公園・緑地空間の創出 (77 頁)		
重点施策② 安全に利用できる道路環境の充実 (83 頁)		
重点施策③ 魅力ある都市機能の充実 (85 頁)		
重点施策④ 商工業の振興及び観光施策の充実 (89 頁)		
<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">主要事業 主な取組み</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆みどりの保全と創出 (都市公園の整備 等) ◆計画的な道路網の整備 (都市計画道路の整備 等) ◆緑あふれる快適な魅力あるまちづくり (都市計画マスタープラン策定 等) ◆にぎわいと活力ある市街地の整備 (駅前広場の整備 等) ◆企業誘致の推進と雇用環境の整備 (企業誘致の促進 等) </td> </tr> </table>	主要事業 主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆みどりの保全と創出 (都市公園の整備 等) ◆計画的な道路網の整備 (都市計画道路の整備 等) ◆緑あふれる快適な魅力あるまちづくり (都市計画マスタープラン策定 等) ◆にぎわいと活力ある市街地の整備 (駅前広場の整備 等) ◆企業誘致の推進と雇用環境の整備 (企業誘致の促進 等)
主要事業 主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆みどりの保全と創出 (都市公園の整備 等) ◆計画的な道路網の整備 (都市計画道路の整備 等) ◆緑あふれる快適な魅力あるまちづくり (都市計画マスタープラン策定 等) ◆にぎわいと活力ある市街地の整備 (駅前広場の整備 等) ◆企業誘致の推進と雇用環境の整備 (企業誘致の促進 等) 	

実施計画策定の中で変更します。

イメージ写真 2枚

第5編 各分野の施策展開

第1章 施策の体系

政策	施策	施策の柱
【政策1】 保健・福祉	1 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 疾病予防、早期発見、重症化予防の推進 (3) 地域医療体制の充実
	2 地域福祉の推進	(1) 地域共生社会のための基盤の整備 (2) 多様な担い手の人材育成 (3) 地域で支え合う仕組みづくり
	3 高齢者福祉の推進	(1) 地域包括ケアシステムの深化、推進 (2) 活力ある高齢者の活動支援 (3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	4 障がい者（児）福祉の推進	(1) 自立した生活の支援 (2) 障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備 (3) 社会参加の促進
	5 社会保障制度の充実	(1) 国民健康保険事業の適正な運営 (2) 介護保険事業の適正な運営 (3) 生活保護と自立生活の支援
【政策2】 子育て	1 子育て環境の充実	(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援 (2) きめ細かな支援が必要な子ども、子育て家庭への支援 (3) 地域全体で子育てを支えるための環境整備
	2 保育サービス等の充実	(1) 幼稚園、保育園の充実 (2) 放課後児童クラブの充実 (3) 多様な家庭に対応した保育サービスの充実
【政策3】 教育	1 学校教育の充実	(1) 安全で安心な教育環境の確保 (2) 生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり (3) 専門性と社会性を備えた教職員の育成
	2 児童・生徒の健康及び安全等の確保	(1) 保健、安全教育の充実 (2) 児童生徒の安全確保 (3) 学校給食の充実
	3 青少年の健全育成の推進	(1) 青少年の社会参加、体験活動の機会づくり (2) 非行防止対策の推進 (3) 家庭、地域の教育力の向上
【政策4】 安全	1 危機管理体制・防災対策の強化	(1) 総合的な危機管理体制の強化 (2) 事前防災、減災対策による地域防災体制の充実 (3) 災害応急活動、復旧対策の強化
	2 防犯対策の強化	(1) 防犯対策の充実 (2) 自主防犯活動の推進 (3) 防犯設備の充実
	3 消防・救急・救助体制の充実	(1) 消防体制の充実 (2) 火災予防の推進 (3) 安心できる救急、救助体制づくり
【政策5】 環境	1 環境保全の推進	(1) 環境保全への監視、指導体制の充実 (2) 温室効果ガス排出の抑制 (3) 環境保全活動の促進と市民、事業者の参加
	2 循環型社会の構築	(1) 持続可能なごみ処理体制の整備 (2) ごみの減量、再使用、リサイクルと適正処理の推進
	3 環境衛生の向上	(1) 公衆衛生の向上 (2) 生活環境の向上

政策	施策	施策の柱
【政策6】 都市基盤	1 良好な居住環境の確保	(1) 良好な居住環境の確保
		(2) 安全で安心な住宅の整備
		(3) 住みよい公営住宅の充実
	2 快適な公園・緑地空間の創出	(1) 公園、緑地の適正な維持管理の推進
		(2) みどりの保全と創出
	3 治水対策の推進	(1) 安心して暮らせる治水対策
(2) きれいでうるおいのある水辺環境の保全		
4 持続可能な下水道事業の推進	(1) 下水道の整備	
	(2) 下水道施設の維持管理	
	(3) 下水道事業の安定した経営	
5 安全に利用できる道路環境の充実	(1) 計画的な道路網の整備	
	(2) 既存の道路空間の安全性、快適性の確保	
	(3) 道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進	
6 魅力ある都市機能の充実	(1) 緑あふれる快適な魅力あるまちづくり	
	(2) にぎわいと活力ある市街地の整備	
	(3) 公共交通体系の充実	
【政策7】 産業	1 持続可能な都市農業の構築	(1) 農地の保全
		(2) 担い手の育成
		(3) ブランド化の推進による販路の拡大
2 商工業の振興及び観光施策の充実	(1) 商工業の発展と中小企業の経営強化	
	(2) 企業誘致の推進と雇用環境の整備	
	(3) 観光客のニーズの変化に対応した観光施策の推進	
3 消費者の安全及び安心の確保	(1) 消費生活相談体制の充実	
	(2) あらゆる世代に向けた消費者教育の推進	
【政策8】 生涯学習・文化・スポーツ	1 生涯学習の推進	(1) 生涯学習の環境づくり
		(2) 生涯学習活動の推進
		(3) 生涯学習活動の成果の活用
2 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用	(1) 多様な市民文化活動の推進	
	(2) きらりホールを活用した芸術文化の振興	
	(3) 歴史、文化遺産の保存、継承、活用の推進	
3 生涯スポーツの振興	(1) スポーツ活動の充実	
	(2) スポーツ関係団体、指導者の育成	
	(3) スポーツ施設の整備、充実	
【政策9】 市民協働・男女共同参画・多文化共生	1 協働及び市民公益活動等の推進	(1) 市民公益活動等に関わる新たな担い手の発掘、育成
		(2) 市民公益活動等のさらなる発展に向けた支援
		(3) 協働に向けた連携の強化
2 共生社会の実現	(1) 人権の尊重と男女共同参画の推進	
	(2) DVやハラスメントの防止と相談支援体制の充実	
	(3) 多文化共生社会の構築	
【政策10】 持続可能な行財政運営	1 財政の健全化及び行財政改革の推進	(1) 財政規律の堅持及び自主財源の確保
		(2) 行財政改革の推進
		(3) 組織力、職員力の向上
2 公共施設の適正な管理運営の推進	(1) 公共施設の総合的かつ計画的な管理運営の推進	
	(2) 公共施設の適正配置、利活用の推進	
3 行政情報等の積極的な発信	(1) 情報発信の充実	
	(2) 市の魅力発信の推進	

第2章 施策の見方

まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

- まちづくりは、市民、事業者、行政が協働で創り上げるものです。そこで、まちづくりの主体である市民、事業者、行政が一体となって取り組むことや方向性などを示しています。

《記載例》

第3章 各分野の施策展開

政策 1 保健・福祉

施策 1 保健・医療の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市民一人ひとりが健康意識の向上を図り、健康の維持増進に取り組むことで、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、それぞれの生活や年代に応じた健康づくりを推進します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
健康寿命（平均自立期間）	男 79.7 歳 女 84.0 歳 (平成 30 年)	↑
生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(国民健康保険の特定健康診査受診者)	23.0% (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 本市の平均寿命は、平成 22 年と平成 27 年を比較し、男性が 80.0 歳から 80.9 歳に、女性が 86.9 歳から 87.2 歳に上昇しているとともに、高齢化率は、平成 22 年の 22.1%に対し、平成 27 年が 26.9%と急激に高齢化が進んでいます。
- 本市の死因は、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎が上位を占めています。また、要介護となる要因は、脳血管疾患、認知症、転倒、高齢による衰弱等が占めていることから、生活習慣の改善等への取組みが課題となります。
- 令和元年度の市民健康意識調査の結果によると、健康に関する知識や理解が一定程度ある一方で、行動には至っていないことから、行動変容を促す施策が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、感染症を取り巻く状況の変化により予防できるものも含め、様々な感染症が発生することが考えられることから、その対応が必要となります。

施策の状態指標(目指す方向性)

- 「まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい」にどの程度近づいているかを客観的に確認するため、「指標名」「現状値」「目指す方向」を示しています。
- 現状値を把握していない指標は、「-」としています。
- 「目指す方向」は、社会経済動向で指標値が大きく変化するため、具体的な数値は明記せず、「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低減、「→」は維持を示しています。

現状と課題

- この施策に関する社会動向やこれまでの取組み、成果を踏まえた現状や課題などを記載しています。

施策の柱

●施策のねらいを達成するため、施策の柱を2つ又は3つ立てています。その柱ごとに目的や主に行政が実施する手段を示すとともに、達成度を示す成果指標を記載しています。

成果指標

- 指標名：目的に即した手段を実施した場合の成果を現すものとしています。
- 現状値：目標値を設定する基準となる数値です。事業未実施などの場合は、「－」としています。
- 目標値：計画的に手段を実施することで、令和8年度までに実現可能な目標とする数値を掲げています。

■施策の柱

① 健康づくりの推進

【目的】

◆幼少期からライフステージに合わせた健康づくりを推進することで、すべての市民が健やかに生活できるようにします。

【手段】

- ◆食生活、身体活動等の生活習慣の改善に繋がる行動変容を促すため、ライフステージに合わせたきめ細かな健康づくりを推進します。
- ◆幼少期から健康づくりの知識の普及、啓発を図ることで、家族全体の健康意識を高めます。
- ◆保健所、警察等の関係機関と情報共有及び連携を図ることで、こころの問題を抱えた人へのセーフティネットの強化を図るとともに、自殺予防に関する啓発活動に取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	週4日以上朝食を食べている人の割合	①95.4% (令和元年度)	①95.5%
	①子ども(小学5年生)	②90.7% (令和元年度)	②90.8%
	②成人(特定健康診査受診者)		
	汗をかく運動(30分以上)を週2日以上かつ1年以上継続している人の割合(特定健康診査受診者)	42.9% (令和元年度)	43.0%

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

◆健康づくりに関する事業について、健康づくりボランティア、民生委員、社会福祉協議会、事業者等と協働して取り組みます。また、市民に必要な医療を提供できるよう、医師会をはじめとした関係機関と連携強化を図ります。

【個別計画】

- ◆いきいきプラン・健康かまがや21(食育推進計画・自殺対策計画)
- ◆国民健康保険保健事業実施計画

市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- 「施策のねらい」を実現するため、まちづくりの主体が相互に連携・協力して取り組むことができる目指す姿を記載しています。
- 施策の柱に掲げた手段を有機的に結び付け、柱と柱の連携を強化することで施策の推進に繋がります。

個別計画

- この施策に関連する部局において策定する個別計画を記載しています。

第3章 各分野の施策展開

政策 1 保健・福祉

施策 1 保健・医療の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市民一人ひとりが健康意識の向上を図り、健康の維持増進に取り組むことで、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、それぞれの生活や年代に応じた健康づくりを推進します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
健康寿命（平均自立期間）	男 79.7 歳 女 84.0 歳 (平成 30 年)	↑
生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(国民健康保険の特定健康診査受診者)	23.0% (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 本市の平均寿命は、平成 22 年と平成 27 年を比較し、男性が 80.0 歳から 80.9 歳に、女性が 86.9 歳から 87.2 歳に上昇しているとともに、高齢化率は、平成 22 年の 22.1%に対し、平成 27 年が 26.9%と急激に高齢化が進んでいます。
- 本市の死因は、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎が上位を占めています。また、要介護となる要因は、脳血管疾患、認知症、転倒、高齢による衰弱等が占めていることから、生活習慣の改善等への取組みが課題となります。
- 令和元年度の市民健康意識調査の結果によると、健康に関する知識や理解が一定程度ある一方で、行動には至っていないことから、行動変容を促す施策が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、感染症を取り巻く状況の変化により予防できるものも含め、様々な感染症が発生することが考えられることから、その対応が必要となります。

■施策の柱

① 健康づくりの推進

【目的】

- ◆幼少期からライフステージに合わせた健康づくりを推進することで、すべての市民が健やかに生活できるようにします。

【手段】

- ◆食生活、身体活動等の生活習慣の改善に繋がる行動変容を促すため、ライフステージに合わせたきめ細かな健康づくりを推進します。
- ◆幼少期から健康づくりの知識の普及、啓発を図ることで、家族全体の健康意識を高めます。
- ◆保健所、警察等の関係機関と情報共有及び連携を図ることで、こころの問題を抱えた人へのセーフティネットの強化を図るとともに、自殺予防に関する啓発活動に取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	週 4 日以上朝食を食べている人の割合	①95.4% (令和元年度)	①95.5%
	①子ども（小学 5 年生）	②90.7% (令和元年度)	②90.8%
	②成人（特定健康診査受診者）		
	汗をかく運動（30 分以上）を週 2 日以上かつ 1 年以上継続している人の割合（特定健康診査受診者）	42.9% (令和元年度)	43.0%

② 疾病予防、早期発見、重症化予防の推進

【目的】

- ◆ 予防可能な感染症のまん延防止を図るとともに、早期に生活習慣病等を発見するため、各種検（健）診を実施し、食生活などの生活習慣の改善や、重症化の予防を図ります。

【手段】

- ◆ 感染症の発生とまん延防止のため、予防接種事業を実施します。
- ◆ がんの早期発見、早期治療に繋げるため、がん検診事業を実施します。
- ◆ 生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査、後期高齢者健康診査等を実施します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	市のがん検診精密検査受診率	78.8% (令和元年度)	80.4%
	健康診査を受けている割合 ①国民健康保険特定健康診査受診率（40歳から74歳まで） ②後期高齢者健康診査受診率（75歳以上）	①37.6% (平成30年度) ②34.3% (令和元年度)	①47.0% ②34.4%

③ 地域医療体制の充実

【目的】

- ◆ 病院、診療所、歯科診療所等を有効的に活用できる環境を構築することで、地域医療体制の充実に努めます。

【手段】

- ◆ 入院治療や手術等を必要とする救急患者を夜間、休日も受け入れる二次救急医療を確保します。
- ◆ インターネットを活用した情報発信等により、必要となる医療機関情報等を提供するとともに、身近で相談ができる「かかりつけ医」を持つことを推奨します。
- ◆ 医師会等関係機関と連携し、災害時の医療体制の構築を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	かかりつけ医がいる割合 ①子ども（1歳6か月児健康診査受診者） ②成人（40歳から64歳まで）	①88.9% (令和元年度) ②44.5% (令和元年度)	①89.0% ②44.6%
	救急搬送人員が市内の医療機関等に搬送された割合	49.9% (令和元年)	56.8%

■ 市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆ 健康づくりに関する事業について、健康づくりボランティア、民生委員、社会福祉協議会、事業者等と協働して取り組みます。また、市民に必要な医療を提供できるよう、医師会をはじめとした関係機関と連携強化を図ります。

【個別計画】

- ◆ いきいきプラン・健康かまがや21（食育推進計画・自殺対策計画）
- ◆ 国民健康保険保健事業実施計画

政策 1 保健・福祉

施策 2 地域福祉の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

生活に身近な地域において、市民同士が世代を超えて繋がり、相互に役割を持ち、支え合う環境を構築することにより、安心して自分らしい生活を送ることができる地域共生社会の形成を推進します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
地域づくり活動へ参加したい人の割合	58.7% (令和元年度)	↑
社会福祉協議会ボランティアセンター登録人数	1,104人 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 急速な高齢化や生涯未婚率の上昇、核家族化、地域の繋がり希薄化などにより、地域の中で必要な支援の担い手が減少する傾向にあります。また、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や、高齢の親と引きこもりの子（8050問題）など、複雑で複合的な課題を抱える個人や世帯が増加している傾向にあるため、一つの相談機関では解決が難しい状況になっています。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して住み続けられることができるよう、身近な問題は身近な地域で解決することを基本として、地域で支え合うことの必要性を認識してもらい、積極的な地域づくり活動やボランティア活動への参加を図る必要があります。

■施策の柱

① 地域共生社会のための基盤の整備

【目的】

- ◆複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、様々な分野にまたがる関係機関が連携、連絡調整を行う包括的な相談体制を講じることで、その課題解決を図ります。

【手段】

- ◆地域共生社会の実現に向けて、「地域課題の解決力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとの繋がり強化」「専門人材の機能強化、最大活用」を図るため、庁内外の関係機関において情報共有を行います。
- ◆高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など既存の身近な福祉相談窓口の充実を図りつつ、福祉分野、保健医療、就労など様々な分野を網羅した包括的な支援体制の整備に向けて取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	「地域共生社会実現に向けた情報共有会議」の開催回数	0回 (令和元年度)	2回以上
	身近な福祉相談窓口の設置箇所数	20か所 (令和元年度)	21か所

② 多様な担い手の人材育成

【目的】

- ◆地域福祉を推進するため、地域福祉活動を担う人材のさらなる育成を図るとともに、新たな担い手を養成することで、地域における課題解決力の強化を図ります。

【手段】

- ◆民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、必要なボランティアを募集し、養成します。
- ◆社会福祉協議会が実施している地域内の関係性づくりに向けた取組みをさらに支援します。
- ◆複雑化、複合化している地域の福祉ニーズに対応する地域福祉団体の活動を支援します。
- ◆既に活動している個人、団体ボランティアを社会福祉協議会ボランティアセンターに登録することで、支援が必要な人のニーズに応えます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	民生委員・児童委員の定員充足率	95.5% (令和元年度)	100%
	地域福祉を推進するボランティア養成講座の開催回数	43回 (令和元年度)	44回

③ 地域で支え合う仕組みづくり

【目的】

- ◆住民同士が交流を通じて、地域課題を解決することができるよう、地域の支え合いの拠点を充実させていくとともに、平時の見守りや災害時に高齢者や障がい者などの要支援者を地域で支えていくネットワークの構築を図ります。

【手段】

- ◆避難行動要支援者避難支援制度で作成した名簿情報を自治会に提供し、災害発生時に地域の中で支援を行うとともに、日頃から地域で見守る体制の構築に繋がります。
- ◆高齢者、障がい者、子育て中の家庭など、誰でも気軽に交流できる老人憩の家、子育てサロンなどの有効活用と充実を図るとともに、すべての市民が地域での交流と支え合いに関心を持ち、それぞれの役割を担うため、広報、市ホームページ、講座等のあらゆる機会を捉えて、地域福祉共生社会の周知、啓発を行います。
- ◆認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産の管理や必要な介護サービス等の支援を受けられるように、成年後見制度の普及促進を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	避難行動要支援者避難支援制度協力自治会数（累計）	15自治会 (令和元年度)	50自治会
	成年後見制度の法定後見及び任意後見利用者数	137人 (令和元年)	160人

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆地域福祉活動を推進するため、市民、地域、事業所、行政のそれぞれの役割を認識し、「自助」「共助」「公助」による施策展開を進めるとともに、これまで培ってきた連携のさらなる強化を図ります。

【個別計画】

- ◆地域福祉計画 ◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ◆障がい者計画
- ◆子ども・子育て支援事業計画

政策 1 保健・福祉

施策 3 高齢者福祉の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で生きがいを持ちながら生涯学習、社会活動、地域活動等に積極的に参加できる社会を目指し、在宅医療と介護の連携や生活支援、介護予防を推進することで、いつまでも安心して暮らせる地域づくりを推進します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
現在の健康状態を良好と答える人の割合(65歳以上)	80.7% (令和元年度)	↑
「要支援、要介護認定者」のうち「要支援者」の割合(65歳以上)	27.9% (令和元年度)	→

■現状と課題

- 本市の高齢者人口は、平成20年度の20,891人、高齢化率19.8%に対し、令和2年度が31,129人、28.3%と急激に増加しています。また、令和2年度の65歳から74歳までの前期高齢者は15,425人(14.0%)、75歳以上の後期高齢者は15,704人(14.3%)と後期高齢者が上回っています。
- 本市の単身高齢者や高齢者世帯は、平成2年の2,291世帯に対し、平成27年の10,195世帯と約4.5倍に増加していることに伴い、今後は、介護サービス事業量の増加や利用者ニーズが多様化することが見込まれます。

■施策の柱

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

【目的】

- ◆高齢者が身近で相談できる窓口の強化や医療・介護の連携を図ります。また、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができる社会の実現を図ります。

【手段】

- ◆身近な相談窓口として地域包括支援センターの機能強化及び周知を図ります。
- ◆医療と介護のサービスがスムーズに利用できるよう専門職種間の顔の見える関係を構築します。
- ◆認知症の理解について周知啓発や認知症の人を介護する家族への支援等を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	地域包括支援センターの認知度	38.4% (令和元年度)	52.8%
	認知症サポーター養成講座受講者数	1,782人 (令和元年度)	1,800人

② 活力ある高齢者の活動支援

【目的】

- ◆高齢者が自身の健康状態に合わせた社会活動等を行うことや生きがいをもって暮らせるための環境づくりを推進するとともに、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を過ごせるよう介護予防活動を支援します。

【手段】

- ◆シルバー人材センターに対する活動の支援や市民団体等と連携することで、就労やボランティアによる社会参加等の機会拡充を図ります。
- ◆敬老事業の支援や老人クラブ、談話室、老人憩の家等の設置及び運営支援を行うことで、高齢者が気軽に外に出て地域の人と交流できる機会を増やします。
- ◆元気な高齢者が気軽に外に出て介護予防体操や認知症予防ができる環境づくりを行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	地域づくり活動に企画、運営者として参加したいと思う人の割合	30.2% (令和元年度)	35.0%
	介護予防体操、認知症予防等の実施場所	91 か所 (令和元年度)	96 か所

③ 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

【目的】

- ◆高齢者の生活環境（住まい、ごみ出し、外出等）の整備を推進するとともに、高齢者の権利擁護のための支援体制の構築や成年後見制度の周知、活用支援を行います。

【手段】

- ◆高齢者の住まいの整備（住宅改修、高齢者施設整備等）を行います。
- ◆地域ぐるみの生活支援（ごみ出し、外出支援等）の充実を図ります。
- ◆高齢者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業、市民後見人の養成、成年後見制度の普及啓発などに取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	介護保険における居宅介護住宅改修	294 件 (令和元年度)	300 件
	生活支援整備体制事業における第2層協議体会議回数	20 回 (令和元年度)	36 回

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆医療や介護関係者との連携を強化し、介護が必要になった人や認知症の人が暮らしやすい地域づくりを推進します。
- ◆老人クラブ、老人憩の家、談話室等を運営する団体や市民と協働して、高齢者が気軽に交流できる場を提供します。また、シルバー人材センターや企業等と連携して高齢者の就業機会を拡大します。

【個別計画】

- ◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

政策 1 保健・福祉

施策 4 障がい者(児)福祉の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

障がいのある人もない人も互いに認め合い、地域の中で安心して暮らせる社会を実現します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
自宅等で生活をしている障がい者の割合	99.0% (令和元年度)	→
仕事をしている障がい者の割合	29.1% (平成 29 年度)	↑

■現状と課題

- 平成 30 年度の障害者手帳の所持者は 4,940 人で、5 年前の平成 25 年度の 4,582 人と比較し、人数で 358 人、率で 7.8%の増となっています。そのうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者は約 1.5 倍となっています。
- 障がい者等及び介助者(家族等)の高齢化が進んでおり、これまで支援をしてきた親が亡くなった後の子の生活への支援や中高年のひきこもりが社会的な課題となっています。そのため、障がい者本人だけでなく家族への支援も必要になるなど、包括的な支援が求められています。
- 障がい者の就労について、就労の意欲があっても就労に至らない場合や就職しても継続が難しい場合があります。そのため、就労を支援するとともに社会参加の妨げとなる障がい者に対する誤解や偏見などの解消が求められています。

■施策の柱

① 自立した生活の支援

【目的】

- ◆障がい者(児)が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、情報の提供や相談支援を行うとともに、障害福祉サービス等の充実を図ります。また、関係機関等と連携して障がい者を地域で支える仕組みをつくりまします。

【手段】

- ◆障がい者(児)の抱える問題等に柔軟に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ◆自立した生活を支援するため、障害福祉サービスや各種制度等の充実を図ります。
- ◆情報の取得や意思疎通を支援するため、情報、コミュニケーション環境を整備します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	基幹相談支援センター相談件数	10,083 件 (令和元年度)	10,500 件
	手話通訳派遣回数	379 件 (令和元年度)	450 件

② 障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備

【目的】

- ◆障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、医療費の負担の軽減や権利擁護の推進を図ります。また、障がいに対する理解の促進、意識啓発を図ります。

【手段】

- ◆安心して必要な医療が受けられるよう医療費の助成や医療給付の充実を図ります。
- ◆障がいや障がい者（児）への理解を高めるため、広報や啓発活動を推進します。
- ◆災害時に障がい者（児）が必要な支援を受けながら避難等ができるよう体制を整備します。
- ◆成年後見制度の普及啓発を図るなど権利擁護を推進します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	医療について困り事のある人の割合	56.9% (平成29年度)	56.0%
	啓発事業参加者数	2,485人 (令和元年度)	2,560人

③ 社会参加の促進

【目的】

- ◆スポーツやレクリエーションなど様々な活動の機会を通じて、生きがいづくりを支援します。また、障がいの早期発見と適切な対応を図ることにより、生きる力を育みます。

【手段】

- ◆身体障がい者福祉センターの講座等を通して、スポーツや芸術文化活動を促進します。
- ◆小規模作業所への支援など、障がい者の活動機会の拡充と社会との交流を推進します。
- ◆早期の段階から適切な支援に繋げていけるよう、障がいの早期発見と早期療育に努めます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	身体障がい者福祉センター等で創作活動や生産活動を行っている人数	533人 (令和元年度)	560人
	社会活動を行ったことがある障がい者の割合	12.3% (令和2年度)	13.0%

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆地域のネットワークや自立支援に関することなどを協議する「障がい者地域自立支援協議会」等を通じて、関係機関との連携強化を図りながら、地域課題の解決に取り組んでいきます。
- ◆市内の相談支援事業所と情報交換の場を設けるなど連携を強化します。

【個別計画】

- ◆障がい者計画
- ◆障がい福祉計画・障がい児福祉計画

政策 1 保健・福祉

施策 5 社会保障制度の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、医療保険制度及び介護保険制度の適正化、効率化を進めるとともに、給付と負担のバランスを図ることで、両制度の健全で安定した運営を行います。

また、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護（支援）を行うことで、困窮の解消を図るとともに、安定した生活が送れるよう、継続的な自立支援を行います。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
国民健康保険 1 人当たりの医療費	343,332 円 (令和元年度)	→
介護保険 1 人当たりの介護給付費	1,401,836 円 (令和元年度)	→
生活保護自立件数	93 世帯 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 国民健康保険は、年齢構成や医療費水準が高いため、県が財政運営の責任主体となって安定化を図っています。一方で、県から示された国民健康保険事業費納付金を確保する必要があり、加入者減少等により、今後、厳しい財政状況が見込まれます。
- 75 歳以上の後期高齢者の割合は、65 歳以上の高齢者の 50%以上を占めるとともに、単身高齢者や高齢者世帯などの増加、介護ニーズの多様化が課題となっています。
- 生活保護被保護世帯数（年度平均）は、平成 21 年度の 574 世帯から、平成 26 年度に 942 世帯と急増しましたが、その後は微増傾向で令和元年度は 1,028 世帯となっています。また、高齢化による介護サービス利用者が年々増加しているため、介護扶助費が増額する傾向にあります。

■施策の柱

① 国民健康保険事業の適正な運営

【目的】

- ◆市民が安心して医療機関を受診できるよう、給付と負担のバランスを図ることで、健全で安定した国民健康保険制度を運営します。

【手段】

- ◆ジェネリック医薬品の普及など医療費の上昇を抑制するとともに、第三者行為求償や保険者間調整を行うことで、支出の適正化を図ります。
- ◆保険者努力支援制度の活用や、適正な保険料率の設定、納付しやすい環境の整備や早期滞納解消に向けた納付相談等により徴収率の向上を図ることで、収入を確保します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	ジェネリック医薬品の使用割合	79.1% (令和元年度)	令和 2 年 9 月以降の目標値は国より今後示される予定
	国民健康保険料徴収率	82.2% (令和元年度)	82.5%

② 介護保険事業の適正な運営

【目的】

- ◆高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を過ごせるよう、利用者のニーズにあった介護サービスの提供を行います。また、給付と負担のバランスを図ることで、健全で安定した介護保険制度を運営します。

【手段】

- ◆利用者のニーズにあった介護サービスを供給できるよう、被保険者や医療、介護従事者等の意見を聴取するなど、高齢者を取り巻く状況を把握していきます。また、適正な介護サービスを供給できるよう、介護サービス事業所に対して、運営への助言指導や介護人材の確保に努めます。
- ◆介護保険事業の安定した運営を図るため、介護保険料納付方法の周知や保険料滞納者への納付相談、納付しやすい環境を整備して、保険料徴収率の向上を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	介護支援専門員法定研修受講者数	35人 (令和元年度)	50人
介護保険料徴収率	96.2% (令和元年度)	96.5%	

③ 生活保護と自立生活の支援

【目的】

- ◆生活保護法や生活困窮者自立支援法により、生活困窮者の安定かつ自立した生活を実現します。

【手段】

- ◆自立促進に向けた就労支援を実施するとともに、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護受給者の家庭における子どもの教育機会の確保や大学進学への支援を行います。
- ◆生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業や住居確保給付金、子どもの学習・生活支援事業等について、必要な人への支援が行き届くよう周知を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	生活保護受給者等就労自立促進事業参加者数	55人 (令和元年度)	60人
子どもの学習・生活支援実施回数	41回 (令和元年度)	42回	

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆今後も市民や医療機関へジェネリック医薬品の普及が図られるよう協力を促します。
- ◆介護ニーズに応じた事業を展開していけるよう、介護サービスを提供する事業者等と協力して、適切な事業所運営や介護人材確保等を行います。
- ◆民生委員・児童委員等と協力して、生活困窮者の早期発見に努めます。

【個別計画】

- ◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

政策 2 子育て

施策 1 子育て環境の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

妊娠期から子育て期までの家庭に対して、きめ細かな支援を行うとともに、社会全体で子育て支援を行い、子どもが健やかに成長することができるまちを目指します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
合計特殊出生率	1.29 (平成30年)	↑
子育て支援事業の満足度	10月末までにアンケートを実施	↑

■現状と課題

- 「出生数」と「1人の女性が一生に生む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率」は、平成25年が889人、1.33に対し、平成30年は、746人、1.29といずれも減少しています。
- 急速な少子化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境は、多様化かつ複雑化しています。
- 妊娠、出産期及び子育て期は、不安が多い時期であるため、各家庭のニーズに合わせた切れ目のない支援を行うとともに、子育てに関する情報提供を積極的に行う必要があります。
- 子育て家庭の孤立化などにより、児童虐待相談件数が増加しているとともに、子どもの貧困やひとり親家庭が増加傾向にあることから、きめ細かな支援の充実を図る必要があります。

■施策の柱

① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

【目的】

- ◆妊娠期から子育て期まで、誰もが安心して子どもを産み育てることができる支援の充実を図ります。

【手段】

- ◆妊婦面接や乳児家庭全戸訪問事業、乳児健康相談、幼児健康診査など、妊娠期から子育て期にわたるまでの健康管理や子育て家庭への継続的な見守りなど、切れ目のない支援を行います。
- ◆誰もが孤立せずに安心して子育てができるよう、身近な地域による子育て家庭同士の交流促進、子育て相談や子育てに関する情報提供を行うとともに、子育て支援コーディネーターによる情報発信、相談及び子育てサークルの育成などを行います。
- ◆子育てに対する経済的な負担軽減を図るため、児童手当の適正な支給や子ども医療費助成など、経済的な支援を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	乳児家庭全戸訪問事業 訪問率	96.0% (令和元年度)	96.0%以上
	つどいの広場利用人数	25,859人 (令和元年度)	34,000人

② きめ細かな支援が必要な子ども、子育て家庭への支援

【目的】

- ◆特別な支援が必要な子どもやその家庭に対して、関係機関と連携を図り、安心して子どもが成長できる環境をつくります。

【手段】

- ◆児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るため、相談体制の充実や必要な支援を行うとともに、関係機関で構成される「児童虐待防止対策等地域協議会」において、情報交換、支援方法等を検討し、連携の強化を図ります。
- ◆ひとり親家庭等への経済的な支援、就業支援及び相談支援体制の強化を図ります。
- ◆子どもの養育、家庭環境、発達の不安など、様々な家庭の悩みに対して相談支援を行うとともに、障がいのある子ども及びその家庭に対し、障がいの疑いがある段階からの相談など、療育支援を行います。
- ◆経済的理由により子どもに義務教育を受けさせることが困難な家庭に対し、学校教育に必要な学用品等の経費に対して、就学援助を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	「児童虐待防止対策等地域協議会実務者会議」の開催回数	4回 (令和元年度)	6回
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者数	8人 (令和元年度)	12人	

③ 地域全体で子育てを支えるための環境整備

【目的】

- ◆地域の子育て支援の拠点となる児童センターを中心に、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

【手段】

- ◆地域の子育て支援の拠点となる児童センターを中心に、民生委員・児童委員、自治会、学校、保育園など地域全体で子育て支援する体制を推進します。
- ◆子育てサポーターなどの子育てボランティアと連携して、児童センターなどにおいて、子育て相談、子育て交流、体験教室などを実施し、子育て家庭の支援や子どもの健全な育成を図ります。
- ◆子ども達にとって身近な魅力ある遊び場とするため、地域との連携を図り、児童センター、公園、児童遊園の適正な管理を行うなど、環境の整備を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	児童センター利用人数	99,378人 (令和元年度)	126,000人
子育てサポーター活動回数	740回 (令和元年度)	800回	

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆民生委員・児童委員、保健推進員、子育てサポーターなどのボランティアの確保、育成を図り、市民との協働により地域全体で子育て支援の充実を図ります。

【個別計画】

- ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆いきいきプラン健康かまがや21

政策 2 子育て

施策 2 保育サービス等の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

多様化する子育て家庭の状況に応じて、様々な保育サービス等による支援を行うことで、安心して子育てができる環境を実現するとともに、子ども達が健やかに育つ環境を構築します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
待機児童数（保育園、放課後児童クラブ）	0人 (令和元年4月1日現在)	→
合計特殊出生率【再掲】	1.29 (平成30年)	↑

■現状と課題

- 5歳以下の就学前児童数は、平成27年の5,448人に対し、平成31年が4,774人で、674人減少しており、今後も何ら対策を講じなければ減少することが見込まれています。
- 児童人口が減少する一方で、共働き世帯の増加に伴い、保育利用率及び放課後児童クラブの利用率が大幅に増加しています。
- 平成27年度から令和2年度までの年度当初の段階では待機児童ゼロを達成していますが、年度途中からは待機児童数が発生しています。
- 女性の就業率の上昇やライフスタイルの多様化により、教育、保育等（延長保育、一時預かり、病児・病後児保育など）に対するニーズは多様化しています。

■施策の柱

① 幼稚園、保育園の充実

【目的】

- ◆就学前の子どもへの教育、保育サービスの充実を図ります。

【手段】

- ◆保育士の研修を積極的にサポートし、保育の質を高めるとともに、保育環境の整備、処遇改善を継続することで保育士の安定確保、離職防止を図ります。
- ◆幼稚園への補助制度の見直しにより、預かり保育の充実を図ります。
- ◆国、県等の補助制度を有効活用し、感染症対策、業務のICT化を促進します。
- ◆認可保育所の整備を進めるとともに、認定こども園の普及促進を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	子育て支援員研修の受講率	23.8% (令和2年度)	50.0%
	保育所定員数	1,545人 (令和2年度)	1,635人

② 放課後児童クラブの充実

【目的】

- ◆放課後児童クラブの環境整備及び質の向上を図り、児童の健全な育成を支援します。

【手段】

- ◆放課後児童クラブ施設において必要な改修、設備及び備品等の更新を行い、保護者が安心して預けられるよう適切な育成環境を整備します。
- ◆父母会、地域、学校、事業者などと連携を図り、適切な遊びと生活の場を提供するなど、児童の健全な育成を支援します。
- ◆体験教室などを実施し、魅力ある楽しい放課後児童クラブを運営します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	放課後児童クラブが楽しいと思う児童の割合	10 月末までにアンケートを実施	80%以上
	放課後児童クラブの定員数	806 人 (令和元年度)	827 人

③ 多様な家庭に対応した保育サービスの充実

【目的】

- ◆女性の就業率の上昇や、ライフスタイルの多様化に対応するため、様々な保育サービスを提供します。

【手段】

- ◆保育園を定期的に利用していない家庭を対象に、仕事や急病、家族の介護等で育児が困難になったときに一時的な預かり保育を提供します。
- ◆保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間を延長して必要な保育を提供します。
- ◆病氣中や病氣回復期にあり集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供します。
- ◆ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）が会員となる相互援助活動の充実のため、支援を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	一時預かり事業の受入可能人数	10,560 人 (令和2年度)	15,840 人
	ファミリー・サポート・センター提供会員数	171 人 (令和元年度)	195 人

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆保育園、幼稚園、小学校のネットワーク体制の強化を図ります。
- ◆民間保育事業者の協力を得ながら、園庭開放、子育て相談など地域における子育て支援の充実を図ります。
- ◆放課後児童クラブで、父母会、地域、学校、事業者などと連携を図り、児童の健全な育成を支援します。

【個別計画】 ◆子ども・子育て支援事業計画

政策 3 教育

施策 1 学校教育の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな学習環境づくりに取り組むとともに、安全かつ快適な学習環境のもと、主体的に考え判断し、行動できるよう生きる力が育まれる学校教育の充実を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
教職員、保護者等からの学校施設満足度の割合	—	↑
授業の中で課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合	—	↑

※ この施策の状態指標の現状値は、これまで同様のアンケートを行っていないため、「—」としています。

■現状と課題

- 学校施設は、昭和40年代から50年代に集中的に整備しているため、老朽化が進んでいます。
- 読書活動は、言語能力や豊かな心を育成するなど教育効果が高いため、すべての学校に学校図書館司書を配置していますが、蔵書数が学校図書館図書標準を満たしていない学校があります。
- 新学習指導要領には「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」が掲げられており、子どもたちには、グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会変化に対応する資質や能力が求められています。
- 国のGIGAスクール構想に対応するため、1人1台の端末の整備等を行っており、各種ICTを最大限活用した効果的な授業展開が重要です。
- 限られた時間の中で、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保することが難しい状況であることから、学校の働き方改革が求められています。
- いじめに繋がらないよう未然防止、早期発見、早期対応が課題となっています。そのため、道徳教育などを推進する必要があります。

■施策の柱

① 安全で安心な教育環境の確保

【目的】

- ◆児童生徒が安心して有意義な学校生活を送ることができるよう、安全で快適な教育環境を確保します。

【手段】

- ◆学校施設の日常点検及び定期点検に取り組むことで、適正な維持管理を行います。
- ◆学校施設長寿命化計画に基づき、改修部位の優先順位を決定し、必要な改修等を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	外壁、屋上防水等改修率	32.3% (令和元年度)	67.7%
	小中学校トイレの整備進捗率	46.4% (令和元年度)	100%

※ 「小中学校トイレの整備」は、洋式化、照明、床（乾式化）等の改修を行うものです。

② 生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり

【目的】

- ◆児童生徒の基礎学力を高め、一人ひとりの特性に合わせた教育を行いながら生きる力を育みます。

【手段】

- ◆児童生徒のニーズに応じた教育を行うため、特別支援教育推進指導教員（ほほえみ先生）、少人数教育指導教員（きらり先生）、学校図書館司書、理科支援員、外国語活動支援員、介助員等を配置します。
- ◆GIGAスクール構想に対応したICT教育環境を効果的に活用ができるよう、教職員研修を行います。
- ◆子どもたちの健やかな成長を見守るため、学校、地域、家庭が連携し、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ◆学校図書館司書、図書ボランティアと連携、協力し、学校図書館の充実を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	ICT教育機器の1日の授業における使用割合	—	50.0%
	学校図書館図書標準の達成校	12校 (令和元年度)	14校

※ 「ICT教育機器の1日の授業における使用割合」の現状値は、令和3年度に本格実施するため、現状値は「—」としています。

③ 専門性と社会性を備えた教職員の育成

【目的】

- ◆新たな教育課題に対応できる高い専門性を身に付けるとともに、専門性と社会性を兼ね備えた、豊かな人間性を持つ教職員を育成します。

【手段】

- ◆教職員の資質、能力向上と専門性の確立を図るため、研修、研究内容の精査を行い、授業改善に取り組みます。
- ◆教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、教材費の公会計化などを実施することで、教職員の働き方改革を推進します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	自主公開助成取組み校	9校 (令和元年度)	12校
	児童生徒と向き合う時間を確保できている教職員の割合	68.2% (令和元年度)	95.0%

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆幅広い地域住民等の参画により、地域とともに歩む学校に取り組みます。
- ◆地域の事業所の協力を得ながら、社会体験学習を行い、働く意義を考える機会づくりを行います。

【個別計画】

- ◆学校施設長寿命化計画 ◆教育振興基本計画 ◆教育大綱

政策 3 教育

施策 2 児童・生徒の健康及び安全等の確保

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

児童生徒が、自らの健康の維持向上を図る能力や安全意識を身につけるための指導を行うとともに、安全で安心に学校生活を送れるよう、学校及び通学環境の向上を図ります。

また、児童生徒に安全で安心な給食を提供するとともに、食に対する正しい理解や望ましい習慣を身につけるため、保護者、学校、市との連携で食育を推進します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
標準体重の児童生徒の割合	90.4% (令和元年度)	↑
児童生徒の登下校中の交通事故件数	15件 (令和元年度)	↓
学校給食の満足度	80.0% (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 児童生徒の健康問題や望ましい生活習慣の確立について、家庭環境の多様化やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及などにより問題が複雑化しています。
- 学校における健康診断の未受診者や受診勧告を受けた児童生徒については、その後の医療機関受診等について家庭との情報共有が課題となっています。
- 児童生徒の交通事故件数及び青少年センターに寄せられる不審者情報件数は減少していますが、児童生徒の安全、安心を確保するため、さらなる対策が求められています。
- 学校給食は1回当たりの摂取基準が決められているため、味付けなどの工夫により完食を目指していますが、一定量の残食が発生しています。

■施策の柱

① 保健、安全教育の充実

【目的】

- ◆児童生徒が、健康で安全な学校生活を送れるよう配慮するとともに、児童生徒自らが健康や安全に関する知識を習得し、実践できるよう支援します。

【手段】

- ◆児童生徒の心身の発達と健康管理の維持向上を図るため、定期的に健康診断、環境衛生検査等を実施します。
- ◆健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置又は治療を指示するなど、適切な措置を行います。
- ◆児童生徒を取り巻く健康問題に対処し、学校保健の推進を図るため、養護教諭、保健主事等を対象とした研究会を実施します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	児童生徒の定期健康診断受診率	95.1% (令和元年度)	95.5%
	児童生徒の定期健康診断受診勧告後の医療機関受診率	54.9% (令和元年度)	60.0%

② 児童生徒の安全確保

【目的】

- ◆家庭、学校、地域が連携して児童生徒の安全確保に取り組みます。

【手段】

- ◆登下校時における児童生徒の安全を確保するため、ドライバーへの注意喚起や安全施設の設置を行います。
- ◆教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者等で、通学路の合同点検を実施し、危険個所の把握と改善に取り組みます。
- ◆警察及び交通安全協会の協力のもと、子ども自転車安全運転講習会、スケアード・ストレイト自転車交通安全教室を実施します。
- ◆児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないよう、児童生徒安全パトロールなどを実施することにより児童生徒の安全を確保します。
- ◆子ども110番の家や子ども安全メール利用者の普及促進を図るとともに、地域が一体となって児童生徒の安全を確保するため、「かまがや83+運動」への協力を促します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	子ども自転車安全運転講習会、スケアード・ストレイト自転車交通安全教室の実施回数	10回 (令和元年度)	10回
	子ども110番の家件数(累計)	1,324件 (令和元年度)	1,444件

③ 学校給食の充実

【目的】

- ◆安全、安心な給食を提供し、食の大切さを伝え、望ましい食習慣を養います。

【手段】

- ◆栄養士が小中学校を巡回し、給食の栄養や食の大切さを伝えます。
- ◆鎌ヶ谷産の野菜をはじめとした様々な食材を使用し、家庭の食卓に上らない食材に接する機会を増やします。
- ◆学校給食の栄養、衛生安全管理を徹底するとともに、アレルギー除去食を安全に提供します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	鎌ヶ谷産野菜、果実使用献立数	17回 (令和元年度)	22回
	食育指導の実施回数	25回 (令和元年度)	34回

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆安全ネットワーク会議や学校評議員会議などを通じて情報交換を行うとともに、保護者、学校、地域が一体となって児童生徒の安全確保を図ります。
- ◆鎌産鎌消献立や食材の事前公表を継続するとともに、学校給食の試食会を開催し、給食の理解を深めてもらうことで地域に開かれた学校給食センターを目指します。

【個別計画】

- ◆通学路安全対策推進行動計画 ◆食育推進計画

政策 3 教育

施策 3 青少年の健全育成の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市、学校、家庭、地域等がそれぞれの役割を担うとともに、相互に協力しながら、未来を担う青少年の健全育成と非行防止を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
市内不良行為少年の補導人数(千葉県警察)	485人 (令和元年度)	↓
青少年の育成活動を行う団体会員数	972人 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 少子化の影響などから、青少年の活動や子ども会育成会連絡協議会への参加人数が減少傾向にあり、担い手の育成が課題となっています。
- 内閣府の令和元年度調査では、小学生の49.8%、中学生の75.2%がスマートフォンを利用しており、年々増加傾向にあります。
- ネット上で子どもたちに対する有害情報や誹謗中傷の書き込みが増加し、いじめや事件に巻き込まれるケースが顕著となり、社会問題となっています。

■施策の柱

① 青少年の社会参加、体験活動の機会づくり

【目的】

- ◆ 青少年が社会性や社会規範を身につけ、自律心や思いやりの心を培うことができるような活動機会を提供します。

【手段】

- ◆ 「青少年相談員連絡協議会」、「子ども会育成会連絡協議会」等の青少年の育成活動を行う団体と市との協働で体験活動を行います。
- ◆ 元気っ子ゼミナールを開催し、ゼミナール活動を通じて将来の青少年リーダーの育成を図ります。
- ◆ 青少年関係団体の自主的な活動及び連携を図るため、団体活動の支援を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	元気っ子ゼミナール参加者数	381人 (令和元年度)	390人
	青少年の体験活動等参加者数	5,789人 (令和元年度)	5,860人

② 非行防止対策の推進

【目的】

- ◆未来を担う青少年の健全育成と非行防止を図ります。

【手段】

- ◆学校、地域、警察等と連携し、定時、夜間パトロール等の街頭補導活動を行うとともに、電話や来所等による相談活動を行います。
- ◆SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等における有害情報や誹謗中傷等の書き込み、写真等について、ネットパトロールを行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	青少年補導の活動回数	534 回 (令和元年度)	570 回
	ネットパトロール活動件数	3,147 件 (令和元年度)	3,500 件

③ 家庭、地域の教育力の向上

【目的】

- ◆保護者や地域が家庭教育の重要性を認識するとともに、地域ぐるみで家庭や青少年を見守ることで、青少年の健全育成を図ります。

【手段】

- ◆家庭の教育力向上のため、保護者のニーズに合わせた情報を提供し、実践できるよう支援します。
- ◆地域社会が青少年を見守り、健全に育めるよう情報の提供や啓発を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	家庭教育に関する講座の参加人数	3,741 人 (令和元年度)	3,850 人
	家庭川柳の応募数	1,466 句 (令和元年度)	1,480 句

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆青少年補導員の街頭補導活動を継続しつつ、「かまがや83+運動」をさらに拡充させることで、市全体で見守り体制の強化を図ります。
- ◆青少年相談員連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、青少年育成推進委員会等の各団体と連携して、社会参加、体験学習活動の機会を提供し、未来を担う青少年の健全育成を図ります。

【個別計画】

- ◆生涯学習推進基本計画

政策 4 安全

施策 1 危機管理体制・防災対策の強化

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

災害による被害を最小限にするため、事前防災、減災その他迅速な復旧の取組みを推進し、市民、事業者、行政が一体となって市全体の防災力の向上及び危機管理体制の強化を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
自主防災組織の組織率	51.0% (令和元年度)	↑
災害協定の締結数	57件 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 自然災害、大規模な事故、武力攻撃事態、新型コロナウイルス感染症などの緊急事態に際し、万全な体制で対処することで、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、基礎的な市民サービスの継続が重要です。
- 近年、台風や集中豪雨などの自然災害が頻発する一方で、首都直下地震など大規模災害の発生が懸念され、国土強靱化の取組みによる防災、減災対策の充実強化が求められています。
- 大規模災害が発生した場合には、行政の活動（公助）のみでは対処することが困難になるため、自助や共助の取組み強化による地域防災力の向上が課題となっています。
- 様々な専門分野の事業所等と災害協定を締結していますが、今後も、連携の輪を広げる必要があります。

■施策の柱

① 総合的な危機管理体制の強化

【目的】

- ◆様々な危機の類型に対応した計画や組織体制を定めるとともに、あらゆる事態を想定したマニュアルを策定し、かつ、計画的に実践することで、総合的な危機管理体制の強化を図ります。

【手段】

- ◆地域防災計画、国民保護計画、緊急事態対応計画等に基づき、必要な組織体制、人材育成、物資の確保等を図ります。
- ◆あらゆる事態を想定した具体的な危機管理マニュアルを整備します。
- ◆危機管理体制を強化するため、計画的に防災体制強化研修を実施します。
- ◆災害時においても、市の業務を遂行するための業務継続計画（BCP）を、定期的に確認するとともに、必要な見直しを行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	業務継続計画（BCP）の確認及び見直し	2回 (令和元年度)	2回以上
	防災体制強化研修の参加者数	—	400人

※ 「防災体制強化研修の参加者数」の現状値は、令和3年度から研修を実施するため、「—」としています。

② 事前防災、減災対策による地域防災体制の充実

【目的】

- ◆「事前防災」と「減災」の基本的な考え方とその対策を推進するとともに、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域防災体制の充実を図ります。

【手段】

- ◆自主防災活動を支援するため、自主防災組織に資器材を交付します。
- ◆洪水ハザードマップを更新するとともに、防災啓発に取り組み、災害時に必要な情報を事前に周知します。
- ◆避難行動要支援者避難支援制度で作成した名簿を自治会へ提供し地域での支え合いの強化を行い、共助の取組みを進めます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	自主防災組織への資器材交付完了団体数（累計）	77 団体 (令和元年度)	85 団体
	避難行動要支援者避難支援制度協力自治会数（累計）【再掲】	15 自治会 (令和元年度)	50 自治会

③ 災害応急活動、復旧対策の強化

【目的】

- ◆災害時に「自助」「共助」「公助」を担うそれぞれの主体が十分にその力を発揮できるよう、災害応急活動、復旧対策の強化を図ります。

【手段】

- ◆市で作成した避難所運営マニュアルに基づき、自主的な運営を行う「避難所運営委員会」の活動を支援します。また、高齢者、障がい者などの配慮を必要とする人の避難を目的とした福祉避難所の整備を進めるとともに、災害時に適切な対応ができる体制を構築します。
- ◆災害時に円滑な活動を行えるよう、総合防災訓練を実施します。
- ◆防災行政無線をアナログ形式からデジタル形式に更新することで、災害時の情報伝達手段の充実強化を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	避難所運営委員会の組織数（累計）	12 組織 (令和元年度)	21 組織
	総合防災訓練の参加者数	1,871 人 (令和元年度)	2,000 人

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆あらゆる事態を想定し、市民、事業者、関係機関等の協力を得て、市全体の危機管理体制を強化します。
- ◆自主防災組織等が行う防災、減災に向けた活動を支援し、関係機関との連携を強化するとともに、災害時における要配慮者の支援体制を強化します。

【個別計画】

- ◆（策定中）国土強靱化地域計画 ◆地域防災計画 ◆国民保護計画 ◆緊急事態対応計画
- ◆新型インフルエンザ等対策行動計画

政策 4 安全

施策 2 防犯対策の強化

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、市民、自治会、事業者及び警察等の関係行政機関が一体となって防犯対策の強化を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
刑法犯認知件数	716 件 (令和元年)	↓
電話 d e 詐欺 (特殊詐欺) 被害認知件数	29 件 (令和元年)	↓

■現状と課題

- 刑法犯認知件数は、全国 (令和元年 748,559 件、平成 30 年 817,338 件) 的にも、県全体 (令和元年 41,793 件、平成 30 年 46,698 件) でも減少しています。本市は、令和元年が 716 件、平成 30 年が 827 件で、平成 21 年の 1,472 件と比較すると、10 年間で 756 件減少しています。
- 刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、本市の電話 d e 詐欺 (特殊詐欺) 被害認知件数は、県内でも上位にあり、この被害根絶が課題となります。
- 平成 30 年度市民意識調査において、生活環境に関する今後の重要度は、「道路の状況」が、86.6%と最も高く、次に「犯罪・風紀などの防犯対策」が 81.9%となっていることから、市民の治安に対する意識は高い状況にあります。

■施策の柱

① 防犯対策の充実

【目的】

- ◆防犯に関する市と市民等との情報共有やパトロール等の防犯対策の充実により、犯罪の減少を図ります。

【手段】

- ◆かまがや安心 e メール (防犯情報メール、子ども安全メール) により、必要な防犯情報を迅速に配信することで、市民等への注意喚起を図ります。
- ◆通学時等の児童生徒安全パトロール事業、犯罪の起こりやすい夜間の安全を確保するための夜間防犯パトロール事業を実施することにより、犯罪の予防と被害の未然防止を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	かまがや安心 e メール (防犯情報) 登録者数 (累計)	3,640 件 (令和元年度)	4,000 件
	児童生徒安全パトロール実施日数	240 日 (令和元年度)	240 日
	夜間防犯パトロール実施日数	260 日 (令和元年度)	260 日

② 自主防犯活動の推進

【目的】

- ◆自主防犯活動を行っている団体等を支援するとともに、市民等の防犯意識の向上により、自主防犯活動の推進を図ります。

【手段】

- ◆防犯サテライト事業の実施により、電話 d e 詐欺（特殊詐欺）等の被害根絶に向けた啓発活動を行います。
- ◆防犯協会の地域安全活動を補助することにより、防犯パトロール活動の支援を行います。
- ◆地域ぐるみによる子どもの見守り活動を推進するため、「こども 110 番の家」「かまがや 83+運動」等への協力の呼びかけを行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	防犯サテライト事業実施件数	19 件 (令和元年度)	20 件
	防犯パトロール隊参加者数（累計）	1,316 人 (令和元年度)	1,350 人

③ 防犯設備の充実

【目的】

- ◆防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備を充実することにより、安全で安心な環境の基盤整備を図ります。

【手段】

- ◆市が設置する防犯灯や防犯カメラの維持管理を行います。
- ◆自主防犯団体が設置する防犯カメラの設置費の補助を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	防犯灯設置数（累計）	8,570 灯 (令和元年度)	8,800 灯
	防犯カメラ（街頭）設置数（累計）	42 台 (令和元年度)	44 台

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆防犯協会との連携を深め、自主防犯団体への活動支援を強化します。
- ◆防犯カメラ設置費補助金の周知及び運用の見直しにより、自主防犯団体への活動支援を強化します。

【個別計画】

該当なし

政策 4 安全

施策 3 消防・救急・救助体制の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

火災などの災害や事故に対応するため、迅速な消防活動に必要となる資機材を整備し、関係機関との応援体制や連携を図ることにより、被害を最小限に抑えます。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
出火率（人口1万人当たり）	2.3件 (令和元年)	↓
災害出動件数（火災、救急、救助）	6,022件 (令和元年)	↓

■現状と課題

- 多様化する災害対応や高度化する救急活動を迅速、的確に実現するため、最も重要な資機材である消防車両等を計画的に更新するとともに、消防職員の知識と技術の向上を図り、消防体制を充実させる必要があります。
- 本市の出火率は、2.3件であり、全国の3.0件と比較しても火災の発生は少ない状況となりますが、安心して暮らせるまちづくりには、火災を発生させない継続的な取り組みが必要となります。
- 救急出動件数は、高齢化の進展に伴い、平成26年の5,158件に対し、令和元年は5,920件と大幅に増加する中で、特にひとり暮らしの高齢者に対する安否確認の要請が増えていることから、この対応が課題となっています。

■施策の柱

① 消防体制の充実

【目的】

- ◆多様化する災害に対応できる消防体制の充実を図ります。

【手段】

- ◆消防用自動車更新計画に基づき、消防用車両の更新を計画的に行います。
- ◆消防業務に必要な予防技術資格者等の資格取得をはじめ、研修等に職員を派遣することで、消防に関する知識と技術の向上を図ります。
- ◆消防団充実強化計画に基づき、消防団の入団促進と装備品の強化を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	消防車両の更新台数（累計）	—	17台
	予防技術資格者数	35人 (令和元年度)	60人

※ 「消防車両の更新台数（累計）」は、令和3年度から令和8年度までに更新する消防車両の台数としているため、現状値は「—」としています。

② 火災予防の推進

【目的】

- ◆火災を発生させない安全なまちづくりを推進します。

【手段】

- ◆火災被害を抑えるため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、定期的な点検と機器更新の普及啓発を図ります。
- ◆防火対象物や危険物施設の安全性を維持するため、定期的な立入検査を行います。
- ◆大地震時に発生するおそれのある電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置普及を図ります。
- ◆幼年消防クラブや少年消防クラブ、婦人防火クラブと連携して火災予防啓発を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	住宅用火災警報器の設置率	72.6% (令和元年度)	73.8%
	立入検査実施件数	389件 (令和元年度)	400件

③ 安心できる救急、救助体制づくり

【目的】

- ◆市民が安心して暮らせるよう、救急活動及び救助活動をさらに迅速かつ的確に実施する体制を構築します。

【手段】

- ◆救命講習を開催し、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の普及を図ります。
- ◆市内公共施設に設置するAED（自動体外式除細動器）を屋外に設置し、24時間、365日、誰もがAEDを使用できる環境を整えます。
- ◆計画的に活動訓練を実施し、迅速かつ的確な活動を確実なものとしします。
- ◆救急、救助隊員を外部研修に派遣し、高度な知識と技術の習得を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	救命講習開催回数	48回 (令和元年度)	55回
	活動訓練実施回数（救急、救助）	922回 (令和元年)	930回

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆市民や防火団体と一体となる火災予防運動を展開し、火災予防の推進に取り組みます。
- ◆市民や事業者に応急手当の重要性を啓発し、救命講習の普及に取り組みます。

【個別計画】

- ◆消防用自動車更新計画

政策 5 環境

施策 1 環境保全の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

自然と社会が調和した良好な環境の中で、快適に生活ができるように、市民、事業者及び行政が協働し、自然にやさしい良好な環境の保全及び創造を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
河川の水質BOD値	6.6 mg/L (令和元年度)	↓
市域内温室効果ガス排出量	536,000 t-co2 (平成28年度)	↓

■現状と課題

- 河川等の公共用水域の水質に負荷をかけないように、水質汚濁の原因の一つである生活排水をどのように処理するかが課題となっています。
- 地球温暖化は、平均気温の上昇、氷河の融解に伴う海面水位の上昇、異常気象などの気候変動など、私たちの生活にも甚大な被害を及ぼすこととなり、地球規模で取り組むべき課題となるため、一人ひとりが現状を認識したうえで取り組むことが求められています。
- 行政と協働で環境問題に取り組んできた市内環境保全団体構成員の高齢化が進んでいるため、次世代の担い手の育成が課題となっています。

■施策の柱

① 環境保全への監視、指導体制の充実

【目的】

- ◆市民の安全、安心な生活を確保するため、健康や生活環境に被害を及ぼす公害の防止を図ります。

【手段】

- ◆生活排水による河川等の水質汚濁に対する監視を行うとともに、イベントや講座等を通じて、浄化意識の啓発を行います。
- ◆騒音や環境保全等の監視を行うとともに、その実態を把握し改善を促すことで、安全で安心な生活環境を確保します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	水質浄化に関する意識啓発活動回数	4回 (平成30年度)	7回
	粟野家庭雑排水共同処理施設※の水質BOD値	9.9mg/L (令和元年度)	5.0mg/L

※ 「粟野家庭雑排水共同処理施設」は、手賀沼の汚濁負荷削減対策の一環として、公共下水道の整備されていない粟野地区の一部地域の生活排水を処理した後、大津川に放流する市内唯一の排水処理施設のことです。

② 温室効果ガス排出の抑制

【目的】

- ◆市民、事業者、行政が一体となって、市域内の温室効果ガス排出量の抑制を図ります。

【手段】

- ◆地球温暖化対策実行計画に基づき、庁内の業務から発生する温室効果ガスの削減を図ります。
- ◆市民、事業者への緑のカーテンの普及啓発を推進します。
- ◆家庭に設置する再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の普及促進を図るため、補助を行います。
- ◆公共施設の大規模改修時などにおいて、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討します。
- ◆市民、事業者の再生可能エネルギー、省エネルギー設備に関する知識の普及啓発を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	市の業務による温室効果ガス排出量	5,154t-co2 (令和元年度)	3,917t-co2
	再生可能エネルギー設備設置補助件数	58件 (令和元年度)	65件

③ 環境保全活動の促進と市民、事業者の参加

【目的】

- ◆環境保全活動への参加機会の創出を図ります。

【手段】

- ◆「市内環境保全団体」と「環境保全活動に参加したい人」とをマッチングする制度を構築します。
- ◆次世代の担い手の環境意識醸成を目的とした事業として、市内外の学校等（高校、専門学校、大学）と連携、協働し、市内の小中学生等を対象に、「(仮称) こどもエコクラブ」の発足を推進します。
- ◆自然環境講座の内容を充実するとともに、市内に点在するビオトープの保全及び活用を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	自然環境講座参加者数	223人 (令和元年度)	250人
	環境フェア参加者数	1,282人 (平成30年度)	1,500人

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆市内環境保全団体と協力し、市民の環境保全活動への参加機会の創出を図ります。

【個別計画】

- ◆環境基本計画 ◆地球温暖化対策実行計画（区域施策）
- ◆地球温暖化対策実行計画（事務事業）～公共施設エコアクションプラン～
- ◆生活排水対策推進計画・一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

政策 5 環境

施策 2 循環型社会の構築

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

安全かつ効率的な収集、運搬体制を構築するとともに、ごみの排出抑制、資源化を推進することで、快適な生活環境を確保します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
資源化率	20.1% (令和元年度)	↑
最終処分量	2,439 t (令和元年度)	↓
市民1人1日当たりのごみの排出量	791.6g (令和元年度)	↓

■現状と課題

- ごみの排出量は、家庭系、事業系ごみのいずれも減少傾向がみられる中、資源化量も紙類、布類を中心に減少傾向にあります。
- クリーンセンターしらさぎは、施設稼働後20年を経過しているため長寿命化対策事業を実施していますが、今後も適正処理を維持するため、さらなる施設のメンテナンスを計画的に実施する必要があります。
- 急速な高齢化の進展に伴い、高齢者世帯や高齢者の単身世帯が増える中、ごみを自らごみステーションに出すことが困難であるなど、ごみ出しに対する不安を抱える高齢者や障がい者等の対策に取り組む必要があります。

■施策の柱

① 持続可能なごみ処理体制の整備

【目的】

- ◆ごみ分別の徹底を図るとともに、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、持続可能なごみ処理体制の整備を図ります。

【手段】

- ◆ごみ分別アプリケーション、ごみステーション管理システム、ごみ分別出前講座等によりごみの分別徹底を図ります。
- ◆ごみ出し困難者の解消を図るため、「ふれあい収集事業」を推進します。
- ◆柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、中間処理施設の公害防止対策及び長寿命化対策などの施設整備を行うとともに、最終処分などの処理方式の検討や周辺整備などを行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	ごみ分別出前講座開催回数	16回 (令和元年度)	25回
	ふれあい収集利用者件数(累計)	—	140件

※ 「ふれあい収集利用者件数(累計)」は、令和2年度から事業開始となるため、「—」としています。

② ごみの減量、再使用、リサイクルと適正処理の推進

【目的】

- ◆ごみの減量に繋がるための取組みとして、リユース、リサイクルを推進することで、資源の有効活用を図ります。

【手段】

- ◆生ごみ処理容器等購入費補助金制度を奨励し、燃やすごみで占める割合の高い生ごみの減量を図ることによって、燃やすごみ全体の減量を図ります。
- ◆有価物回収運動事業、使用済小型家電回収事業によって、本来ごみとして捨てられるものの中から有効な資源となるものを優先して回収することで、資源の再利用を図ります。
- ◆再利用情報提供事業によって、不要になったものを必要としている人に再度利用いただくことにより、ごみの排出量の減量を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	生ごみ処理容器等購入費補助件数	36件 (令和元年度)	36件
	使用済小型家電の回収量	6,175kg (令和元年度)	8,000kg

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携、協力してごみの分別を徹底するなど、ごみの減量化に取り組めます。

【個別計画】

該当なし

政策 5 環境

施策 3 環境衛生の向上

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市民が安心して生活ができるように、市民、事業者、行政が協働し、清潔で快適な生活環境を創出、保全します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
生活排水処理率	81.3% (令和元年度)	↑
河川の水質BOD値【再掲】	6.6mg/L (令和元年度)	↓

■現状と課題

- 本市の下水道普及率は、平成30年度末が66.1%で、全国平均79.3%、県平均74.8%と比較すると下回っています。また、令和元年度末現在、台所、洗濯などの生活排水が処理できない単独処理浄化槽やくみ取り便槽を利用している人は約2万人となっています。
- し尿等を処理するアクアセンターあじさいは、稼働後20年が経過し施設の老朽化が進んでいるため、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を維持するにあたり計画的な修繕等を行う必要があります。
- 狂犬病による被害を防止するため、犬の登録及び予防注射を実施していますが、予防注射の接種率は70%台を推移しています。また、犬の鳴き声や糞等の被害、飼い主のいない猫による生活環境への被害についての苦情が増加しています。
- 高齢化の進展による高齢者数の増加に伴い、斎場利用者の増加が見込まれるとともに、馬込斎場の老朽化が進行しているため、継続的かつ安定的に利用できる斎場の管理運営が求められています。

■施策の柱

① 公衆衛生の向上

【目的】

- ◆人と自然が調和したきれいなまちを創出するため、さらなる自然環境（水環境）の向上を図ります。

【手段】

- ◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、し尿、浄化槽汚泥を適正に処理します。
- ◆下水道整備の促進を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	下水道普及率	67.0% (令和元年度)	74.0%
	合併処理浄化槽転換補助金利用件数	18件 (令和元年度)	20件

② 生活環境の向上

【目的】

◆生活環境についての問題を予防、改善し、市民の快適な環境保全を図ります。

【手段】

- ◆狂犬病予防注射の接種を促すとともに、獣医師会と連携し、畜犬登録を促進します。
- ◆飼い主のいない猫の不妊、去勢手術費を助成するとともに、「飼い主のいない猫適正飼養活動普及員」と連携し、市民の快適な生活環境の確保に努めます。
- ◆小規模水道等の敷設及び管理の適正化を図るため、法令等に基づき、監視、指導等を行います。
- ◆斎場の維持管理について、四市複合事務組合と協議及び連携を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	狂犬病予防注射の接種率	74.3% (令和元年度)	76.5%
	飼い主のいない猫の不妊、去勢手術件数	56件 (令和元年度)	67件

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆飼い主のいない猫の不妊、去勢について、獣医師会及び「飼い主のいない猫適正飼養活動普及員」と連携して取り組みます。

【個別計画】

- ◆生活排水対策推進計画・一般廃棄物（生活排水）処理基本計画
- ◆環境基本計画

政策 6 都市基盤

施策 1 良好な居住環境の確保

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市民、事業者、行政などが一体となって、宅地や建物を適切に維持、管理することで、良質で快適な暮らしができるとともに、災害時においても不安を生じることがないように、良好な居住環境を確保します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
住宅の耐震化率	77.3% (平成31年1月)	↑
市内の空家率	2.4% (令和元年度)	↓

■現状と課題

- 住宅の耐震化率は、令和2年度の目標値95.0%に対し、平成31年1月時点の推計値が77.3%となっており、耐震化率の向上が必要となっています。
- 平成30年6月に発生した大阪府北部地震を契機に実施した通学路沿いのコンクリートブロック塀等の点検では、危険な塀等の存在が判明しており、引き続きその対策が必要となっています。
- 平成29年度末時点で、市内には、空家等と思われる建物が1,069件、空家率は2.71%となっているため、所有者等の意識や理解向上に資する活動を行うとともに、適切な管理を支援する必要があります。
- 令和元年度末時点で、市内の公営住宅供給戸数は382戸(県営住宅236戸、市営住宅146戸)となっています。その中で、市営住宅は、老朽化が進んでいるため、計画的な改修等を進める必要があります。
- 良好な居住環境を確保するため、景観形成の方針及び基準に基づき、市の魅力ある景観を大切にしまちづくりを進めるとともに、開発許可制度や地区計画制度等を適切に運用する必要があります。

■施策の柱

① 良好な居住環境の確保

【目的】

- ◆適切に維持管理されていない建築物の是正や違反建築物を防止することで、良好な景観形成を推進するとともに、良好な居住環境の確保を図ります。

【手段】

- ◆景観条例、開発許可制度、地区計画制度等を適切に運用することで、良好な景観形成を推進します。
- ◆宅地や建物のパトロール等を定期的実施し、所有者や事業者等の指導を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	木造住宅等の検査済証の交付率	95.0% (令和元年度)	100%
宅地、建物のパトロール件数	121件 (令和元年度)	170件	

② 安全で安心な住宅の整備

【目的】

- ◆木造住宅（旧耐震基準）の耐震化、危険なコンクリートブロック塀等の是正、造成地内の宅地の安全性に関する確認、空家等の減少を促進することで、安全で安心な居住環境を整備します。

【手段】

- ◆旧耐震基準の木造住宅の所有者に対する相談や補助を行うとともに、危険なコンクリートブロック塀等の所有者に除却等に対する補助を行います。
- ◆造成地内の宅地の所有者等に対し、擁壁などの維持管理を適切に行うよう啓発するとともに、宅地の安全性に関する取組みを行います。
- ◆空家等対策計画に基づき、空家等の適正な管理や有効活用等を推進します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	住宅耐震改修促進事業補助件数	2件 (令和元年度)	10件
	空家等の解消件数（累計）	205件 (令和元年度)	445件

③ 住みよい公営住宅の充実

【目的】

- ◆市営住宅のバリアフリー化等に取り組むとともに、施設及び入居者の適正な管理を行うことで、入居者の安全で安心な暮らしを確保します。また、住宅確保要配慮者に対して公営住宅の提供を行います。

【手段】

- ◆市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に改修等を行うことによって、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ◆県などの関係機関と連携して公営住宅の安定的な供給を確保するとともに、住宅確保要配慮者に対して居住支援を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	市内公営住宅の供給戸数	382戸 (令和元年度)	401戸
	外壁、屋上防水等改修率	10.0% (令和元年度)	50.0%

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆空家等に関する相談業務に関しては、相続税、贈与税等の税務全般、敷地の境界などの関係する団体等と連携して行います。
- ◆地区計画制度や景観条例を適切に運用することで、良好な居住環境を確保します。

【個別計画】

- ◆耐震改修促進計画
- ◆空家等対策計画
- ◆市営住宅等長寿命化計画

政策 6 都市基盤

施策 2 快適な公園・緑地空間の創出

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市民、事業者、自治会等と連携しながら、市内に残された貴重な樹林地等の緑を保全するとともに、公園等を適正に管理することで、快適な公園と緑地空間を創出します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
市民1人当たりの都市公園面積	3.3 m ² /人 (令和元年度)	↑
緑地の面積	607ha (令和元年度)	→

■現状と課題

- 市の魅力の一つとなる公園、生産緑地、農地などの緑は、大切に保全、育成していますが、宅地化等の進展により、農地などは減少傾向にあります。
- 市内の都市公園は、令和2年4月1日現在、200か所、約36haとなりますが、供用開始から20年以上経過している都市公園が約7割に及ぶことから、遊具、フェンスなどの設備の老朽化が進んでいます。
- 都市公園数及び面積は増加する一方で、樹木の剪定、清掃、草刈などの計画的な維持管理が課題となっています。
- 親しみのある安全、安心な公園を推進するため、市民と協働する公園サポーター制度を活用していますが、担い手の高齢化や新たな人材の確保が課題となっています。

■施策の柱

① 公園、緑地の適正な維持管理の推進

【目的】

- ◆誰もが安心して利用できる公園とするため、利用者ニーズを踏まえた計画的な施設及び設備の改修等を行うとともに、適正な維持管理を行います。また、地域に密着した魅力ある公園とするため、市民、自治会等と協働で維持管理を行います。

【手段】

- ◆適切に樹木の剪定、草刈等の維持管理を行うとともに、遊具、フェンスなどの公園施設の補修、更新を計画的に行うことで、施設の長寿命化と更新費の平準化を図ります。
- ◆公園サポーター制度の積極的な活用を図るため、地域の自治会等に対して周知を行い、住民参加を促進します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	都市公園の遊具等の改修、更新数(累計)	65基 (令和元年度)	142基
	公園サポーター制度による協働管理の公園数	42か所 (令和元年度)	50か所

② みどりの保全と創出

【目的】

- ◆うるおいとやすらぎのある緑に包まれた快適なまちを実現するため、良好な緑を保全するとともに、緑化の普及及び啓発を行うことで、みどりの創出を図ります。

【手段】

- ◆うるおいとやすらぎの場を提供するため、土地所有者の協力を得ながら、ふれあいの森の計画的な整備及び管理を行います。
- ◆市の美観風致を維持するため、土地所有者の協力を得ながら、市内に残された良好な樹林を保存樹木又は保全林として指定します。
- ◆都市公園、児童遊園等を確保し、市民の憩いの場として利用します。
- ◆宅地造成等の開発行為等において、緑化に努めるよう誘導します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	保全林指定数	10 か所 (令和元年度)	10 か所
	公園等設置数	240 か所 (令和元年度)	256 か所

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆都市公園、ふれあいの森、保全林などについて、市民や自治会による維持管理及び保全活動を進めます。
- ◆駅前広場や公共施設で行われている花植え活動などを推進します。
- ◆開発行為等において、公園や緑地の設置を推進します。

【個別計画】

- ◆緑の基本計画
- ◆公園施設長寿命化計画

政策 6 都市基盤

施策 3 治水対策の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

安全で安心して生活できる水害に強いまちとするため、河川、水路、雨水貯留池などの整備を推進するとともに、きれいでうるおいのある水辺環境の保全を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
浸水面積	123.4ha (令和元年度)	↓
床上、床下浸水件数	512件 (平成22年度から令和元年度までの最大値)	↓

■現状と課題

- 令和元年度末時点の台風や大雨時における市内の浸水面積は123.4haで、市全域に対する割合は約6%となっており、道路冠水や家屋への浸水被害が発生している地域の市民生活に影響が生じていることから、河川、水路、地域排水施設及び雨水貯留池の整備を推進する必要があります。
- 河川、水路、地域排水施設及び雨水貯留池などの施設は、設置から長期間が経過しているため、改修等による長寿命化対策が必要となっています。
- 河川、水路等への不法投棄の増加や都市化の進展に伴う生活雑排水の流入による水辺環境の悪化が課題となっています。

■施策の柱

① 安心して暮らせる治水対策

【目的】

- ◆台風や大雨が発生しても、安全で安心して暮らせる環境を整備します。

【手段】

- ◆河川、水路、地域排水施設及び雨水貯留池の整備を行います。
- ◆宅地開発等では、雨水の流出抑制を図る浸透施設などの設置を誘導します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	準用河川二和川バイパス整備率	37.7% (令和元年度)	100%
	雨水貯留池の容量	43,520 m ³ (令和元年度)	48,720 m ³

※ 「準用河川二和川バイパス整備率」は、バイパス区間480mの整備率。河川拡幅区間520mは、引き続き整備を進めます。

② きれいでうるおいのある水辺環境の保全

【目的】

- ◆河川、水路及び雨水貯留池等を適正に管理することにより、市民が水辺環境に親しみを持つとともに、きれいでうるおいのある水辺環境を保全します。

【手段】

- ◆事業者に対し、雨水浸透施設の設置を促すとともに、市民と協働し雨水浸透柵モニターの設置促進を図ります。
- ◆河川、水路及び雨水貯留池について、除草、清掃、パトロール等を行うことで適正に管理するとともに、必要な補修工事を行うことで施設の長寿命化を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	雨水浸透柵モニター設置数（累計）	176 基 （令和元年度）	281 基
	河川、水路除草面積	63,376 m ² （令和元年度）	65,500 m ²

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆既存住宅地における雨水の地下への浸透を推進するため、市民協力のもと、雨水浸透柵モニター制度に取り組んでいきます。
- ◆河川等の環境美化を行い、きれいな水を川に流すとともに、雨水浸透施設の設置等に取り組んでいきます。

【個別計画】

該当なし

政策 6 都市基盤

施策 4 持続可能な下水道事業の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

下水道の整備を進め、すみやかに接続するとともに、適正に施設を管理することで、衛生的で快適な生活環境の向上を図り、河川等の公共用水域の水質を保全します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
印旛沼の水質の向上	COD 11.1mg/L (令和元年)	↓
手賀沼の水質の向上	COD 8.6mg/L (令和元年)	↓
東京湾の水質の向上	COD 2.6mg/L (令和元年)	↓

■現状と課題

- 下水道は、家庭や事業所から発生する汚水をきれいな水に変える公衆衛生上、必要不可欠なライフラインですが、本市の下水道普及率は、平成30年度末が66.1%で、全国平均79.3%、県平均74.8%と比較すると下回っています。
- 本市の下水道施設は、今後耐用年数を迎える施設が多くなるため、計画的な改修等が必要となります。
- 少子高齢化や人口減少等の進展に伴い、下水道使用料の減少が見込まれることから、経営環境は厳しさを増すことが予想されるため、将来にわたり安定した経営を構築することが課題となっています。

■施策の柱

① 下水道の整備

【目的】

- ◆計画的に下水道の整備を進めることで、衛生的な生活環境の向上を図ります。

【手段】

- ◆流域下水道管理者である県や近隣市と連携し、計画的かつ効率的に下水道を整備します。
- ◆下水道管への接続について普及活動を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	下水道普及率【再掲】	67.0% (令和元年度)	74.0%
	下水道水洗化戸数(累計)	29,056戸 (令和元年度)	34,046戸

② 下水道施設の維持管理

【目的】

- ◆下水道施設を適正に管理し、良好な状態を維持することで、快適な生活環境を保持します。

【手段】

- ◆ストックマネジメント計画に基づき、計画的に管渠の点検、調査を行うとともに、その結果を踏まえて、計画的な修繕や改築等を行います。
- ◆管渠内の清掃を定期的に行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	管渠施設の点検、調査（累計）	—	37,000m
	下水道管渠清掃延長	2,859m (令和元年度)	3,000m

※ 「管渠施設の点検、調査(累計)」の現状値は、令和2年度に策定するストックマネジメント計画に基づいて点検、調査を行うため、「—」としています。

③ 下水道事業の安定した経営

【目的】

- ◆将来にわたり安定した下水道事業の運営を行うため、経営基盤の強化と財政マネジメント（経営戦略）の向上を図ります。

【手段】

- ◆経営戦略に基づき安定した事業運営を行います。
- ◆経営戦略について、定期的に事後検証を行うとともに、必要な更新等を行います。
- ◆適正な下水道使用料の設定について、定期的に検証します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	経常収支比率	—	100%以上
	下水道使用料の検証	4年に1回	4年に1回

※ 公営企業会計に用いる経常収支比率は、当該年度の経常的な収益(下水道使用料等)で、維持管理費などの経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上となっていると単年度の収支が黒字であることを示します。

※ 「経常収支比率」の現状値は、令和2年度から公営企業会計に移行したため、「—」としています。

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆公共下水道整備区域内では、速やかに下水道に接続するとともに、使用者は油やごみ等を下水道管に流さないなど、水質浄化に努めていきます。

【個別計画】

- ◆汚水適正処理構想
- ◆印旛沼流域関連公共下水道事業計画
- ◆手賀沼流域関連公共下水道事業計画
- ◆江戸川左岸流域関連公共下水道事業計画

政策 6 都市基盤

施策 5 安全に利用できる道路環境の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

誰もが安全で快適に利用できる道路環境を整備するとともに、高齢者、障がい者、子どもなどが安心して移動できる、交通事故のない道路環境を確保します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
市道延長	242km (令和元年度)	↑
交通事故発生件数	205 件 (令和元年度)	↓

■現状と課題

- 東武野田線及び新京成線連続立体交差事業やその他の道路整備により、交通渋滞の軽減に努めていますが、未だ交通渋滞が発生しているため、計画的な道路整備が必要となっています。
- 北千葉道路の整備が具体化していく中で、新たな道路ネットワークを踏まえて、将来的な道路整備を検討する必要があります。
- 管理する道路構造物の増加や経年劣化等により、計画的な道路補修等の維持管理及び財政的な負担が課題となっています。
- 全体の交通事故件数は減少傾向となっていますが、少子高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する事故の占める割合が増加傾向にあることや、生活道路で多くの交通事故が発生することなどが新たな課題となっています。

■施策の柱

① 計画的な道路網の整備

【目的】

- ◆歩道空間等を有する都市計画道路等を計画的に整備することで、利便性の向上と交通渋滞の軽減を図ります。

【手段】

- ◆都市計画道路整備プログラムや道路ネットワークを踏まえて、歩道空間等を有する都市計画道路や新京成線連続立体交差事業に伴う側道等の整備を行います。
- ◆北千葉道路の早期整備を国、県、沿線市とともに目指します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	都市計画道路整備率（事業認可施工済区間/都市計画決定区間）	33.2% (令和元年度)	38.7%
	都市計画道路事業認可区間における用地取得率	47.1% (令和元年度)	100%

② 既存の道路空間の安全性、快適性の確保

【目的】

- ◆誰もが安全で、安心して移動できる快適な道路を確保します。

【手段】

- ◆主要市道、一般市道、通学路において、歩道の設置、交差点改良、舗装改良等を行います。
- ◆国道、県道の歩道設置や交差点改良等を国、県に働きかけます。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	主要市道、一般市道改良延長	717m (令和元年度)	870m
	交差点改良事業における用地取得率	0% (令和元年度)	100%

※ 「交差点改良事業における用地取得率」の現状値は、令和元年度から着手している事業箇所（市道5号線、市道22号線）であるため、「0%」としています。

③ 道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進

【目的】

- ◆交通安全施設などを整備し、誰もが安心して通行できる道路環境を整備するとともに、安全で快適な自転車利用環境の確保を図ります。
- ◆歩道等の安全性の確保やバリアフリー化に取り組みます。

【手段】

- ◆歩道等総合整備計画に基づき、交通安全施設の整備を行うとともに、経年劣化により老朽化している道路舗装や交通安全施設を更新します。
- ◆交通安全対策に係る啓発、施設整備、保全に向けた対策を行います。
- ◆道路愛護活動により道路の環境美化（清掃、植栽、除草）を促進します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	交通安全教室の開催数	20回 (令和元年度)	22回
	交通安全施設更新件数（累計）	77基 (令和元年度)	155基

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆交通安全運動や交通安全教室等により交通法規の遵守、交通マナーの向上を図ります。
- ◆道路愛護活動により、地域と一体となって道路の管理を行います。

【個別計画】

- ◆都市計画道路整備プログラム
- ◆舗装修繕計画
- ◆自転車ネットワーク計画
- ◆歩道等総合整備計画
- ◆交通安全計画
- ◆橋梁長寿命化修繕計画

政策 6 都市基盤

施策 6 魅力ある都市機能の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

新鎌ヶ谷駅周辺地区の躍動感と魅力あふれる広域交流拠点の創出や市内各駅周辺の地域特性を活かした都市軸の形成、住宅や農地などの緑地の適正な保全を図ることで、にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまちを実現します。

また、北総線、成田スカイアクセス線や北千葉道路とその沿道などの一連の空間を都心と成田空港方面を接続する交通の軸として広域軸の形成を図り、利便性の向上及びさらなるまちの発展を目指します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
社会増加数（市内転入者数と転出者数の差）	355 人 (令和元年)	↑
市内 8 駅（東武野田線 2 駅、新京成線 5 駅、北総線・成田スカイアクセス線 1 駅）の 1 日当たりの乗降客数	159,636 人 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 魅力あるまちづくりを推進するため、東武野田線及び新京成線連続立体交差事業に併せ、広域軸、都市軸を中心とした駅周辺整備（新鎌ヶ谷駅、初富駅、北初富駅、鎌ヶ谷駅）を進めた結果、市内 8 駅の乗降客数は増加傾向にあります。
- 東京 10 号線延伸新線の整備検討の中止や北千葉道路の事業化に向けた手続きの進展により、沿線地域の土地利用のあり方について見直しを行う必要があります。
- 新鎌ヶ谷駅、初富駅、北初富駅については、関連事業の進捗や関係機関等との協議を進め、都市機能を充実させる必要があります。
- バス、タクシーや鉄道などの公共交通機関は、少子高齢化の進展に伴い、地域活動などの社会参加への促進や交通不便地域への対応などの観点から市民要望が多いため、新たな公共交通体系について検討する必要があります。
- 良好なまち並みを形成するため、景観条例に基づいた景観誘導を継続的に行う必要があります。

■施策の柱

① 緑あふれる快適な魅力あるまちづくり

【目的】

- ◆都市計画マスタープラン、地区計画及び景観条例に基づき、緑と調和した景観の形成や良好な居住空間を創出します。

【手段】

- ◆市民や事業者の意見を踏まえた都市計画マスタープラン等を策定するとともに、適切に規制、誘導を図ることで、緑あふれる快適な、魅力あるまちづくりを進めます。
- ◆生産緑地地区は、市街化区域内の農地として法令に基づき、適切な誘導を図ります。
- ◆良好な景観の形成について、適切な誘導を図るための取組みを検討します。
- ◆既存の地区計画区域については、引き続き適正な居住環境が保てるよう誘導します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	まち並みや景観の満足度	—	60.0%以上
	新鎌ヶ谷地区事業所数	329 事業所 (令和元年度)	340 事業所

※「まち並みや景観の満足度」の現状値は、これまで同様のアンケートを行っていないため、「—」としています。

② にぎわいと活力ある市街地の整備

【目的】

- ◆地域の特性を活かしたにぎわいと活力に満ちた市街地を実現します。

【手段】

- ◆市民が快適で安全に利用できる駅前空間を創出するため、駅前広場の整備を進めます。
- ◆利便性の向上やにぎわいの創出を図るため、新鎌ヶ谷駅周辺地区の回遊性向上に取り組みます。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	駅前広場整備着手数	1 件 (初富駅) (令和元年度)	2 件 (初富駅、北初富駅)
	新鎌ヶ谷駅の1日当たりの乗降客数	103,942 人 (令和元年度)	116,000 人

③ 公共交通体系の充実

【目的】

- ◆公共交通の利用促進を図り、誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通体系を構築します。

【手段】

- ◆コミュニティバスをはじめとする公共交通体系が効果的、効率的に運営できるよう事業者と連携します。
- ◆公共交通ネットワークの利便性の向上を図るため、引き続き調査、研究を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	公共交通に対する満足度	—	70.0%以上
	コミュニティバス利用者数	131,843 人 (令和元年度)	167,000 人

※「公共交通に対する満足度」の現状値は、これまで同様のアンケートを行っていないため、「—」としています。

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆市民や事業者と情報共有を図りながら、まちづくりに必要な都市計画マスタープラン等を検討、策定し、にぎわいと活力あるまちづくりを推進します。

【個別計画】

- ◆都市計画マスタープラン ◆中心市街地活性化計画
- ◆都市計画道路整備プログラム ◆景観計画

政策 7 産業

施策 1 持続可能な都市農業の構築

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市内産の農産物について、広域的に「鎌ヶ谷産ブランド」を定着させることで、販路拡大や農家の収入安定を図るとともに、後継者、新規就農者などの担い手を確保することにより、持続可能な都市農業を構築します。また、管理不全農地の減少や農地の荒廃を未然に防ぐため、農地利用集積制度の活用を推進します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
経営耕地面積	35,322a (平成27年)	→
農業経営体数	294戸 (平成27年)	→
認定農業者数	55人 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 本市の農業は、野菜、果樹の近郊農業が盛んで、特に梨の栽培は県内屈指の生産地となっています。
- 農業者のリサイクルへの意識が浸透し、果樹剪定枝等の野焼きによる煙害が減少しています。
- かまがや朝市や学校給食などで機会を設けて地元産農産物を提供し、「地産地消」の推進に取り組んでいます。
- 専業又は兼業のいずれの農家も高齢化が進んでいますが、後継者のいる農家は、専業で約4割、兼業で約2割となっています。また、専業農家や第1種兼業農家など、主として農業で生計を立てている農家が減少しています。
- 近年の台風や豪雨などにより農業被害が相次いでおり、農業者への支援情報の提供や相談が増加傾向にあります。
- 都市農業振興基本法に基づき、都市農地が従来の「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に位置付けが変更されたことにより、生産緑地及び特定生産緑地の制度活用も含めて、農地を保全することが求められています。

■施策の柱

① 農地の保全

【目的】

- ◆効率的な農業ができる生産基盤の整備や適切な農地の保全管理を促進します。
- ◆地域間で農地管理や営農状況の情報交換を行うとともに、農地の貸し借りを円滑に進めることで、管理不全農地の減少を図ります。

【手段】

- ◆農地利用状況調査(農地パトロール)を実施し、管理不全農地の改善及び指導を行います。
- ◆農業経営及び農地利用状況に関する調査等により、貸し手と借り手とのマッチングを行い農地の保全を図ります。
- ◆特定生産緑地の指定を促進し、市街化区域内農地の保全に努めます。
- ◆環境に配慮した農業の推進に向けて、果樹剪定枝のリサイクルを促進します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	農地利用状況調査の改善面積（累計）	28,957 m ² (平成30年度)	41,000 m ²
	農用地利用集積計画の新規面積（累計）	40,256 m ² (令和元年度)	65,000 m ²

② 担い手の育成

【目的】

- ◆新規に就農しやすい環境を整備するとともに、担い手間での情報共有の円滑化を図ることで、農業を安定して経営できる後継者や担い手を育成します。

【手段】

- ◆農業青少年クラブ会員相互の連携を通じて、次代を担う農業団体の健全な発展と組織強化を図ります。
- ◆援農ボランティアの育成を継続して行い、担い手不足の解消を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	農業青少年クラブ会員数	16名 (令和元年度)	16名
	援農ボランティア登録者数（累計）	73名 (令和元年度)	90名

③ ブランド化の推進による販路の拡大

【目的】

- ◆新鮮、安心、安全な鎌ヶ谷産農産物をPRするとともに、さらなる地産地消の機会を創出することで、鎌ヶ谷産の農産物のブランド化を図ります。

【手段】

- ◆農家が新鮮、安心、安全な農産物づくりを行っている様子をSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で発信することで、消費者が安心して農産物を購入しやすい仕組みを構築します。
- ◆様々な農業に関連したイベントを開催することにより、鎌ヶ谷産農産物を周知します。
- ◆農業者団体との連携により販路の拡大を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	SNSによる情報発信更新数	—	60回
	PRイベント参加者数	606人 (令和元年度)	660人

※ 「SNSによる情報発信更新数」の現状値は、現在行っていないため、「—」としています。

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆農業者団体との連携、協力を強化し、学校給食や保育園給食での農産物の活用や各種イベントを通して、新鮮、安心、安全な地元産農産物の提供、地産地消を推進します。

【個別計画】 ◆みどりあふれる都市農業創造プラン（農業振興ビジョン）

政策 7 産業

施策 2 商工業の振興及び観光施策の充実

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

各地域の特色を活かした魅力ある商店街を形成するとともに、中小企業の経営基盤の強化や創業機運の醸成、積極的な企業誘致などにより、活力ある商工業の振興を図ります。

また、観光客のニーズの変化に対応した観光施策を推進し、交流人口を増加させることで、にぎわいあふれるまちの実現を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
市内の事業所数（経済センサス 基礎、活動調査）	2,994 事業所 (平成 28 年度)	↑
製造業の事業所数（経済産業省 工業統計調査）	96 事業所 (平成 30 年度)	↑

■現状と課題

- 大型商業店舗などが進出する一方で、経営者の高齢化が進んでいるため、市内の店舗数は減少傾向にあります。そのため、各商店会の独自性を活かすとともに、市内の商店会の協力体制を構築する必要があります。
- 中小企業の経営基盤強化のため、国、県、市の融資制度や補助金制度等について、幅広く相談できる体制を構築する必要があります。
- 本市は、住宅都市として発展したため、みどりや住宅地が多く、企業誘致のための用地確保に課題があります。
- 継続した雇用の安定化及び就労支援を図るため、「わーくプラザ鎌ヶ谷」（無料職業紹介所）の充実、中小企業退職金共済掛金補助金の交付、県や近隣市と連携した各種セミナーの開催などを実施する必要があります。
- 観光客数の増加を図るため、ファイターズ鎌ヶ谷スタジアムやふるさと産品を活用しながら、市のPRを推進し、観光、商工施策の連携を図る必要があります。

■施策の柱

① 商工業の発展と中小企業の経営強化

【目的】

- ◆各地域の特色を活かした魅力ある商店街の形成や中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業機運の醸成により創業件数の増加を図ります。

【手段】

- ◆安定した経営による後継者の確保及び魅力ある商店街の形成のため、千葉県事業引継ぎ支援センターと連携し、市内商店が抱える事業引継ぎに関する課題解決を支援し、事業の継承施策を積極的に促進します。
- ◆中小企業の事業拡大や経営基盤の安定化を図るため、金融機関や千葉県信用保証協会と連携し、市制度融資の利用促進を図ります。
- ◆中小企業者等のあらゆる経営相談に対応するため、創業支援等事業計画に基づき、商工会及び千葉県産業振興センターと連携を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	創業支援セミナー参加者数	82人 (令和元年度)	150人
	市制度融資実行件数	27件 (令和元年度)	30件

② 企業誘致の推進と雇用環境の整備

【目的】

- ◆企業誘致を推進し、税収の確保及び雇用の創出を図ります。
- ◆若者から高齢者まで幅広い就労支援を図るとともに、企業の安定した雇用を支援します。

【手段】

- ◆企業誘致促進条例や企業誘致基本計画に基づく各種支援制度などにより、地域の特性に配慮した企業立地を促進します。
- ◆企業が立地する用地確保のため、マッチングシステムの活用や不動産会社、金融機関等との連携を図ります。
- ◆「わーくプラザ鎌ヶ谷」（無料職業紹介所）での職業紹介、職業相談や就職支援セミナーの開催による就職活動のサポートと求人希望する企業のサポートを行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	企業誘致件数（累計）	0件 (令和元年度)	3件
	無料職業紹介所の紹介による就職人数	62人 (令和元年度)	130人

③ 観光客のニーズの変化に対応した観光施策の推進

【目的】

- ◆観光客のニーズの変化に対応した観光施策を展開するとともに、商工施策との連携を図ります。

【手段】

- ◆観光資源である「ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム」や「梨」、「ふるさと産品」などのさらなる活用を図ります。
- ◆「ふるさと産品」を中心としたトップセールスによるPRを図るとともに、観光タウンミーティングを開催し、体験型観光などの観光施策について研究を行い、商工施策との連携を検討します。
- ◆SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の積極的な活用を図り、効果的な市のPRを行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	観光入込客数	404,175人 (令和元年)	410,000人
	観光イベント参加者の満足度	—	80.0%

※ 「観光イベント参加者の満足度」の現状値は、これまで同様のアンケートを行っていないため、「—」としています。

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆商工業の振興、雇用の促進、観光振興のあらゆる施策において、市民、商工会、事業者、ハローワーク、県などと連携を図ります。

【個別計画】

- ◆創業支援等事業計画 ◆導入促進基本計画 ◆企業誘致基本計画 ◆観光ビジョン

政策 7 産業

施策 3 消費者の安全及び安心の確保

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

近年増加しているインターネット関連の被害などを含め、あらゆる消費者被害の未然防止や消費者の自立支援を図り、安心して暮らせる社会を形成します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
電話 de 詐欺（特殊詐欺）被害認知件数【再掲】	29 件 (令和元年度)	↓
消費生活相談件数（斡旋、注意喚起等を含む）	663 件 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 消費生活相談件数は、年々増加傾向にあり、特にインターネットに関する消費者トラブルへの対策など、市民が安心して消費活動を行える環境整備が求められています。
- 高齢者や障がい者、認知症等により判断力が低下している人などの消費者トラブルが増加しています。

■施策の柱

① 消費生活相談体制の充実

【目的】

- ◆消費生活相談員が市民からの相談にきめ細かに対応するとともに、多岐にわたる消費者トラブルに対応するため、関係機関や各種団体、庁内関係課との連携強化を図ります。

【手段】

- ◆消費生活相談員が専門的な知識の習得や実務に関するレベルアップを図るため、消費者庁や国民生活センター等が実施する研修会に参加します。
- ◆国、県や団体との連携を強化するとともに、消費生活相談事業の周知強化を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	消費生活相談員の研修参加回数	11 回 (令和元年度)	25 回
	団体等と連携した消費生活相談事業数	4 事業 (令和元年度)	8 事業

② あらゆる世代に向けた消費者教育の推進

【目的】

- ◆消費者教育を推進することで、消費者被害の未然防止や消費者の自立支援を図ります。

【手段】

- ◆子どもから高齢者までを対象にした各種消費生活講座を実施します。
- ◆市民の消費者意識の啓発を図るため、消費生活センターだよりの発行等を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	消費生活講座参加者数	329人 (令和元年度)	400人
	消費者教育の理解度	—	80.0%

※ 「消費者教育の理解度」の現状値は、これまで同様のアンケートを行っていないため、「—」としています。

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

◆消費者意識の向上とトラブルの未然防止を図るため、国、県等と連携するとともに、消費者トラブルの多い高齢者が集う談話室事業などに出向いて、出前講座などを開催するなど、消費者への積極的な情報提供を行います。

【個別計画】

該当なし

政策 8 生涯学習・文化・スポーツ

施策 1 生涯学習の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

人々が生涯のどの時期においても、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、豊かな心と生きがいを実感できる社会の実現を図るとともに、学習を通して人と人との繋がりを広げることで、地域の活性化を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
学習施設利用者数（生涯学習推進センター、学習センター、図書館）	390,607人 (令和元年度)	↑
定期利用サークル、団体数（生涯学習推進センター、学習センター、学校施設開放）	682団体 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 平成30年度の生涯学習市民アンケート調査及び市民意識調査結果によると、「生涯学習は必要なこと」と答えた人の割合は84.4%であることから、生涯学習に関する市民の意識は高い一方で、実際に生涯学習をしていると答えた人の割合は54.9%となっています。
また、「学びの成果を活かしている、活かしたいと思っている人」は8割以上となりますが、その活用方法は、自身の健康、仕事や就職といった自己完結型が多い状況となっています。
- 学習施設の利用者は、高齢者の利用が多い状況であることから、世代を超えた交流を促進するため、幅広い世代の利用を促進する必要があります。
- 平成30年度の図書館利用者アンケート結果によると、今後期待されるサービスとして、一般図書、視聴覚資料の充実を望む声が約半数と高い割合を示していることから、利用者ニーズに即した選書を行う必要があります。

■施策の柱

① 生涯学習の環境づくり

【目的】

- ◆市民が集い、生涯を通して学ぶことができる学習環境を整備します。

【手段】

- ◆既存施設の計画的な改修や備品の更新など、安全で利用しやすい施設の環境整備を行います。
- ◆図書、視聴覚資料の充実、図書館情報システムの充実など利便性の向上に取り組みます。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	生涯学習推進センター及び学習センター稼働率	23.0% (令和元年度)	33.0%
	図書館の蔵書冊数	305,473冊 (令和元年度)	318,000冊

② 生涯学習活動の推進

【目的】

- ◆一人ひとりの学びの支援を行うとともに、市民相互の交流に繋がる生涯学習を推進します。

【手段】

- ◆各種講座の企画運営にあたり、市民と協働で実施することで、市民の学習ニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、現代的課題、地域課題の解決に向けた学習機会を提供します。
- ◆学習を通じた仲間づくりや市民相互の交流機会を創出します。
- ◆図書館では、講演会や読み聞かせ等の各種イベントを行うとともに、学校図書館等への支援や連携強化を図り、サービス向上に取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	生涯学習推進センター及び学習センター主催事業参加者数	34,101人 (令和元年度)	37,000人
	図書館資料貸出数	352,577冊 (令和元年度)	400,000冊

③ 生涯学習活動の成果の活用

【目的】

- ◆学習を通して得られた知識、技術や人と人の繋がりを家庭、職場、地域に広げることで、助けあい、支えあう地域コミュニティの形成を図ります。

【手段】

- ◆公民館まつりなど学習成果を発表、発信できる機会や場を提供します。
- ◆公民館まつりの実行委員会など市民との協働事業を通して、市民の活躍の場や交流の機会を創出します。
- ◆サークル、団体活動やボランティア活動など地域コミュニティの形成に繋がる活動を支援します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	学習成果を活かしている人の割合	49.8% (平成30年度)	55.0%
	地域コミュニティの形成に繋がる活動への参加者数 (公民館まつりなど)	7,833人 (令和元年度)	10,000人

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆生涯学習を通して市民参画によるまちづくりを進めるため、公民館まつりの実行委員会やオープンカレッジかまがやの運営に携わる市民などによる市民協働事業に取り組みます。
- ◆市民の学習機会の充実を図るため、大学や民間事業者など地域の多様な主体との連携に取り組みます。

【個別計画】

- ◆生涯学習推進基本計画

政策 8 生涯学習・文化・スポーツ

施策 2 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

心豊かな生活を送るため、芸術文化活動や鑑賞の機会を通じて、地域に根差した芸術文化活動の活性化や新たな市民文化の創造を図ります。

文化財が未来に渡って確実に保存、継承、活用されるように、市民、行政が文化財の価値を共有するとともに、保存のための環境や体制づくりを行います。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
芸術文化行事来場者数	9,083人 (令和元年度)	↑
文化財周知普及イベント来場者数	6,332人 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 市主催、共催の芸術文化行事やきらりホールの来場者は高齢者が多い一方、高齢を理由に活動から離れてしまう場合があります。また、きらりホールの公演内容の満足度は96%である一方、きらりホール主催事業の来場者数は減少しています。
- 屋外の市指定文化財は、経年劣化により、状態の維持が課題となっています。
- 市内の歴史資料は、大半が個人所蔵となっていることから、こうした資料の保存、継承に関する支援が課題となっています。
- 文化財周知普及イベントの参加者数は、年々減少傾向となっています。

■施策の柱

① 多様な市民文化活動の推進

【目的】

- ◆市民が芸術文化に親しみ、参加できる機会と場を提供することで、市民や市民団体による自主的で地域に根ざした文化活動が行われる環境を創出します。

【手段】

- ◆市民文化祭、美術展覧会、芸術祭などについて、市民団体と協働で企画運営します。特に、子どもとその親が参加しやすく気軽に楽しめるような来場者体験型、参加型コーナーの設置に取り組みます。
- ◆参加者アンケートを実施することで、必要な見直しを行いながら内容の充実を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	芸術文化行事への出演、出品者数	1,341人 (令和元年度)	1,600人
	上記のうち、子どもに係る出演、出品者数及びワークショップ来場者数	190人 (令和元年度)	270人

② きらりホールを活用した芸術文化の振興

【目的】

- ◆きらりホールへの来館機会を創出することで、芸術文化に対する興味、関心を高め、芸術文化を通じて市民同士のコミュニティを醸成するとともに、未来の芸術文化を担う若い世代を育成します。

【手段】

- ◆子どもと親が気軽に参加できるワークショップを開催するほか、学生やボランティアを募集するなど、事業の企画や運営に市民の声と目線を取り入れ、自主的に文化活動を行える市民を増やすための支援を行います。
- ◆きらりホールの利用者にアンケートを実施し、運営や各種事業の見直しを行い、利用者増を図ります。
- ◆きらりホールの自主事業に関する企画や運営方法、文化、芸術活動の情報等について、芸術文化団体の代表者や学識経験者等で組織するきらりホール運営委員会の意見を踏まえ、きらりホールの円滑な運営を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	きらりホール主催事業来場者数	3,133人 (令和元年度)	5,300人
	きらりホール稼働率	53.2% (令和元年度)	60.0%

③ 歴史、文化遺産の保存、継承、活用の推進

【目的】

- ◆史跡や登録有形文化財の整備を行うとともに、歴史、民俗資料等の文化財の保存、活用を進めることで、市民の文化財に対する意識醸成を図り、市民が文化財を通じて、地域への関心や愛着を持ち、主体的に文化財の継承に関われる環境を創出します。

【手段】

- ◆国史跡下総小金中野牧跡（捕込）を整備し、市民が史跡に親しむ環境を作ります。
- ◆歴史、民俗資料の収集、調査、整理を進め、保存に必要な措置を講ずるとともに、これら資料を活用した講座、展示を行います。
- ◆市民等が主体的に歴史、民俗に関わるため、ボランティアの育成と支援活動を行います。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	文化財の指定、登録数（累計）	32件 (令和元年度)	40件
	企画展示、ミニ展示に対する満足度	70.0% (令和元年度)	80.0%

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆きらりホールの事業をサポートするボランティアを募集し、協働で取り組みます。
- ◆自治会や公共施設、学校との連携を図り、文化財の保存、整備及び活用に取り組みます。
- ◆他市町村やボランティアと連携して、市域に関連する歴史資料の調査、整理を実施します。
- ◆ボランティアや関連する団体と協働で歴史資料の活用に取り組みます。

【個別計画】

- ◆国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画

政策 8 生涯学習・文化・スポーツ

施策 3 生涯スポーツの振興

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、スポーツ活動に参加する機会が増えるよう、スポーツ活動とスポーツ施設、設備の充実を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
スポーツ施設利用者数	284,532人 (令和元年度)	↑
スポーツ協会会員数	5,172人 (令和元年度)	↑

■現状と課題

- 多種多様なスポーツ活動に対応するため、参加目的や体力、年齢などに応じたスポーツ活動の場の提供、指導者の育成、スポーツ関係団体の連携が必要となっています。
- スポーツの指導者や競技者が高齢化しているため、若い世代との交流の機会を充実させる必要があります。
- スポーツ施設の稼働率は、平成29年度から令和元年度の3年間平均が約55%であることから、利用者の拡充策を講じる必要があります。
- 老朽化が進んでいるスポーツ施設があるため、指定管理者と情報交換を進めながら維持補修を行うなど、適切な維持管理を行う必要があります。

■施策の柱

① スポーツ活動の充実

【目的】

- ◆年齢層に応じたスポーツ活動及び誰もが気軽に参加できるスポーツ活動の場を提供することで、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進を図るなど生涯スポーツを推進します。また、プロスポーツとの連携、スポーツ関係団体との活動を通じて、スポーツの果たす役割と重要性を幅広い世代に周知します。

【手段】

- ◆スポーツ協会、スポーツ少年団と連携した市民大会、連盟大会等を実施し、市内の競技人口の増加を図ります。
- ◆幅広い年齢層に気軽に参加してもらえるよう、スポーツ推進委員連絡協議会を中心とした軽スポーツイベントを実施します。
- ◆プロスポーツに触れる機会の提供、競技スポーツの魅力発信となるよう、北海道日本ハムファイターズなどとの連携事業を実施します。
- ◆スポーツイベント情報等を広報紙や市ホームページ等を活用し、広く市民へ情報を発信します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	マラソン大会及び各種市民大会参加者数	10,889人 (令和元年度)	12,000人
	プロスポーツと連携したイベント参加者数	2,511人 (令和元年度)	2,700人

② スポーツ関係団体、指導者の育成

【目的】

- ◆地域で実施するスポーツ・レクリエーション活動を活発にするため、スポーツ関係団体を育成するとともに、指導者の資質の向上を図ります。

【手段】

- ◆都道府県が実施する講習会等への参加を促すとともに、市のスポーツ関係団体独自の研修会、講習会を行うことで、指導者の育成を図ります。
- ◆スポーツ推進委員を確保、育成し、それぞれの得意分野の知識、技能を共有することで、委員相互の連携を図ります。
- ◆スポーツ協会広報誌、協会加盟チームの会員募集チラシを活用した広報活動を通じて、団体の拡大、育成を進めます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	スポーツ協会加盟団体数	29 団体 (令和元年度)	30 団体
	スポーツ推進委員数	31 人 (令和元年度)	35 人

③ スポーツ施設の整備、充実

【目的】

- ◆スポーツ施設の指定管理者と連携し、適正な施設の維持管理と市民サービスの向上を図ることで、快適にスポーツができる環境を確保します。

【手段】

- ◆スポーツ施設の指定管理者の管理運営方法について、定期的なモニタリングを行うことで、スポーツ施設の管理運営の適正化を図ります。
- ◆スポーツ施設の利用者やスポーツ推進審議会からの意見を踏まえて、必要な見直しをすることで、施設運営の充実を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	スポーツ施設稼働率	49.4% (令和元年度)	60.0%
	スポーツ施設事業参加者数	5,032 人 (令和元年度)	5,600 人

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆幅広い年齢層に対しスポーツ機会の提供を進めるため、スポーツ関係団体と連携した各種大会の開催、貴重な地域資源である北海道日本ハムファイターズなどのプロスポーツと連携したイベントなどに取り組みます。

【個別計画】

- ◆生涯学習推進基本計画

政策 9 市民協働・男女共同参画・多文化共生

施策 1 協働及び市民公益活動等の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

あらゆる政策分野で市民、事業者、行政などの各主体が、一体となって施策を展開できるよう、協働のまちづくりを推進します。そのため、まちづくりに関わる新たな担い手の発掘や育成に加え、市民公益活動団体や自治会の強化、行政と市民公益活動団体、自治会、事業者などが協働で施策を展開するため、連携の強化を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
協働事業（庁内）における満足度	19.9% (令和元年度)	↑
市民公益活動団体等への新規加入者数	算定中 (10月頃)	↑

■現状と課題

- 40歳代から60歳代を中心に市民公益活動等への参加意識は高いものの、人間関係の希薄化やライフスタイルの多様化に伴い、市民公益活動等に参加する人数や自治会の加入率は年々減少しています。また、普段の生活において無意識に市民公益活動等に参加している市民や、市民公益活動等が身近で簡単にできるものであることに気づいていない市民が多いことが推測できます。
- 協働の担い手である市民公益活動団体や自治会は、高齢化の進展なども含め組織運営について課題を抱えているため、新たな担い手の獲得に向けた情報発信力の向上や組織基盤の強化を行う必要があります。
- 職員の協働経験が充分でないことに加え、行政と事業者、市民公益活動団体と事業者、自治会との協働は少ない傾向にあり、多様な主体間の協働に向けて連携の強化を図る必要があります。

■施策の柱

① 市民公益活動等に関わる新たな担い手の発掘、育成

【目的】

- ◆誰もがまちづくりの主体となれるよう、多様な関わり方の紹介や活動のきっかけづくりを行い、地域に関わる新たな担い手を発掘、育成します。

【手段】

- ◆世代ごとに親しみのある媒体を用いた活動や余暇時間に行っている趣味、仕事のスキルアップなどから始める活動の情報発信に加え、活動のきっかけとなる場の提供を行います。
- ◆身近な活動（ごみの分別やごみ出し当番、地域のルールを守るなど）も市民公益活動等の一部であることをPRし、市民公益活動等への参加のハードルを下げることで「自分もまちづくりの主体である」という意識を醸成します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	市民公益活動等に関する情報発信数	215件 (令和元年度)	250件
	市民公益活動体験事業等の参加者数	45人 (令和元年度)	50人

② 市民公益活動等のさらなる発展に向けた支援

【目的】

- ◆協働の担い手である市民公益活動団体や自治会が抱える課題の解決や組織の発展を促します。

【手段】

- ◆市民公益活動等を支援するため、専門職員による相談や講座等の充実を図ります。
- ◆地域コミュニティの核となる自治会に対し、新たな担い手の獲得に向けた情報発信力の向上や組織基盤の強化などの支援を行います。
- ◆地域コミュニティの拠点となる自治会集会所の整備などの支援やコミュニティセンターの適正な管理運営により、活動しやすい環境を整えます。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	市民公益活動支援講座等の満足度	80.0% (平成28年度)	85.0%
	自治会加入率	60.2% (令和2年度)	61.0%

③ 協働に向けた連携の強化

【目的】

- ◆協働によるまちづくりを推進するため、市民、事業者、行政などの各主体がお互いを知り、対等な立場として認め合い、一体となって施策の展開ができるよう、連携を強化します。

【手段】

- ◆行政と各主体の協働を推進するため、専門職員による庁内の相談体制や協働研修の充実を図ります。
- ◆各主体が対等な立場で、一体となって施策展開ができるよう、お互いを知るための交流会などの実施や地域づくりコーディネーター及び中間支援組織の支援により各主体が協働しやすい環境をつくります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	専門職員による相談件数	149件 (令和元年度)	160件
	地域づくりコーディネーターの活動実績	21件 (令和元年度)	25件

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆地域づくりコーディネーターや中間支援組織との協働により、市民公益活動体験事業等や連携の強化のための場づくりとして交流会などを実施するとともに、引き続き自治会と連携して環境美化事業、防災事業、福祉関連事業などに取り組みます。

【個別計画】

- ◆（仮称）市民との協働戦略プラン

政策 9 市民協働・男女共同参画・多文化共生

施策 2 共生社会の実現

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

年齢、性別、国籍、文化などの違いにかかわらず、すべての人々の人権が尊重され、地域の一員として、いきいきと活躍できる地域社会の構築を推進します。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
男女の地位が平等であると思う市民の割合	14.7% (令和元年度)	↑
外国人住民の満足度	63.8% (平成25年度)	↑

■現状と課題

- 本市の審議会等における女性委員の比率は、増加傾向にあり、鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画に定める目標30%に対し、令和元年度時点で29.6%と概ね達成しています。一方で女性のいない審議会も存在しており、女性が政策、方針決定過程に積極的に参画し、多様な意思を反映できるように、引き続き取り組む必要があります。
- 女性のための相談の年間件数は、概ね150件程度で推移していますが、相談内容は深刻化しており、緊急時の被害者保護や自立に向けた関係機関との連携による支援が必要となっています。
- 本市の外国人人口は、平成25年の1,144人から令和元年の1,725人と年々増加傾向にあります。一方で、日常生活の中で地域コミュニケーションの不足が推測されるため、日本の文化や制度、言語の積極的な理解が必要となっています。

■施策の柱

① 人権の尊重と男女共同参画の推進

【目的】

- ◆一人ひとりの人権や多様な生き方を尊重し、誰もが様々な分野で活躍できる男女共同参画社会を目指します。

【手段】

- ◆男女共同参画や人権問題に対する理解を深めるため、家庭、職場、学校、地域に向け広報、啓発活動を行います。
- ◆各種審議会への登用など、女性が政策、方針決定過程に参画できる環境を整備します。
- ◆仕事と生活を両立しながら多様な生き方が選択できる取り組みを推進します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	市の審議会等の委員のうち女性が占める割合	29.6% (令和元年度)	35.0%
	女性のための就労支援講座 ①受講者数 ②就労者数	①23人 (令和元年度) ②6人 (令和元年度)	①25人 ②6人

②DVやハラスメントの防止と相談支援体制の充実

【目的】

- ◆DVなどの暴力の防止と被害者の相談から自立に至る支援を行い、安全で安心できる暮らしを実現します。

【手段】

- ◆暴力を許さない社会づくりのために、啓発活動を行うとともに相談体制の充実を図ります。
- ◆DV被害者等に対し、一時保護などの安全確保、自立のための情報提供及び支援を着実にを行うため、関係機関との連携を図ります。
- ◆若年層がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップの在り方を学ぶための啓発講座を市内中学生を対象に実施します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	DV防止に向けた啓発事業の実施回数	7回 (令和元年度)	9回
	女性のための相談等の枠数	192枠 (令和元年度)	230枠

③多文化共生社会の構築

【目的】

- ◆日本人も外国人も、お互いの風土、文化等を理解し、地域の中で安心して安全に暮らせる環境を構築するとともに、国際理解を促進するため、市民の国際交流を促進します。

【手段】

- ◆外国人の支援等を行う団体と協働で、日本語の指導補助、外国語講座、交流イベントなどを行います。
- ◆外国人住民が、公的医療保険、福祉、救急等の窓口や子どもの教育等の場面で円滑に対応できるよう、行政文書の多言語化、翻訳機器を整備します。
- ◆ニュージーランド ワカタネとの姉妹都市の提携を継続し、市民の交流活動を通じて国際理解を深めます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	多言語翻訳機器の設置箇所数（累計）	12か所 (令和元年度)	30か所
	行政資料等の翻訳数	34件 (令和元年度)	50件

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆男女共同参画施策の実効性を高めるため、公的機関や関係団体と情報提供や意見交換を行いながら施策の推進を図ります。
- ◆通訳ボランティアを育成するとともに、外国人の支援を行う団体と連携し、日常生活等における外国人住民の支援を行います。
- ◆ホストファミリー制度を活用し、外国人来訪者を受け入れることで、市民の国際交流を促進します。

【個別計画】

- ◆男女共同参画推進計画

政策 10 持続可能な行財政運営

施策 1 財政の健全化及び行財政改革の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

行政評価制度に基づく事務事業の見直し、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）を活用した業務の効率化など、不断の行財政改革に取り組み、計画的かつ効率的な将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進します。

■施策の状態指標（目指す方向性）

指標名	現状値	目指す方向
経常収支比率	97.9% (令和元年度)	↓
財政調整基金の年度末残高	約16億5,700万円 (令和2年9月補正後の残高)	↑

※ 現状値は、令和2年9月補正後の残高としていますが、財政健全化計画では年度末残高19億円以上を目標としています。

■現状と課題

- 本市の財政状況は、国が定める健全化判断比率（赤字、債務の状況）は、平成19年度決算から健全な状況を維持していますが、財政構造の弾力性をみる経常収支比率は、義務的経費となる扶助費や公債費等の増加に伴い、令和元年度が97.9%と悪化傾向にあり、最も悪化した平成19年度の99.6%に迫る状況にあります。
そのため、市民の理解を得ながら、議会と行政が一体となって積極的な行財政改革に取り組む必要があります。
- 今後は、社会保障費の増や生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少、公共施設の老朽化、新型コロナウイルス感染症など、財政に与える中長期的な影響を踏まえると、継続的かつ計画的に行財政改革に取り組むことが必要不可欠となります。
- 効率的、効果的な行政運営に資するため、職員数の適正化と能力向上を進めることで、市民サービス等の向上を図る必要があります。

■施策の柱

① 財政規律の堅持及び自主財源の確保

【目的】

- ◆財政指標について、「財政健全化計画」に掲げる目標を達成することで、持続可能な行財政運営を継続します。

【手段】

- ◆行政評価制度を活用した予算編成及び行財政改革を推進し、経常的な収入増及び支出の抑制を図ることで、経常収支比率の抑制を目指します。
- ◆各年度の決算状況等を踏まえ、基金残高を確保するとともに、交付税措置のある有利な地方債を活用することなどにより、国の定める早期健全化基準未滿を堅持します。
- ◆歳入の根幹となる市税（自主財源）を確保するため、効果的な滞納処分の推進など市税徴収率の向上に取り組めます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	財政健全化判断比率	①3.4% (令和元年度)	①10.0%未滿
	①実質公債費比率、②将来負担比率	②27.8% (令和元年度)	②72.5%未滿
	市税徴収率	96.9% (令和元年度)	97.2%

② 行財政改革の推進

【目的】

- ◆限られた人材、財源を有効的に活用し、効率的な行財政運営を目指します。

【手段】

- ◆行政評価制度の結果を活用した総合基本計画の策定、予算編成等を通じて、事業の取捨選択を行うとともに、限られた人材を適正に配置し、財源を重点的に配分します。
- ◆車座集会、予算編成説明会等を通じて、市の財政状況や行財政改革の必要性などを共有し、職員の行財政改革に対する意識醸成を図ります。
- ◆行財政改革推進プランに基づき、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）の活用を図ることで、業務の効率化を図るとともに市民サービスの向上を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	行財政改革効果額	3億3,600万円 (令和元年度)	次期プランの策定により決定
	車座集会等への参加人数（累計）	2,393人 (平成19年度から令和元年度までの参加人数)	3,000人

③ 組織力、職員力の向上

【目的】

- ◆市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、職員の能力を最大限に発揮して活躍できる職場の実現を目指し、職員の積極的な人材育成を推進します。

【手段】

- ◆能力開発（研修）や人事評価制度などにより、様々な課題に対応できる職員を育成します。
- ◆採用試験による人材確保、人事異動によるキャリア形成により、職場の活性化や女性職員の活躍を推進します。
- ◆時間外勤務時間数の縮減や休暇の取得促進などによるワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	研修受講人数（階層別、実務、派遣）	1,305人 (令和元年度)	1,400人
	窓口サービスの満足度	85.5% (平成28年度)	90.0%

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆財政状況に関する情報を積極的に発信し、市民、事業者と情報の共有を図るとともに、行財政改革の必要性について共に認識し、健全な財政基盤を構築します。

【個別計画】

- ◆財政健全化計画 ◆行財政改革推進プラン ◆定員適正化計画

政策 10 持続可能な行財政運営

施策 2 公共施設の適正な管理運営の推進

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

公共施設の適正な維持管理を行うとともに、利用者の利便性向上を図ることで、市民の福祉増進を図ります。また、中長期的な視点に立った公共施設の維持管理、更新、長寿命化を進めることで、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、効果的かつ効率的な施設のあり方について、利用者や近隣住民の合意形成を図りながら検討、研究を進めます。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
公共施設の利用者数	982,056人 (令和元年度)	↑
公共施設の利用満足度	算定中	↑

■現状と課題

- 本市の公共施設の総数は、69施設、134棟、総延床面積は165,891㎡で、令和2年4月1日現在における市民1人当たりの延床面積は1.51㎡/人となっています。建設から30年以上経過している公共建築物は約69%で老朽化が進んでおり、今後、施設の適正な維持管理及び更新に多額の費用を要することが見込まれています。
- 市の施設全体の利用人数は増加傾向にあり、年間90万人を超える一方で、稼働率の低い施設があることから、利便性の向上を図る必要があります。

■施策の柱

① 公共施設の総合的かつ計画的な管理運営の推進

【目的】

- ◆公共施設の目標使用年数を設定することで、更新時期の延長や機能維持を図り、財政負担の軽減、平準化を図ります。
- ◆公共施設の計画的な維持管理及び大規模改修を行うことで、財政負担の軽減、平準化を図ります。
- ◆市民の福祉増進を図るとともに、より快適な公共施設の利用に資するため、公共施設の利便性向上を図ります。

【手段】

- ◆公共施設について点検、修繕、改修、更新等の管理サイクルを実施します。
- ◆公共施設の健全度とバリアフリー化の向上を図ることで、誰もが利用しやすい施設とします。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	公共施設の劣化状況評価における健全項目の割合	65.6% (令和元年度)	70.0%
	公共施設のバリアフリー化向上の割合	52.4% (令和元年度)	60.0%

② 公共施設の適正配置、利活用の推進

【目的】

- ◆人口動向や市民ニーズなどの状況を踏まえ、中長期的な視点から効果的かつ効率的な施設のあり方などを検討し、公共施設の適正配置や利活用を推進します。

【手段】

- ◆職員の公共施設マネジメントの意識向上を図るため、研修会等への参加促進を図ります。
- ◆施設のあり方について、全庁的に検討を行います。
- ◆将来人口に即して、公共施設の適正な配置等を推進します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	公共施設マネジメントに関する研修会等への参加人数	—	100人
	公共施設等総合管理計画の進捗率（適正配置の検討）	—	100%

※ この施策の柱の成果指標は、公共施設マネジメントに関する研修会等及び公共施設の適正配置の検討を令和3年度から始めることから、現状値は「—」としています。

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆公共施設の管理運営に関し、指定管理者制度を導入するなど、民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上や経費の削減を図ります。
- ◆今後の人口推計、財政状況、公共施設の維持及び更新費などを市民に情報提供し、公共施設のあり方などについて、合意形成を図ります。

【個別計画】

- ◆公共施設等総合管理計画
- ◆市有建築物長寿命計画
- ◆学校施設長寿命化計画
- ◆市営住宅等長寿命化計画

政策 10 持続可能な行財政運営

施策 3 行政情報等の積極的な発信

■まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

誰もが市政情報を容易に入手し、積極的に行政サービス及び市民公益活動等に利用していくため、様々な広報媒体を活用して、情報発信の充実を図ります。

また、市の魅力について、様々な機会を通じて積極的に情報発信することで、市の知名度向上を図ります。

■施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
市ホームページのアクセス数	983,682 件 (令和元年度)	↑
社会増加数(市内転入者数と転出者数の差)【再掲】	355 人 (令和元年)	↑

■現状と課題

- 市政情報は、毎月2回発行する広報紙をはじめ、市ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、デジタルサイネージなど、様々な媒体を活用して提供していますが、若年層などを中心に紙媒体からスマートデバイス(スマートフォンやタブレット等)への普及、活用が進展している中で、インターネットを活用した情報発信をさらに充実させる必要があります。
- これまで、子育てに優しいまちや魅力あふれるまちづくりに取り組んだ結果、転入者と転出者の差となる社会増加数がプラスで推移しており、平成30年8月には、人口11万人に達しています。一方で、合計特殊出生率は減少傾向にあり、直近の人口推計では、令和5年をピークに人口が減少することが見込まれます。

■施策の柱

① 情報発信の充実

【目的】

- ◆市民、事業者、行政などが協働によるまちづくりを進めるため、市民のニーズに対して必要とされる市政情報を分かりやすく、正確、迅速に提供することによって、市政に対する理解を得て、相互に信頼関係を深めていきます。

【手段】

- ◆市政情報の提供手段の柱である広報紙を中心とし、市ホームページ等の様々な発信手段も積極的に活用して、タイムリーで充実した情報発信を展開します。
- ◆市ホームページはCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)により全所属がコンテンツを作成できる環境にあり、充実した情報発信を行います。
- ◆市内外への情報発信を行うため、報道機関向けに市政情報を積極的に提供します。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	市ホームページのコンテンツ更新回数	2,983 回 (令和元年度)	3,300 回
	SNSによる情報発信回数	393 回 (令和元年度)	470 回

② 市の魅力発信の推進

【目的】

- ◆市民、事業者、行政などが市の魅力を認識、再発見したうえで、様々な機会を通じて、積極的に情報発信することにより、市の知名度の向上を図ります。

【手段】

- ◆若者、子育て世代をターゲットに、市の魅力を発信する仕組みや運営方法などのマネジメントについて、民間企業の知識や経験などの活用を検討します。
- ◆市民、事業者などが自らSNSを活用して情報発信する仕組みの構築を検討します。
- ◆広報紙、市ホームページのほか、情報発信手段の拡充を図ります。

成果指標	指標名	現状値	目標値
	市の認知度	45.3% (平成28年度)	50.0%
	市内外の市民交流人口（観光入込客数）	404,175人 (令和元年)	410,000人

■市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆広報紙や市ホームページなどでの市政情報の提供により、市民、事業者と行政との協働のまちづくりを推進します。
- ◆市の地域資源である北海道日本ハムファイターズの試合などにより、市内、市外を問わず交流が生まれることを活かし、市の魅力発信と知名度アップを図ります。

【個別計画】

該当なし

資料編

資料編

用語解説

※別途調整

施策の状態指標（目指す方向性）の一覧

基本目標	政策	施策	状態指標	現状値	目指す方向性
【基本目標1】 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち	【政策1】 保健・福祉	1 保健・医療の充実	健康寿命（平均自立期間）	男 79.7歳 女 84.0歳 (平成30年)	↑
			生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合（国民健康保険の特定健康診査受診者）	23.0% (令和元年度)	↑
		2 地域福祉の推進	地域づくり活動へ参加したい人の割合	58.7% (令和元年度)	↑
			社会福祉協議会ボランティアセンター登録人数	1,104人 (令和元年度)	↑
		3 高齢者福祉の推進	現在の健康状態を良好と答える人の割合（65歳以上）	80.7% (令和元年度)	↑
			「要支援、要介護認定者」のうち「要支援者」の割合（65歳以上）	27.9% (令和元年度)	→
		4 障がい者（児）福祉の推進	自宅等で生活をしている障がい者の割合	99.0% (令和元年度)	→
			仕事をしている障がい者の割合	29.1% (平成29年度)	↑
		5 社会保障制度の充実	国民健康保険1人当たりの医療費	343,332円 (令和元年度)	→
			介護保険1人当たりの介護給付費	1,401,836円 (令和元年度)	→
生活保護自立件数	93世帯 (令和元年度)		↑		
【基本目標2】 子どもの生きる力をはぐくむまち	【政策2】 子育て	1 子育て環境の充実	合計特殊出生率	1.29 (平成30年)	↑
			子育て支援事業の満足度	10月末までにアンケートを実施	↑
		2 保育サービス等の充実	待機児童数（保育園、放課後児童クラブ）	0人 (令和元年4月1日現在)	→
			合計特殊出生率【再掲】	1.29 (平成30年)	↑
	【政策3】 教育	1 学校教育の充実	教職員、保護者等からの学校施設満足度の割合	—	↑
			授業の中で課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合	—	↑
		2 児童・生徒の健康及び安全等の確保	標準体重の児童生徒の割合	90.4% (令和元年度)	↑
			児童生徒の登下校中の交通事故件数	15件 (令和元年度)	↓
			学校給食の満足度	80.0% (令和元年度)	↑
		3 青少年の健全育成の推進	市内不良行為少年の補導人数（千葉県警察）	485人 (令和元年度)	↓
青少年の育成活動を行う団体会員数	972人 (令和元年度)		↑		
【基本目標3】 自然と調和した災害に強いまち	【政策4】 安全	1 危機管理体制・防災対策の強化	自主防災組織の組織率	51.0% (令和元年度)	↑
			災害協定の締結数	57件 (令和元年度)	↑
		2 防犯対策の強化	刑法犯認知件数	716件 (令和元年)	↓
			電話d e詐欺（特殊詐欺）被害認知件数	29件 (令和元年)	↓
		3 消防・救急・救助体制の充実	出火率（人口1万人当たり）	2.3件 (令和元年)	↓
			災害出動件数（火災、救急、救助）	6,022件 (令和元年)	↓

基本目標	政策	施策	状態指標	現状値	目指す方向性
【基本目標3】 自然と調和した 災害に強いまち	【政策5】 環境	1 環境保全の推進	河川の水質BOD値	6.6mg/L (令和元年度)	↓
			市域内温室効果ガス排出量	536,000t-co2 (平成28年度)	↓
		2 循環型社会の構築	資源化率	20.1% (令和元年度)	↑
			最終処分量	2,439 t (令和元年度)	↓
			市民1人1日当たりのごみの排出量	791.6g (令和元年度)	↓
		3 環境衛生の向上	生活排水処理率	81.3% (令和元年度)	↑
			河川の水質BOD値【再掲】	6.6mg/L (令和元年度)	↓
【基本目標4】 にぎわいと活力に 満ちた緑あふれる まち	【政策6】 都市基盤	1 良好な居住環境の確保	住宅の耐震化率	77.3% (平成31年1月)	↑
			市内の空家率	2.4% (令和元年度)	↓
		2 快適な公園・緑地空間の創出	市民1人当たりの都市公園面積	3.3㎡/人 (令和元年度)	↑
			緑地の面積	607ha (令和元年度)	→
		3 治水対策の推進	浸水面積	123.4ha (令和元年度)	↓
			床上、床下浸水件数	512件 (平成22年度から令和元年度までの最大値)	↓
		4 持続可能な下水道事業の推進	印旛沼の水質の向上	COD 11.1mg/L (令和元年)	↓
			手賀沼の水質の向上	COD 8.6mg/L (令和元年)	↓
			東京湾の水質の向上	COD 2.6mg/L (令和元年)	↓
		5 安全に利用できる道路環境の充実	市道延長	242km (令和元年度)	↑
	交通事故発生件数		205件 (令和元年度)	↓	
	6 魅力ある都市機能の充実	社会増加数(市内転入者数と転出者数の差)	355人 (令和元年)	↑	
		市内8駅(東武野田線2駅、新京成線5駅、北総線・成田スカイアクセス線1駅)の1日当たりの乗降客数	159,636人 (令和元年度)	↑	
	【政策7】 産業	1 持続可能な都市農業の構築	経営耕地面積	35,322a (平成27年)	→
			農業経営体数	294戸 (平成27年)	→
			認定農業者数	55人 (令和元年度)	↑
		2 商工業の振興及び観光施策の充実	市内の事業所数(経済センサス基礎、活動調査)	2,994事業所 (平成28年度)	↑
			製造業の事業所数(経済産業省工業統計調査)	96事業所 (平成30年度)	↑
		3 消費者の安全及び安心の確保	電話de詐欺(特殊詐欺)被害認知件数【再掲】	29件 (令和元年度)	↓
			消費生活相談件数(斡旋、注意喚起等を含む)	663件 (令和元年度)	↑

基本目標	政策	施策	状態指標	現状値	目指す方向性
【基本目標5】 豊かな心と生きがいを実感できるまち	【政策8】 生涯学習・文化・スポーツ	1 生涯学習の推進	学習施設利用者数（生涯学習推進センター、学習センター、図書館）	390,607人 (令和元年度)	↑
			定期利用サークル、団体数（生涯学習推進センター、学習センター、学校施設開放）	682団体 (令和元年度)	↑
		2 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用	芸術文化行事来場者数	9,083人 (令和元年度)	↑
			文化財周知普及イベント来場者数	6,332人 (令和元年度)	↑
		3 生涯スポーツの振興	スポーツ施設利用者数	284,532人 (令和元年度)	↑
			スポーツ協会会員数	5,172人 (令和元年度)	↑
基本構想の実現に向けて	【政策9】 市民協働・男女共同参画・多文化共生	1 協働及び市民公益活動等の推進	協働事業（庁内）における満足度	19.9% (令和元年度)	↑
			市民公益活動団体等への新規加入者数	算定中 (10月頃)	↑
		2 共生社会の実現	男女の地位が平等であると思う市民の割合	14.7% (令和元年度)	↑
			外国人住民の満足度	63.8% (平成25年度)	↑
	【政策10】 持続可能な行政運営	1 財政の健全化及び行政改革の推進	経常収支比率	97.9% (令和元年度)	↓
			財政調整基金の年度末残高	約16億5,700万円 (令和2年9月補正後の残高)	↑
		2 公共施設の適正な管理運営の推進	公共施設の利用者数	982,056人 (令和元年度)	↑
			公共施設の利用満足度	算定中	↑
		3 行政情報等の積極的な発信	市ホームページのアクセス数	983,682件 (令和元年度)	↑
			社会増加数（市内転入者数と転出者数の差） 【再掲】	355人 (令和元年)	↑

成果指標の一覧

【政策1】保健・福祉

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進	週4日以上朝食を食べている人の割合 ①子ども(小学5年生) ②成人(特定健康診査受診者)	①95.4% (令和元年度) ②90.7% (令和元年度)	①95.5% ②90.8%
		汗をかく運動(30分以上)を週2日以上かつ1年以上継続している人の割合(特定健康診査受診者)	42.9% (令和元年度)	43.0%
	(2) 疾病予防、早期発見、重症化予防の推進	市のがん検診精密検査受診率	78.8% (令和元年度)	80.4%
		健康診査を受けている割合 ①国民健康保険特定健康診査受診率(40歳から74歳まで) ②後期高齢者健康診査受診率(75歳以上)	①37.6% (平成30年度) ②34.3% (令和元年度)	①47.0% ②34.4%
	(3) 地域医療体制の充実	かかりつけ医がいる割合 ①子ども(1歳6か月児健康診査受診者) ②成人(40歳から64歳まで)	①88.9% (令和元年度) ②44.5% (令和元年度)	①89.0% ②44.6%
		救急搬送人員が市内の医療機関等に搬送された割合	49.9% (令和元年)	56.8%
2 地域福祉の推進	(1) 地域共生社会のための基盤の整備	「地域共生社会実現に向けた情報共有会議」の開催回数	0回 (令和元年度)	2回以上
		身近な福祉相談窓口の設置箇所数	20か所 (令和元年度)	21か所
	(2) 多様な担い手の人材育成	民生委員、児童委員の定員充足率	95.5% (令和元年度)	100%
		地域福祉を推進するボランティア養成講座の開催回数	43回 (令和元年度)	44回
	(3) 地域で支え合う仕組みづくり	避難行動要支援者避難支援制度協力自治会数(累計)	15自治会 (令和元年度)	50自治会
		成年後見制度の法定後見及び任意後見利用者数	137人 (令和元年)	160人
3 高齢者福祉の推進	(1) 地域包括ケアシステムの深化、推進	地域包括支援センターの認知度	38.4% (令和元年度)	52.8%
		認知症サポーター養成講座受講者数	1,782人 (令和元年度)	1,800人
	(2) 活力ある高齢者の活動支援	地域づくり活動に企画、運営者として参加したいと思う人の割合	30.2% (令和元年度)	35.0%
		介護予防体操、認知症予防等の実施場所	91か所 (令和元年度)	96か所
	(3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	介護保険における居宅介護住宅改修	294件 (令和元年度)	300件
		生活支援整備体制事業における第2層協議体会議回数	20回 (令和元年度)	36回

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
4 障がい者（児）福祉の推進	(1) 自立した生活の支援	基幹相談支援センター相談件数	10,083件 (令和元年度)	10,500件
		手話通訳派遣回数	379件 (令和元年度)	450件
	(2) 障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備	医療について困り事のある人の割合	56.9% (平成29年度)	56.0%
		啓発事業参加者数	2,485人 (令和元年度)	2,560人
	(3) 社会参加の促進	身体障がい者福祉センター等で創作活動や生産活動を行っている人数	533人 (令和元年度)	560人
		社会活動を行ったことがある障がい者の割合	12.3% (令和2年度)	13.0%
5 社会保障制度の充実	(1) 国民健康保険事業の適正な運営	ジェネリック医薬品の使用割合	79.1% (令和元年度)	令和2年9月以降の目標値は今後国より示される予定
		国民健康保険料徴収率	82.2% (令和元年度)	82.5%
	(2) 介護保険事業の適正な運営	介護支援専門員法定研修受講者数	35人 (令和元年度)	50人
		介護保険料徴収率	96.2% (令和元年度)	96.5%
	(3) 生活保護と自立生活の支援	生活保護受給者等就労自立促進事業参加者数	55人 (令和元年度)	60人
		子どもの学習、生活支援実施回数	41回 (令和元年度)	42回

【政策2】子育て

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 子育て環境の充実	(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	乳児家庭全戸訪問事業 訪問率	96.0% (令和元年度)	96.0%以上
		つどいの広場利用人数	25,859人 (令和元年度)	34,000人
	(2) きめ細かな支援が必要な子ども、子育て家庭への支援	「児童虐待防止対策等地域協議会実務者会議」の開催回数	4回 (令和元年度)	6回
		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者数	8人 (令和元年度)	12人
	(3) 地域全体で子育てを支えるための環境整備	児童センター利用人数	99,378人 (令和元年度)	126,000人
		子育てサポーター活動回数	740回 (令和元年度)	800回

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
2 保育サービス等の充実	(1) 幼稚園、保育園の充実	子育て支援員研修の受講率	23.8% (令和2年度)	50.0%
		保育所定員数	1,545人 (令和2年度)	1,635人
	(2) 放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブが楽しいと思う児童の割合	10月末までにアンケートを実施	80%以上
		放課後児童クラブの定員数	806人 (令和元年度)	827人
	(3) 多様な家庭に対応した保育サービスの充実	一時預かり事業の受入可能人数	10,560人 (令和2年度)	15,840人
		ファミリー・サポート・センター提供会員数	171人 (令和元年度)	195人

【政策3】教育

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 学校教育の充実	(1) 安全で安心な教育環境の確保	外壁、屋上防水等改修率	32.3% (令和元年度)	67.7%
		小中学校トイレの整備進捗率	46.4% (令和元年度)	100%
	(2) 生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり	I C T教育機器の1日の授業における使用割合	—	50.0%
		学校図書館図書標準の達成校	12校 (令和元年度)	14校
	(3) 専門性と社会性を備えた教職員の育成	自主公開助成取り組み校	9校 (令和元年度)	12校
		児童生徒と向き合う時間を確保できている教職員の割合	68.2% (令和元年度)	95.0%
2 児童・生徒の健康及び安全等の確保	(1) 保健、安全教育の充実	児童生徒の定期健康診断受診率	95.1% (令和元年度)	95.5%
		児童生徒の定期健康診断受診勧告後の医療機関受診率	54.9% (令和元年度)	60.0%
	(2) 児童生徒の安全確保	子ども自転車安全運転講習会、スクエアード・ストリート交通安全教室の実施回数	10回 (令和元年度)	10回
		子ども110番の案件数(累計)	1,324件 (令和元年度)	1,444件
	(3) 学校給食の充実	鎌ヶ谷産野菜、果実使用献立数	17回 (令和元年度)	22回
		食育指導の実施回数	25回 (令和元年度)	34回

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
3 青少年の健全育成の推進	(1) 青少年の社会参加、体験活動の機会づくり	元気っ子ゼミナール参加者数	381人 (令和元年度)	390人
		青少年の体験活動等参加者数	5,789人 (令和元年度)	5,860人
	(2) 非行防止対策の推進	青少年補導の活動回数	534回 (令和元年度)	570回
		ネットパトロール活動件数	3,147件 (令和元年度)	3,500件
	(3) 家庭、地域の教育力の向上	家庭教育に関する講座の参加人数	3,741人 (令和元年度)	3,850人
		家庭川柳の応募数	1,466句 (令和元年度)	1,480句

【政策4】安全

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 危機管理体制・防災対策の強化	(1) 総合的な危機管理体制の強化	業務継続計画（BCP）の確認及び見直し	2回 (令和元年度)	2回以上
		防災体制強化研修の参加者数	—	400人
	(2) 事前防災、減災対策による地域防災体制の充実	自主防災組織への資器材交付完了団体数（累計）	77団体 (令和元年度)	85団体
		避難行動要支援者避難支援制度協力自治会数（累計）【再掲】	15自治会 (令和元年度)	50自治会
	(3) 災害応急活動、復旧対策の強化	避難所運営委員会の組織数（累計）	12組織 (令和元年度)	21組織
		総合防災訓練の参加者数	1,871人 (令和元年度)	2,000人
2 防犯対策の強化	(1) 防犯対策の充実	かまがや安心eメール（防犯情報）登録者数（累計）	3,640件 (令和元年度)	4,000件
		児童生徒安全パトロール実施日数	240日 (令和元年度)	240日
		夜間防犯パトロール実施日数	260日 (令和元年度)	260日
	(2) 自主防犯活動の推進	防犯サテライト事業実施件数	19件 (令和元年度)	20件
		防犯パトロール隊参加者数（累計）	1,316人 (令和元年度)	1,350人
	(3) 防犯設備の充実	防犯灯設置数（累計）	8,570灯 (令和元年度)	8,800灯
防犯カメラ（街頭）設置数（累計）		42台 (令和元年度)	44台	

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
3 消防・救急・救助体制の充実	(1) 消防体制の充実	消防車両の更新台数（累計）	—	17台
		予防技術資格者数	35人 (令和元年度)	60人
	(2) 火災予防の推進	住宅用火災警報器の設置率	72.6% (令和元年度)	73.8%
		立入検査実施件数	389件 (令和元年度)	400件
	(3) 安心できる救急、救助体制づくり	救命講習開催回数	48回 (令和元年度)	55回
		活動訓練実施回数（救急、救助）	922回 (令和元年)	930回

【政策5】環境

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 環境保全の推進	(1) 環境保全への監視、指導体制の充実	水質浄化に関する意識啓発活動回数	4回 (平成30年度)	7回
		栗野家庭雑排水共同処理施設の水質BOD値	9.9mg/L (令和元年度)	5.0mg/L
	(2) 温室効果ガス排出の抑制	市の業務による温室効果ガス排出量	5,154t-co2 (令和元年度)	3,917t-co2
		再生可能エネルギー設備設置補助件数	58件 (令和元年度)	65件
	(3) 環境保全活動の促進と市民、事業者の参加	自然環境講座参加者数	223人 (令和元年度)	250人
		環境フェア参加者数	1,282人 (平成30年度)	1,500人
2 循環型社会の構築	(1) 持続可能なごみ処理体制の整備	ごみ分別出前講座開催回数	16回 (令和元年度)	25回
		ふれあい収集利用者件数（累計）	—	140件
	(2) ごみの減量、再使用、リサイクルと適正処理の推進	生ごみ処理容器等購入費補助件数	36件 (令和元年度)	36件
		使用済小型家電の回収量	6,175kg (令和元年度)	8,000kg
3 環境衛生の向上	(1) 公衆衛生の向上	下水道普及率	67.0% (令和元年度)	74.0%
		合併処理浄化槽転換補助金利用件数	18件 (令和元年度)	20件
	(2) 生活環境の向上	狂犬病予防注射の接種率	74.3% (令和元年度)	76.5%
		飼い主のいない猫の不妊、去勢手術件数	56件 (令和元年度)	67件

【政策6】都市基盤

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 良好な居住環境の確保	(1) 良好な居住環境の確保	木造住宅等の検査済証の交付率	95.0% (令和元年度)	100%
		宅地、建物のパトロール件数	121件 (令和元年度)	170件
	(2) 安全で安心な住宅の整備	住宅耐震改修促進事業補助件数	2件 (令和元年度)	10件
		空家等の解消件数(累計)	205件 (令和元年度)	445件
	(3) 住みよい公営住宅の充実	市内公営住宅の供給戸数	382戸 (令和元年度)	401戸
		外壁、屋上防水等改修率	10.0% (令和元年度)	50.0%
2 快適な公園・緑地空間の創出	(1) 公園、緑地の適正な維持管理の推進	都市公園の遊具等の改修、更新数(累計)	65基 (令和元年度)	142基
		公園サポーター制度による協働管理の公園数	42か所 (令和元年度)	50か所
	(2) みどりの保全と創出	保全林指定数	10か所 (令和元年度)	10か所
		公園等設置数	240か所 (令和元年度)	256か所
3 治水対策の推進	(1) 安心して暮らせる治水対策	準用河川二和川バイパス整備率	37.7% (令和元年度)	100%
		雨水貯留池の容量	43,520m ³ (令和元年度)	48,720m ³
	(2) きれいであるおおいのある水辺環境の保全	雨水浸透柵モニター設置数(累計)	176基 (令和元年度)	281基
		河川、水路除草面積	63,376m ² (令和元年度)	65,500m ²
4 持続可能な下水道事業の推進	(1) 下水道の整備	下水道普及率【再掲】	67.0% (令和元年度)	74.0%
		下水道水洗化戸数(累計)	29,056戸 (令和元年度)	34,046戸
	(2) 下水道施設の維持管理	管渠施設の点検、調査(累計)	—	37,000m
		下水道管渠清掃延長	2,859m (令和元年度)	3,000m
	(3) 下水道事業の安定した経営	経常収支比率	—	100%以上
		下水道使用料の検証	4年に1回	4年に1回

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
5 安全に利用できる道路環境の充実	(1) 計画的な道路網の整備	都市計画道路整備率 (事業認可施工済区間/都市計画決定区間)	33.2% (令和元年度)	38.7%
		都市計画道路事業認可区間における用地取得率	47.1% (令和元年度)	100%
	(2) 既存の道路空間の安全性、快適性の確保	主要市道、一般市道改良延長	717m (令和元年度)	870m
		交差点改良事業における用地取得率	0% (令和元年度)	100%
	(3) 道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進	交通安全教室の開催数	20回 (令和元年度)	22回
		交通安全施設更新件数(累計)	77基 (令和元年度)	155基
6 魅力ある都市機能の充実	(1) 緑あふれる快適な魅力あるまちづくり	まち並みや景観の満足度	—	60.0%以上
		新鎌ヶ谷地区事業所数	329事業所 (令和元年度)	340事業所
	(2) にぎわいと活力ある市街地の整備	駅前広場整備着手数	1件(初富駅) (令和元年度)	2件 (初富駅、北初富駅)
		新鎌ヶ谷駅の1日当たりの乗降客数	103,942人 (令和元年度)	116,000人
	(3) 公共交通体系の充実	公共交通に対する満足度	—	70.0%以上
		コミュニティバス利用者数	131,843人 (令和元年度)	167,000人

【政策7】産業

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 持続可能な都市農業の構築	(1) 農地の保全	農地利用状況調査の改善面積(累計)	28,957㎡ (平成30年度)	41,000㎡
		農用地利用集積計画の新規面積(累計)	40,256㎡ (令和元年度)	65,000㎡
	(2) 担い手の育成	農業青少年クラブ会員数	16名 (令和元年度)	16名
		援農ボランティア登録者数(累計)	73名 (令和元年度)	90名
	(3) ブランド化の推進による販路の拡大	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による情報発信更新数	—	60回
		PRイベント参加者数	606人 (令和元年度)	660人

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
2 商工業の振興及び観光施策の充実	(1) 商工業の発展と中小企業の経営強化	創業支援セミナー参加者数	82人 (令和元年度)	150人
		市制度融資実行件数	27件 (令和元年度)	30件
	(2) 企業誘致の推進と雇用環境の整備	企業誘致件数(累計)	0件 (令和元年度)	3件
		無料職業紹介所の紹介による就職人数	62人 (令和元年度)	130人
	(3) 観光客のニーズの変化に対応した観光施策の推進	観光入込客数	404,175人 (令和元年)	410,000人
		観光イベント参加者の満足度	—	80.0%
3 消費者の安全及び安心の確保	(1) 消費生活相談体制の充実	消費生活相談員の研修参加回数	11回 (令和元年度)	25回
		団体等と連携した消費生活相談事業数	4事業 (令和元年度)	8事業
	(2) あらゆる世代に向けた消費者教育の推進	消費生活講座参加者数	329人 (令和元年度)	400人
		消費者教育の理解度	—	80.0%

【政策8】生涯学習・文化・スポーツ

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 生涯学習の推進	(1) 生涯学習の環境づくり	生涯学習推進センター及び学習センター稼働率	23.0% (令和元年度)	33.0%
		図書館の蔵書冊数	305,473冊 (令和元年度)	318,000冊
	(2) 生涯学習活動の推進	生涯学習推進センター及び学習センター主催事業参加者数	34,101人 (令和元年度)	37,000人
		図書館資料貸出数	352,577冊 (令和元年度)	400,000冊
	(3) 生涯学習活動の成果の活用	学習成果を活かしている人の割合	49.8% (平成30年度)	55.0%
		地域コミュニティの形成に繋がる活動への参加者数(公民館まつりなど)	7,833人 (令和元年度)	10,000人
2 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用	(1) 多様な市民文化活動の推進	芸術文化行事への出演、出品者数	1,341人 (令和元年度)	1,600人
		上記のうち、子どもに係る出演、出品者数及びワークショップ来場者数	190人 (令和元年度)	270人
	(2) きらりホールを活用した芸術文化の振興	きらりホール主催事業来場者数	3,133人 (令和元年度)	5,300人
		きらりホール稼働率	53.2% (令和元年度)	60.0%
	(3) 歴史、文化遺産の保存、継承、活用の推進	文化財の指定、登録数(累計)	32件 (令和元年度)	40件
		企画展示、ミニ展示に対する満足度	70.0% (令和元年度)	80.0%

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
3 生涯スポーツの振興	(1) スポーツ活動の充実	マラソン大会及び各種市民大会参加者数	10,889人 (令和元年度)	12,000人
		プロスポーツと連携したイベント参加者数	2,511人 (令和元年度)	2,700人
	(2) スポーツ関係団体、指導者の育成	スポーツ協会加盟団体数	29団体 (令和元年度)	30団体
		スポーツ推進委員数	31人 (令和元年度)	35人
	(3) スポーツ施設の整備、充実	スポーツ施設稼働率	49.4% (令和元年度)	60.0%
		スポーツ施設事業参加者数	5,032人 (令和元年度)	5,600人

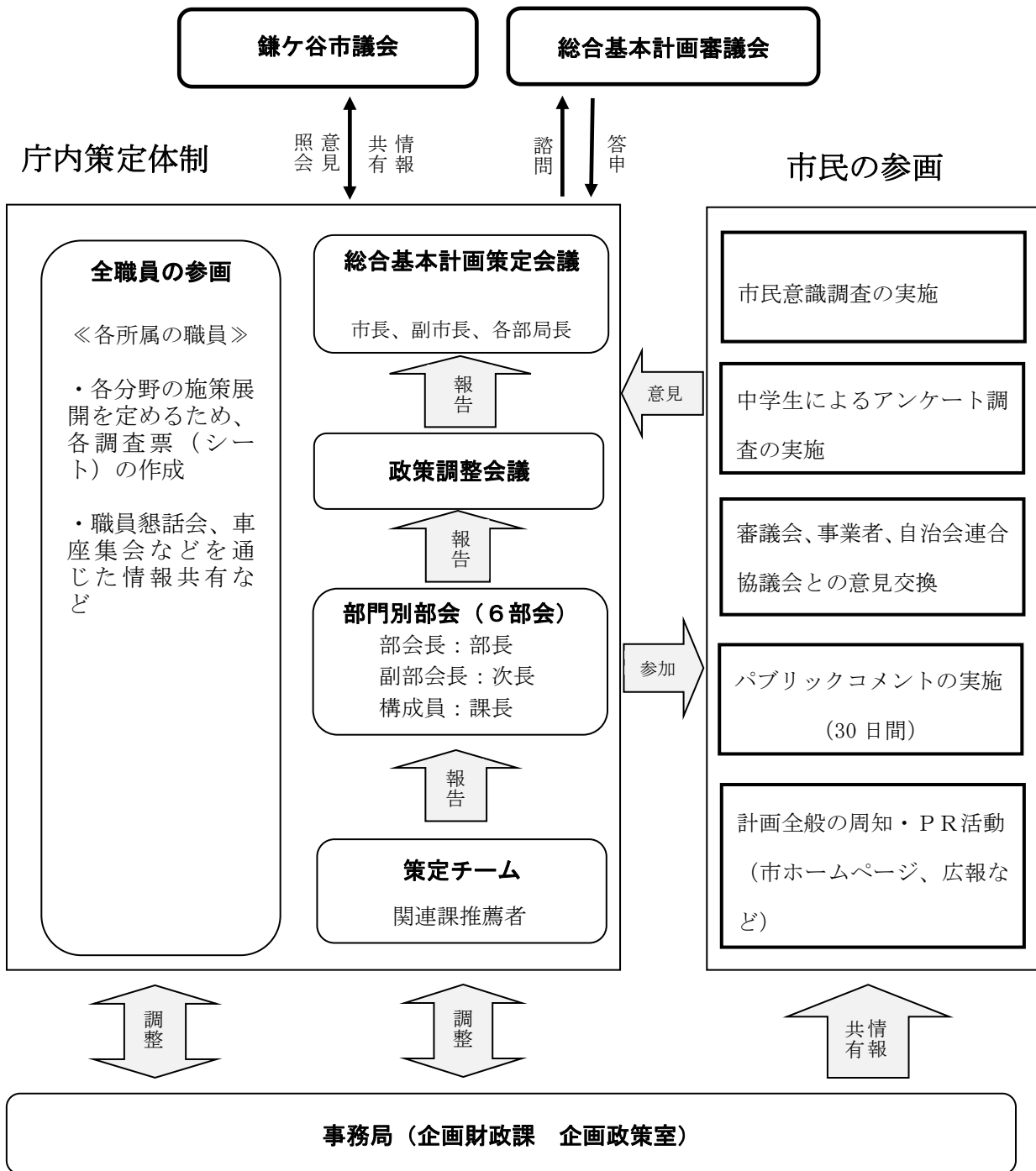
【政策9】市民協働・男女共同参画・多文化共生

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 協働及び市民公益活動等の推進	(1) 市民公益活動等に関わる新たな担い手の発掘、育成	市民公益活動等に関する情報発信数	215件 (令和元年度)	250件
		市民公益活動体験事業等の参加者数	45人 (令和元年度)	50人
	(2) 市民公益活動等のさらなる発展に向けた支援	市民公益活動支援講座等の満足度	80.0% (平成28年度)	85.0%
		自治会加入率	60.2% (令和2年度)	61.0%
	(3) 協働に向けた連携の強化	専門職員による相談件数	149件 (令和元年度)	160件
		地域づくりコーディネーターの活動実績	21件 (令和元年度)	25件
2 共生社会の実現	(1) 人権の尊重と男女共同参画の推進	市の審議会等の委員のうち女性が占める割合	29.6% (令和元年度)	35.0%
		女性のための就労支援講座 ①受講者数 ②就労者数	①23人 (令和元年度) ②6人 (令和元年度)	①25人 ②6人
	(2) DVやハラスメントの防止と相談支援体制の充実	DV防止に向けた啓発事業の実施回数	7回 (令和元年度)	9回
		女性のための相談等の枠数	192枠 (令和元年度)	230枠
	(3) 多文化共生社会の構築	多言語翻訳機器の設置箇所数(累計)	12か所 (令和元年度)	30か所
		行政資料等の翻訳数	34件 (令和元年度)	50件

【政策10】持続可能な行財政運営

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 財政の健全化及び行財政改革の推進	(1) 財政規律の堅持及び自主財源の確保	財政健全化判断比率 ①実質公債費比率 ②将来負担比率	①3.4% (令和元年度) ②27.8% (令和元年度)	①10%未満 ②72.5%未満
		市税徴収率	96.9% (令和元年度)	97.2%
	(2) 行財政改革の推進	行財政改革効果額	3億3,600万円 (令和元年度)	次期プランの策定により決定
		車座集会等への参加人数(累計)	2,393人 (平成19年度から令和元年度までの参加人数)	3,000人
	(3) 組織力、職員力の向上	研修受講人数(階層別、実務、派遣)	1,305人 (令和元年度)	1,400人
		窓口サービスの満足度	85.5% (平成28年度)	90.0%
2 公共施設の適正な管理運営の推進	(1) 公共施設の総合的かつ計画的な管理運営の推進	公共施設の劣化状況評価における健全項目の割合	65.6% (令和元年度)	70.0%
		公共施設のバリアフリー化向上の割合	52.4% (令和元年度)	60.0%
	(2) 公共施設の適正配置、利活用の推進	公共施設マネジメントに関する研修会等への参加人数	—	100人
		公共施設等総合管理計画の進捗率(適正配置の検討)	—	100%
3 行政情報等の積極的な発信	(1) 情報発信の充実	市ホームページのコンテンツ更新回数	2,983回 (令和元年度)	3,300回
		SNSによる情報発信回数	393回 (令和元年度)	470回
	(2) 市の魅力発信の推進	市の認知度	45.3% (平成28年度)	50.0%
		市内外の市民交流人口(観光入込客数)	404,175人 (令和元年)	410,000人

計画の策定体制



鎌ヶ谷市総合基本計画審議会

(1) 審議経過

○平成30年度第1回審議会（平成30年3月20日）

①委嘱状交付式

②議題

- ・会長、副会長の選出について
- ・会議の公開について
- ・会議録署名人の選出について
- ・鎌ヶ谷市次期総合基本計画策定方針について
- ・鎌ヶ谷市総合基本計画基礎調査報告書について
- ・今後の進め方について

○令和元年度第1回審議会審議会（令和元年10月4日）

①会議録署名人の選出について

②議題

- ・鎌ヶ谷市基本構想（案）について（諮問）

○令和元年度第2回審議会（令和元年10月28日）

①会議録署名人の選出について

②議題

- ・鎌ヶ谷市基本構想（案）について（答申）

(2) 委員名簿

(順不同/敬称略)

会長	宮脇 淳	北海道大学法学研究科・公共政策大学院 教授
副会長	菅野 勝利	鎌ケ谷市自治会連合協議会 会長
委員	北原 理雄	千葉大学 名誉教授 鎌ケ谷市景観審議会 会長
	井手 勝則	鎌ケ谷市商工会 会長
	山崎 明	とうかつ中央農業協同組合 経営管理委員
	徳田 訓康	鎌ケ谷市社会福祉協議会 会長
	篠田 繁	鎌ケ谷市生涯学習審議会 会長
	御代川 泰久	鎌ケ谷市スポーツ協会 会長
	竹内 久子	千葉県婦人防火クラブ連絡協議会 会長
	野田 正治	鎌ケ谷市環境審議会 委員
	奥村 さかえ	鎌ケ谷市教育委員会 委員
	榎本 美紅	鎌ケ谷市子育て支援コーディネーター
	小澤 誠一 (～R1. 10. 3) 山下 裕 (R1. 10. 4～)	千葉県東葛飾地域振興事務所 所長
	猪野 茂樹 (～R2. 10. 4) 田中 泰 (R2. 10. 5～)	習志野健康福祉センター 副センター長
	吉田 誠	公募委員
	熊谷 貴宏	公募委員
山中 広和	公募委員	

任 期 : 2年

委嘱期間:平成31年3月20日から令和3年3月19日まで



(3) 諮問書及び答申書

- ・基本構想（案）の策定について

【諮問】

鎌企第497号

令和元年10月4日

鎌ケ谷市総合基本計画審議会
会長 宮脇 淳 様

鎌ケ谷市長 清水 聖士

鎌ケ谷市基本構想（案）の策定について（諮問）

鎌ケ谷市総合基本計画を定めるにあたり、鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する条例（平成30年鎌ケ谷市条例第24号）第5条の規定により、鎌ケ谷市基本構想（案）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

- ・基本計画（案）の策定について

【答申】

令和元年11月8日

鎌ケ谷市長 清水 聖士 様

鎌ケ谷市総合基本計画審議会
会長 宮脇 淳

鎌ケ谷市基本構想（案）について（答申）

令和元年10月4日付け鎌企第497号で諮問のありました鎌ケ谷市基本構想（案）について、本審議会において審議した結果、その内容は、概ね妥当であるものと認めます。

今後は、パブリックコメント等の意見を十分に尊重し、市において鎌ケ谷市基本構想（案）を最終的に決定されたい。

なお、今後策定する基本計画及び実施計画の検討に関連する重要事項が審議会審議において委員から指摘されていることから、答申とは別に付帯意見として整理している。

答申の付帯意見

1 保健、福祉の分野

- ・地域の課題に対して、地域による助け合い、支え合いのシステムが構築されているため、その充実と市民への理解を深められたい。
- ・高齢者の活躍の機会を創出されるよう検討されたい。

2 子育て、教育の分野

- ・鎌ヶ谷市の未来を担う若い世代が希望をかなえるまちづくりとして、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や安心して子育てできる環境づくりを推進するよう努められたい。また、推進にあたっては、子どもの視点だけではなく、その保護者など家庭への支援も充実されたい。

3 安全、環境の分野

- ・地球温暖化への対応や地震、台風などの自然災害への対応について、検討されたい。
- ・災害に強い街として、具体的な取組みの推進を検討されたい。
- ・災害に強い街として、安心安全な電気・上下水道・ガスなどのエネルギー確保が求められるため、市独自のエネルギーの確保、再生可能エネルギーの導入、停電後の発電設備の設置を検討されたい。
- ・今後も災害が多く発生すると考えられるため、消防・救急体制の充実を検討されたい。

4 都市基盤整備、産業の分野

- ・北千葉道路の開通後、鎌ヶ谷市が単なる通過点とならないようにするため、開通後のイメージを検討されたい。
- ・北千葉道路など災害に強い道路の整備を進めるとともに、並行して、北千葉道路に繋がる南北の都市計画道路の整備（3・4・6号北初富軽井沢線、3・4・10号中沢北初富線）を先行して実現するよう努められたい。
- ・市内には、通学路に歩道がない箇所があることから、改善を図られたい。
- ・既存幹線道路の電線の地中化や都市計画道路の施行時の電線地中化を務められたい。
- ・市制記念公園と栗野地区公園を結んだ広い道路を設けることで、緑地の連続性を図られたい。
- ・北千葉道路のパーキングエリアを新鎌ヶ谷駅付近に誘致し、新鎌ヶ谷駅の利便性を高められたい。また、パーキングエリア内の施設は、歩行者の誰もが利用できるとともに、市制記念公園や栗野地区公園からも利用ができるようにすることで、緑多い都市のイメージを高められたい。
- ・放置された一軒家などが散見されるため、空き家対策を積極的に推進し、防犯対策、安全対策に限らず、空き家の流通促進を図ることで、人口増加、企業誘致の促進に繋がられたい。
- ・都市計画道路は車両交通主体の計画となるが、人と人との交流や賑わいをイメージすると、人のための道路が重要であり、歩行者の空間を整備していくことは、市をアピールする大きな手段になるため、検討されたい。
- ・防災の観点から、分譲地を増設する際、行き止まり道路を少なくするよう、施工事業者と協議されたい。
- ・地元企業や産業への支援強化を図ることで、市のブランディングの強化に繋がられたい。
- ・企業誘致の一環として、大手企業にサテライトオフィス機能を提供することや若い起業家にスモールオフィスを提供するなど、新鎌ヶ谷駅の利便性の良い面を活用した、新たな企業誘致の方策を検討されたい。
- ・北総台地に位置する本市の強固な地盤のメリットや北千葉道路の開通を見越した企業誘致を進められたい。

5 文化、スポーツ、生涯学習の分野

- ・高齢化社会を迎える中、地域の担い手を育成し、お互いに繋がっていくことが大切となることから、プロスポーツの球場など、今ある施設を活用しながら、出来るだけ多くの人が心豊かに活動できるまちななるよう検討されたい。
- ・図書館の生涯学習機能の強化を図るとともに、IT導入による利用率の拡大を検討されたい。
- ・千葉ジェッツを新京成電鉄沿線のホームタウンとして誘致（習志野・船橋・鎌ヶ谷・松戸）するよう検討されたい。

6 市民協働、共生の分野

- ・まちの活性化を図るため、既存の行政のルールなどの見直しを行うことで、市民と行政が協力し合える環境をさらに整えるよう努められたい。
- ・外国人住民に住みやすい街とすることで、国際化や外国語教育の強化などの課題解決に繋がられたい。

7 持続可能な行財政運営の分野

- ・本市の成田空港や羽田空港をはじめ、沿線都市への交通の利便性が高いことなど、市の魅力をさらに情報発信されたい。
- ・子育て世代の転入促進など市の人口構成を変えるための具体的な取組みについて、専任の職員を配置するとともに、市外へ向けたアピール方法を検討するなど、重点的に推進されるよう努められたい。
- ・今後訪れる人口減少に対する効果的な対策として、子育て世代の流入や企業誘致による働く世代の増加等の対策を検討されたい。
- ・国と国、都市間競争でも、ITや通信は、非常におおきなウエイトを占めているとともに、現在の社会に変化をもたらしている大きな要素のひとつとなるため、ITの活用策を検討されたい。
- ・地方自治体においても、近年は様々な行政分野においてAIやICTの活用が盛んになってきており、ITへの取り組み方次第で都市間競争に大きな差が出てくるものと考えられるため、先進自治体の調査研究を行い、積極的に取り入れられたい。

8 その他全般的な事項

- ・国連サミットで採択されたSDGsの17の目標と関連付けをしておくことで、SDGsの取り組みが今後国内企業や世界的に広がりを見せる中で、企業との協業やイノベーションが生まれやすい状況にしておくことを検討されたい。

中学生アンケート調査結果

1 調査の目的

「鎌ヶ谷市次期総合基本計画」の策定を進めるにあたり、市の将来を担う中学生から意見を聞き、計画づくりに活用するためアンケート調査を実施しました。

2 調査の実施期間、回収結果

実施期間：平成 30(2018)年 10 月 2 日から平成 30(2018)年 10 月 23 日まで

回収結果：総数 814 人（市内 5 中学校 3 年生）

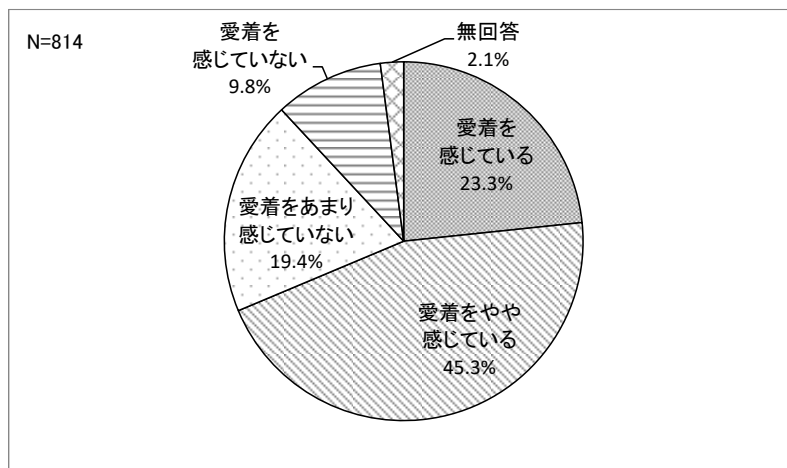
3 調査結果

《現在の鎌ヶ谷市について》

問 1 あなたは、鎌ヶ谷市に「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか。

[全体の状況]

「愛着を感じている」、「愛着をやや感じている」の合計が 68.6%、「愛着をあまり感じていない」、「愛着を感じていない」の合計が 29.2%となっています。



[学校別の状況]

鎌ヶ谷市への愛着を中学校別に比較すると、全体の傾向と同様に「愛着を感じている」、「愛着をやや感じている」の合計が約 7 割となっています。

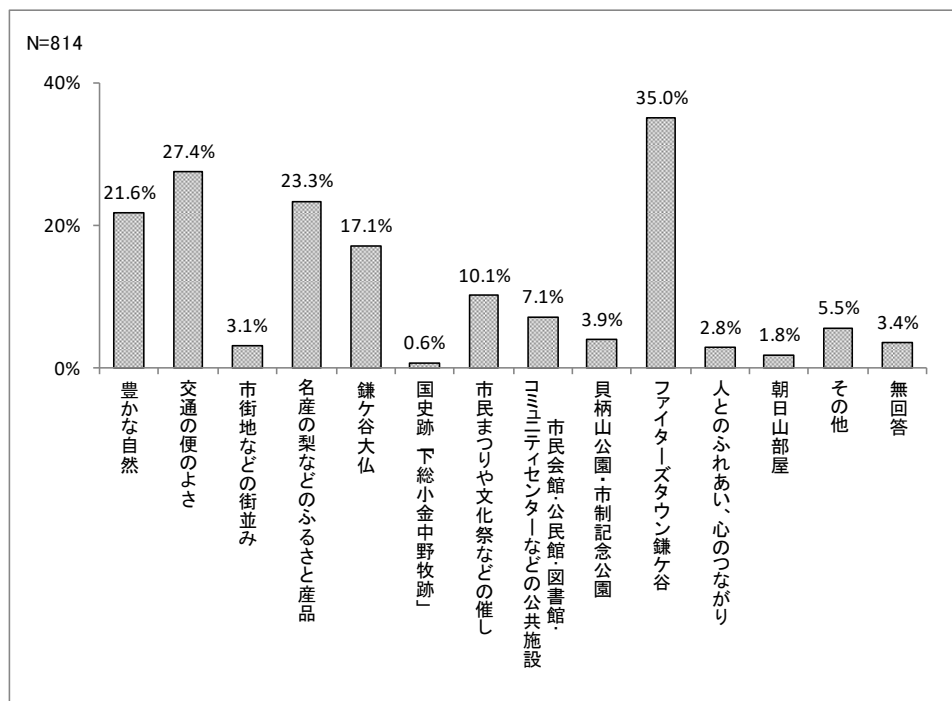
		全 体	1. 愛着を感じている	2. 愛着をやや感じている	3. 愛着をあまり感じていない	4. 愛着を感じていない	5. 無回答
合 計		814 100.0	190 23.3	369 45.3	158 19.4	80 9.8	17 2.1
中 学 校	1. 鎌ヶ谷中学校	185 100.0	40 21.6	85 45.9	39 21.1	17 9.2	4 2.2
	2. 鎌ヶ谷第二中学校	198 100.0	48 24.2	93 47.0	33 16.7	20 10.1	4 2.0
	3. 鎌ヶ谷第三中学校	129 100.0	24 18.6	61 47.3	23 17.8	17 13.2	4 3.1
	4. 鎌ヶ谷第四中学校	142 100.0	33 23.2	67 47.2	29 20.4	12 8.5	1 0.7
	5. 鎌ヶ谷第五中学校	160 100.0	45 28.1	63 39.4	34 21.3	14 8.8	4 2.5

(上段：件数/下段：%)

問2 鎌ケ谷市で自慢できるものは何ですか。

〔全体の状況〕

「ファイターズタウン鎌ケ谷」が35.0%で最も多く、次いで「交通の便のよさ」が27.4%、「名産の梨などのふるさと産品」が23.3%となっています。



〔学校別の状況〕

鎌ケ谷市の自慢できるものを中学校別に比較すると、鎌ケ谷中学校や鎌ケ谷第二中学校では全体の傾向と同様に「ファイターズ鎌ケ谷」が最も多くなっているほか、鎌ケ谷第三中学校や鎌ケ谷第四中学校では「豊かな自然」、鎌ケ谷第五中学校では「交通の便のよさ」が最も多くなっています。

	全 体	1. 豊かな自然	2. 交通の便のよさ	3. 市街地などの街並み	4. 名産の梨などのふるさと産品	5. 鎌ケ谷大仏	6. 国史跡「下総小金中野牧跡」	7. 市民まつりや文化祭などの催し	8. 市民会館・公民館・図書館・コミュニティセンターなどの公共施設	9. 貝柄山公園・市制記念公園	10. ファイターズタウン鎌ケ谷	11. 人とのふれあい、心のつながり	12. 朝日山部屋	13. その他	14. 無回答	
合 計	814 100.0	176 21.6	223 27.4	25 3.1	190 23.3	139 17.1	5 0.6	82 10.1	58 7.1	32 3.9	285 35.0	23 2.8	15 1.8	45 5.5	28 3.4	
中 学 校	1. 鎌ケ谷中学校	185 100.0	23 12.4	54 29.2	4 2.2	37 20.0	1 0.5	22 11.9	11 5.9	10 5.4	75 40.5	3 1.6	1 0.5	12 6.5	4 2.2	
	2. 鎌ケ谷第二中学校	198 100.0	15 7.6	25 12.6	5 2.5	51 25.8	1 0.5	21 10.6	22 11.1	9 4.5	91 46.0	6 3.0	3 1.5	14 7.1	9 4.5	
	3. 鎌ケ谷第三中学校	129 100.0	50 38.8	44 34.1	3 2.3	32 24.8	8 6.2	1 0.8	5 3.9	12 9.3	3 2.3	23 17.8	8 6.2	6 4.7	2 1.6	9 7.0
	4. 鎌ケ谷第四中学校	142 100.0	61 43.0	29 20.4	2 1.4	34 23.9	13 9.2	2 1.4	15 10.6	3 2.1	4 2.8	50 35.2	4 2.8	1 0.7	11 7.7	3 2.1
	5. 鎌ケ谷第五中学校	160 100.0	27 16.9	71 44.4	11 6.9	36 22.5	26 16.3	-	19 11.9	10 6.3	6 3.8	46 28.8	2 1.3	4 2.5	6 3.8	3 1.9

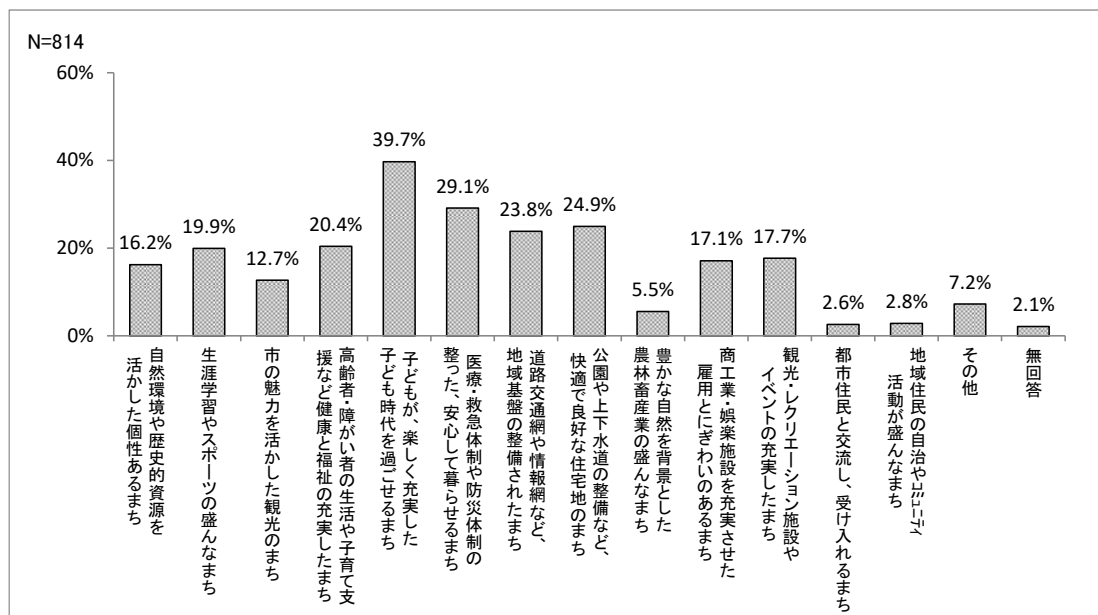
(上段：件数/下段：%)

《将来の鎌ヶ谷市について》

問3 鎌ヶ谷市は10年後にはどのようなまちになれば良いと思いますか。

〔全体の状況〕

「子どもが、楽しく充実した子ども時代を過ごせるまち」が39.7%、「医療・救急体制や防災体制の整った、安心して暮らせるまち」が29.1%、「公園や上下水道の整備など、快適で良好な住宅地のまち」が24.9%となっています。



〔学校別の状況〕

全ての中学校共通で「子どもが、楽しく充実した子ども時代を過ごせるまち」が最も多くなっています。

また、鎌ヶ谷中学校や鎌ヶ谷第三中学校、鎌ヶ谷第四中学校では「道路交通網や情報網など、地域基盤の整備されたまち」、鎌ヶ谷第二中学校では「生涯学習やスポーツの盛んなまち」なども上位となっています。

	全 体	1. 自然環境や歴史的資源を活かした個性あるまち	2. 生涯学習やスポーツの盛んなまち	3. 市の魅力を活かした観光のまち	4. 高齢者・障がい者の生活や子育て支援など健康と福祉の充実したまち	5. 子どもが、楽しく充実した子ども時代を過ごせるまち	6. 医療・救急体制や防災体制の整った、安心して暮らせるまち	7. 道路交通網や情報網など、地域基盤の整備されたまち	8. 公園や上下水道の整備など、快適で良好な住宅地のまち	9. 豊かな自然を背景とした農林畜産業の盛んなまち	10. 商工業・娯楽施設を充実させた雇用とにぎわいのあるまち	11. 観光・レクリエーション施設やイベントの充実したまち	12. 都市住民と交流し、受け入れるまち	13. 地域住民の自治やコミュニティ活動が盛んなまち	14. その他	15. 無回答	
合 計	814 100.0	132 16.2	162 19.9	103 12.7	166 20.4	323 39.7	237 29.1	194 23.8	203 24.9	45 5.5	139 17.1	144 17.7	21 2.6	23 2.8	59 7.2	17 2.1	
中 学 校	1. 鎌ヶ谷中学校	185 100.0	35 18.9	29 15.7	25 13.5	42 22.7	61 33.0	48 25.9	46 24.9	31 16.8	5 2.7	38 20.5	33 17.8	4 2.2	7 3.8	10 5.4	6 3.2
	2. 鎌ヶ谷第二中学校	198 100.0	23 11.6	54 27.3	13 6.6	41 20.7	86 43.4	53 26.8	47 23.7	74 37.4	7 3.5	36 18.2	30 15.2	3 1.5	4 2.0	14 7.1	4 2.0
	3. 鎌ヶ谷第三中学校	129 100.0	20 15.5	18 14.0	13 10.1	22 17.1	51 39.5	37 28.7	30 23.3	29 22.5	12 9.3	22 17.1	19 14.7	6 4.7	3 2.3	11 8.5	4 3.1
	4. 鎌ヶ谷第四中学校	142 100.0	19 13.4	25 17.6	26 18.3	33 23.2	58 40.8	46 32.4	35 24.6	27 19.0	9 6.3	29 20.4	28 19.7	3 2.1	4 2.8	16 11.3	2 1.4
	5. 鎌ヶ谷第五中学校	160 100.0	35 21.9	36 22.5	26 16.3	28 17.5	67 41.9	53 33.1	36 22.5	42 26.3	12 7.5	14 8.8	34 21.3	5 3.1	5 3.1	8 5.0	1 0.6

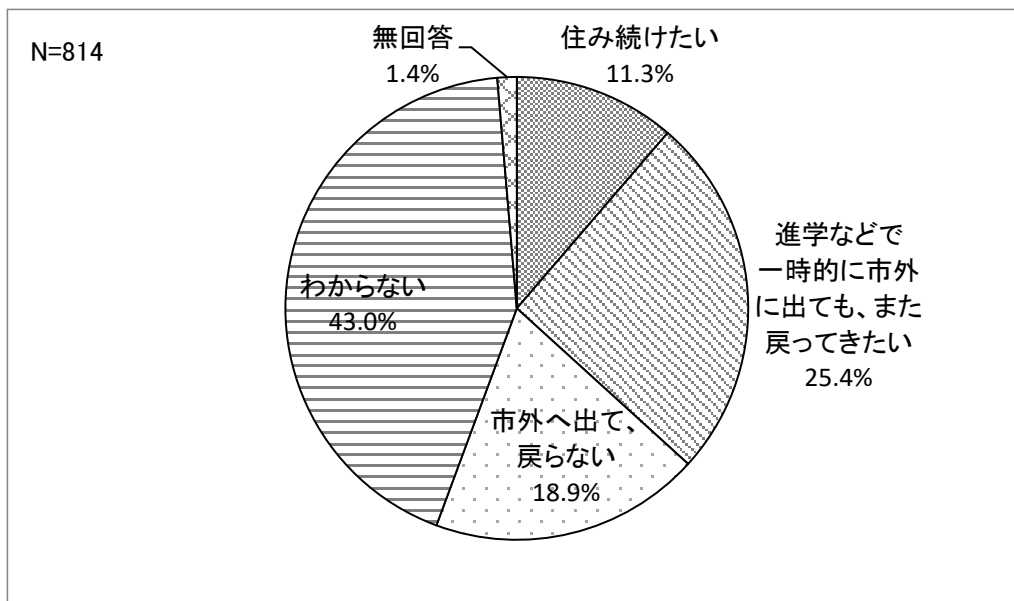
(上段：件数/下段：%)

《あなたの将来について》

問4 あなたは、社会人になってからも鎌ヶ谷市に住み続けたいと思いますか。

[全体の状況]

「住み続けたい」、「進学などで一時的に市外に出ても、また戻ってきたい」の合計が36.7%であり、「市外へ出て、戻らない」が18.9%、「わからない」が43.0%となっています。



[学校別の状況]

「住み続けたい」、「進学などで一時的に市外に出ても、また戻ってきたい」の合計は鎌ヶ谷第二中学校が43.4%と他校に比べてやや高くなっています。一方、鎌ヶ谷第四中学校は30.9%と低い傾向となっています。

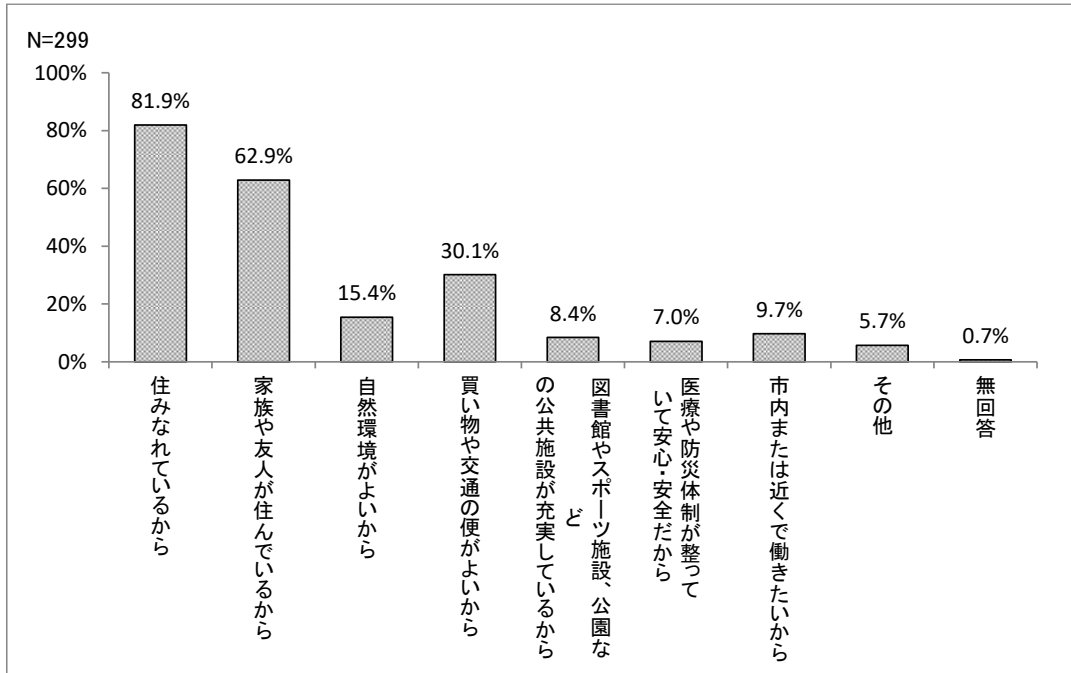
		回答内容					
		全体	1. 住み続けたい	2. 進学などで一時的に市外に出ても、また戻ってきたい	3. 市外へ出て、戻らない	4. わからない	5. 無回答
合計		814 100.0	92 11.3	207 25.4	154 18.9	350 43.0	11 1.4
中学校	1. 鎌ヶ谷中学校	185 100.0	21 11.4	42 22.7	27 14.6	91 49.2	4 2.2
	2. 鎌ヶ谷第二中学校	198 100.0	22 11.1	64 32.3	39 19.7	69 34.8	4 2.0
	3. 鎌ヶ谷第三中学校	129 100.0	19 14.7	24 18.6	30 23.3	55 42.6	1 0.8
	4. 鎌ヶ谷第四中学校	142 100.0	11 7.7	33 23.2	24 16.9	73 51.4	1 0.7
	5. 鎌ヶ谷第五中学校	160 100.0	19 11.9	44 27.5	34 21.3	62 38.8	1 0.6

(上段：件数/下段：%)

問5（問4で「1. 住み続けたい」、「2. 進学などで一時的に市外に出ても、また戻ってきたい」と回答した場合）そう思う理由を教えてください。

〔全体の状況〕

「住みなれているから」が81.9%で最も多く、次いで「家族や友人が住んでいるから」が62.9%、「買い物や交通の便がよいから」が30.1%となっています。



〔学校別の状況〕

全体の傾向と同様に「住みなれているから」、「家族や友人が住んでいるから」、「買い物や交通の便がよいから」の順に多くなっています。

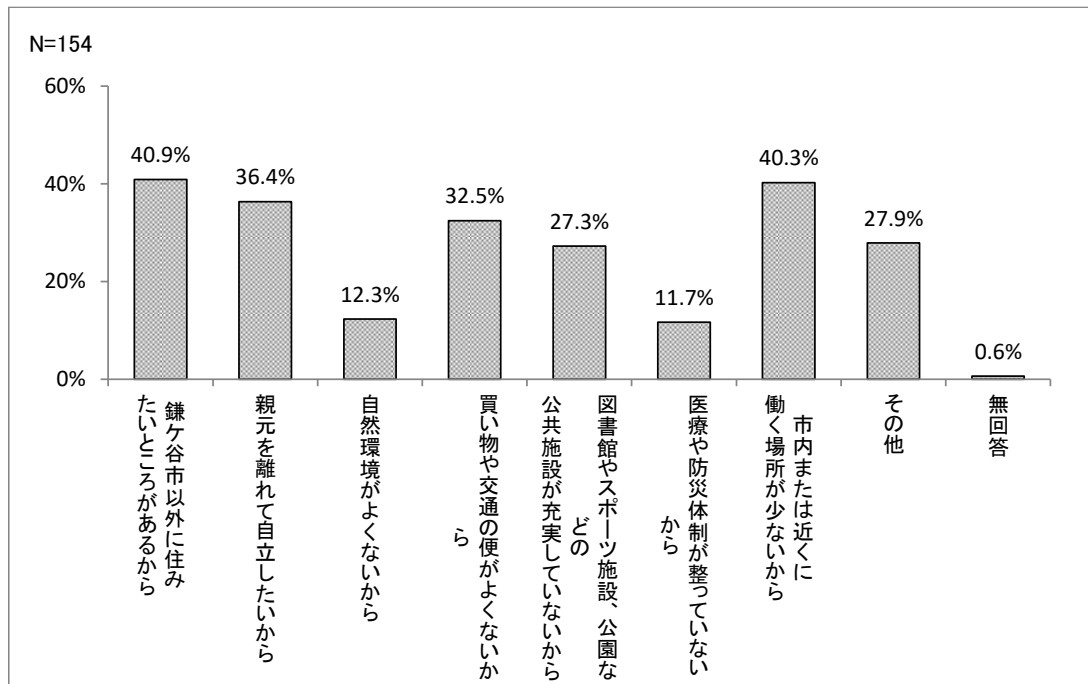
		全 体	1. 住みなれているから	2. 家族や友人が住んでいるから	3. 自然環境がよいから	4. 買い物や交通の便がよいから	5. 図書館やスポーツ施設、公園などの公共施設が充実しているから	6. 医療や防災体制が整っていて安心・安全だから	7. 市内または近くで働きたいから	8. その他	9. 無回答
合 計		299 100.0	245 81.9	188 62.9	46 15.4	90 30.1	25 8.4	21 7.0	29 9.7	17 5.7	2 0.7
中 学 校	1. 鎌ヶ谷中学校	63 100.0	46 73.0	39 61.9	7 11.1	19 30.2	3 4.8	1 1.6	8 12.7	3 4.8	1 1.6
	2. 鎌ヶ谷第二中学校	86 100.0	71 82.6	61 70.9	10 11.6	19 22.1	7 8.1	4 4.7	8 9.3	4 4.7	-
	3. 鎌ヶ谷第三中学校	43 100.0	36 83.7	22 51.2	8 18.6	16 37.2	3 7.0	8 18.6	4 9.3	4 9.3	-
	4. 鎌ヶ谷第四中学校	44 100.0	38 86.4	25 56.8	9 20.5	11 25.0	3 6.8	3 6.8	2 4.5	4 9.1	1 2.3
	5. 鎌ヶ谷第五中学校	63 100.0	54 85.7	41 65.1	12 19.0	25 39.7	9 14.3	5 7.9	7 11.1	2 3.2	-

(上段：件数/下段：%)

問6（問4で「3. 市外へ出て、戻らない」と回答した場合） そう思う理由を教えてください。

〔全体の状況〕

「鎌ケ谷市以外に住みたいところがあるから」が40.9%で最も多く、次いで「市内または近くに働く場所が少ないから」が40.3%、「親元を離れて自立したいから」が36.4%となっています。



〔学校別の状況〕

全体と同様の傾向に加え、鎌ケ谷第二中学校や鎌ケ谷第三中学校では「買い物や交通の便がよくないから」、鎌ケ谷第四中学校では「図書館やスポーツ施設、公園などの公共施設が充実していないから」が上位となっています。

	全 体	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	
		鎌ケ谷市以外に住みたいところがあるから	親元を離れて自立したいから	自然環境がよくないから	買い物や交通の便がよくないから	図書館やスポーツ施設、公園などの公共施設が充実していないから	医療や防災体制が整っていないから	市内または近くに働く場所が少ないから	その他	無回答	
合 計	154 100.0	63 40.9	56 36.4	19 12.3	50 32.5	42 27.3	18 11.7	62 40.3	43 27.9	1 0.6	
中 学 校	1. 鎌ケ谷中学校	27 100.0	9 33.3	11 40.7	4 14.8	4 14.8	5 18.5	2 7.4	11 40.7	6 22.2	1 3.7
	2. 鎌ケ谷第二中学校	39 100.0	16 41.0	17 43.6	6 15.4	16 41.0	14 35.9	3 7.7	15 38.5	10 25.6	-
	3. 鎌ケ谷第三中学校	30 100.0	13 43.3	7 23.3	2 6.7	11 36.7	7 23.3	2 6.7	12 40.0	8 26.7	-
	4. 鎌ケ谷第四中学校	24 100.0	11 45.8	5 20.8	2 8.3	7 29.2	8 33.3	5 20.8	9 37.5	6 25.0	-
	5. 鎌ケ谷第五中学校	34 100.0	14 41.2	16 47.1	5 14.7	12 35.3	8 23.5	6 17.6	15 44.1	13 38.2	-

(上段：件数/下段：%)

計画の策定過程

【平成 30 年度】

9月14日	「次期総合基本計画策定方針」の決定
9月28日	「次期総合基本計画策定方針」に関する庁内説明会の開催
10月2日	市ホームページ「次期総合基本計画」の掲載スタート
10月2日～10月23日	中学生アンケートの実施
12月20日	「総合基本計画の策定に関する条例」の制定
12月20日	「総合基本計画策定会議等の設置及び運営に関する規程」の制定
3月1日	「総合基本計画基礎調査報告書」の作成
3月20日	平成30年度第1回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会の開催 ・委員の委嘱 ・次期総合基本計画策定方針について ・総合基本計画基礎調査報告書について

【令和元年度】

6月5日～6月11日	職員懇話会の開催 20代職員（1回） 30代職員（2回） 係長相当職職員（1回） 補佐相当職職員（1回） ・次期総合基本計画について ・次期基本構想（素案）について
6月6日	事業者（電気、ガス、鉄道）との意見交換会の開催
7月17日～8月7日	○部門別部会 合同会議（1回） ・総合基本計画策定のスケジュールについて ・基本構想（素案）について ・部門別部会の進め方について ○部門別部会 行財政運営部会（3回） 安全・環境部会（3回） 保健・福祉部会（3回） 子育て・教育部会（3回） 都市基盤部会（4回） 文化・スポーツ・産業・観光部会（3回） ・基本構想（素案）について
7月24日	令和元年度第1回生涯学習審議会委員との意見交換 ・次期鎌ヶ谷市総合基本計画及び次期鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画に係る意見交換について
8月27日	「基本構想（案）」の政策調整会議による審議
9月2日	「基本構想（案）」の第1回総合基本計画策定会議による審議
10月4日	「基本構想（案）」決定
10月4日	令和元年度第1回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会

	・「基本構想（案）」諮問について
10月4日	市議会意見照会（10月4日から11月5日まで）
10月7日	パブリックコメント（10月7日から11月5日まで）
10月28日	令和元年度第2回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会 ・基本構想（案）の修正について ・基本構想（案）の答申について
11月8日	鎌ヶ谷市総合基本計画審議会答申書の受理
11月11日	「基本構想（修正案）」の総合基本計画策定会議による審議
12月13日	「基本構想」市議会12月会議において議決
2月27日	「前期基本計画策定要領」の決定
3月17日、18日	○部門別部会 行財政運営部会（1回） 安全・環境部会（1回） 保健・福祉部会（1回） 子育て・教育部会（1回） 都市基盤部会（1回） 文化・スポーツ・産業・観光部会（1回） ・総合基本計画の体系について

【令和2年度】

4月15日	前期基本計画策定に関する庁内説明会の開催
7月20日～8月12日	○部門別部会 行財政運営部会（3回） 安全・環境部会（3回） 保健・福祉部会（3回） 子育て・教育部会（3回） 都市基盤部会（4回） 文化・スポーツ・産業・観光部会（3回） ・前期基本計画の施策について ・土地利用について ・重点プロジェクトについて
7月27日～7月29日	職員懇話会 20代職員（1回） 30代職員（1回） 課長補佐・係長相当職（1回） ・市の財政状況について ・総合基本計画について ・重点プロジェクトについて
8月3日～8月17日	前期基本計画策定に関する市民等への意見募集
9月1日	「前期基本計画（案）」の政策調整会議による審議
9月7日	「前期基本計画（案）」の総合基本計画策定会議による審議
9月15日	「前期基本計画（案）」の決定
9月29日	「前期基本計画（案）」の市議会市政報告会による説明

【今後の予定】

9月29日	パブリックコメント（9月29日から10月28日まで） 市議会意見照会（9月29日から10月13日まで）
10月5日	令和2年度第1回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会 ・「前期基本計画（案）」諮問について
10月15日	令和2年度第2回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会
10月30日	令和2年度第3回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会
11月上旬	鎌ヶ谷市総合基本計画審議会答申書の受理
11月上旬	「前期基本計画（修正案）」の政策調整会議による審議
11月中旬	「前期基本計画（修正案）」の総合基本計画策定会議による審議
11月中旬	「前期基本計画」の策定

関連例規（条例、規程）

○鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する条例

平成30年12月20日条例第24号

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の総合基本計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 総合基本計画 本市におけるまちづくりの指針となる計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成するものをいう。
- （2） 基本構想 本市のまちづくりの基本理念、本市が目指す将来の姿及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- （3） 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。
- （4） 実施計画 基本計画に掲げる施策を実現するために策定する計画であって、具体的な事業を示すものをいう。

（総合基本計画の策定）

第3条 市長は、本市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合基本計画を策定するものとする。

（議会の議決）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

（審議会への諮問）

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ鎌ヶ谷市総合基本計画審議会に諮問するものとする。

（審議会の設置）

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、鎌ヶ谷市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項について、調査及び審議する。

（組織）

第8条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 諸団体を代表する者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 公募による市民
- （5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第11条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。
(公表)

第12条 市長は、総合基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鎌ヶ谷市総合基本計画審議会条例の廃止)
- 2 鎌ヶ谷市総合基本計画審議会条例（昭和63年鎌ヶ谷市条例第3号）は、廃止する。

○鎌ケ谷市総合基本計画策定会議等の設置及び運営等に関する規程

平成30年12月20日訓令第11号

(設置)

第1条 この訓令は、鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する条例（平成30年鎌ケ谷市条例第24号。以下「条例」という。）第2条第1項第1号に規定する総合基本計画を計画的かつ円滑に策定するため、総合基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）、部門別部会（以下「部会」という。）及び策定チームを設置する。

(策定会議)

第2条 策定会議は、鎌ケ谷市庁議等の設置及び運営に関する規則（平成3年鎌ケ谷市規則第28号。以下「規則」という。）第4条に規定する者をもって構成する。ただし、策定会議の議長（以下「議長」という。）が会議の運営上必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

2 議長は、市長が行う。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

4 策定会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、総括するものとする。

5 策定会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合基本計画案の審議及び決定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、総合基本計画案の策定に関し、議長が特に必要と認めること。

(政策調整会議)

第3条 規則第12条に規定する政策調整会議（以下「政策調整会議」という。）は、次条第7項の規定により総務企画部長に報告のあった事項を審議し、その結果を策定会議に諮るものとする。

(部会)

第4条 部会の名称及び構成員は、別表のとおりとする。

2 部会に別表に掲げる部会長及び副部会長を置く。

3 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、総括するものとする。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に構成員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 部会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合基本計画案の所管部分の調査及び審議に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、総合基本計画案の策定に関し、部会長が特に必要と認めること。

7 部会長は、前項各号に掲げる調査等を終了したときは、その結果を総務企画部長に報告するものとする。

(策定チーム)

第5条 部会長は、前条第6項各号に規定する調査等に必要があると認めるときは、策定チームを設置することができる。

2 策定チームは、調査等の内容に応じ、関連する各担当課等の係長又は係長相当職にある者をも

って構成し、各担当課等の長が指名する。

3 策定チームの会議は、部会長が必要に応じて招集し、総括するものとする。

4 前項に規定する部会長は、策定チームにおける調査等が終了したときは、当該調査等の結果を関連する部会長に報告するものとする。

(策定方針の策定等)

第6条 総合基本計画を策定するときは、総合基本計画主管課において総合基本計画全般の事項を定める策定方針を市長の決裁を受けて策定しなければならない。

2 条例第2条第1項第3号に規定する基本計画又は同項第4号に規定する実施計画を策定するときは、前項に規定する策定方針の策定に加え、総合基本計画主管課において策定に必要な事項を定める策定要領を市長の決裁を受けて策定しなければならない。

3 前2項に規定する策定方針又は策定要領を策定するときは、政策調整会議に付議した後、策定会議に諮り、市長の決裁を受けるものとする。

(庶務)

第7条 策定会議、部会及び策定チームの庶務は、総合基本計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

(鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程の廃止)

2 鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程（昭和58年鎌ヶ谷市訓令第21号）は、廃止する。

附 則（令和元年7月4日訓令第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和2年3月5日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

部会名	構成員	
行財政運営部会	部会長 副部会長 部会員	総務企画部長 総務企画部次長 総務課長、行政室長、人事室長、情報推進室長、企画財政課長、企画政策室長、財政室長、秘書広報課長、広報広聴室長、契約管財課長、課税課長、収税課長、市民課長、市民活動推進課長、男女共同参画室長、会計課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員会事務局長、議会事務局長
安全・環境部会	部会長 副部会長 部会員	消防長 市民生活部次長 消防本部次長、安全対策課長、消防総務課長、予防課長、警防課長、環境課長、クリーン推進課長、下水道課長、企画政策室長
保健・福祉部会	部会長 副部会長 部会員	健康福祉部長 健康福祉部次長 社会福祉課長、障がい福祉課長、こども支援課長、こども総合相談室長、幼児保育課長、高齢者支援課長、健康増進課長、保険年金課長、企画政策室長
子育て・教育部会	部会長 副部会長 部会員	生涯学習部長 健康福祉部次長 こども支援課長、こども総合相談室長、幼児保育課長、障がい福祉課長、健康増進課長、教育総務課長、学校教育課長、学務保健室長、指導室長、給食管理室長、生涯学習推進課長、企画政策室長
都市基盤部会	部会長 副部会長 部会員	都市建設部長 都市建設部次長 都市計画課長、都市政策室長、開発指導室長、まちづくり室長、道路河川整備課長、北千葉道路・栗野バイパス推進室長、道路河川管理課長、建築住宅課長、営繕室長、下水道課長、公園緑地課長、クリーン推進課長、企画政策室長
文化・スポーツ・産業・観光部会	部会長 副部会長 部会員	市民生活部長 生涯学習部次長 文化・スポーツ課長、生涯学習推進課長、農業振興課長、商工振興課長、農業委員会事務局長、企画政策室長

鎌ヶ谷市総合基本計画

発行日：令和2年 月

発行：鎌ヶ谷市

編集：鎌ヶ谷市総務企画部企画財政課企画政策室

〒273-0195

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電話 047-445-1141

FAX 047-445-1400